

あさか



水と緑に満ちた やすらぎと生きがいのあるまち 朝霞

特集

「シティ・セールス朝霞ブランド」を認定しましたP. 2
 納め忘れの市税はありませんかP. 3
 平成26年度の国民健康保険税率等を改正しますP. 4
 「朝霞市投票区の一部見直し(案)」にご意見をお寄せくださいP. 5
 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金P. 6
 平成26年度集団健(検)診のご案内P. 8
 未来ある子どもたちのためにP. 9
 民生委員・児童委員をご存じですか?P. 10
 議会だよりP. 12
 あなたも参加しませんか? 「あさか環境市民会議」P. 23

市長コラム P. 24
 情報BOX P. 25
 ようこそ!あさかの生涯学習へ P. 36
 ご利用ください!朝霞市の各種相談窓口 P. 42
 わたくしたちの健康 P. 45
 みんなすこやか P. 46
 へるすアップ P. 46
 市民伝言板 P. 47
 PHOTO NEWS P. 48



花が彩り、川と親しむ ~黒目川花まつり~

4月5日(土)と6日(日)の2日間、産業文化センター周辺や黒目川流域で第8回黒目川花まつりが開催されました。

黒目川沿いの桜並木は満開!心地よい春のうららかな風の中、散歩しながら楽しめるのとあって、たくさんの人でにぎわっていました。黒目川花まつり名物の渡し舟「黒目さくら丸」は今年も行われ、整理券を配布するときには長い列ができていました。

川の中に入って遊ぶ子どもたち、レジャーシートを敷いてお花見を楽しむ人々、菜の花畑で写真を撮る方たちと、それぞれが思い思いの方法で自然と親しみ、おまつりを楽しんでいました。

なお、黒目川は「シティ・セールス朝霞ブランド」に認定されました。詳細は2ページをご覧ください。

smile すまいるエフエム FM76.7MHz
FMラジオ周波数 FM76.7MHzでお聴きいただけます。

「あさか市民ラジオの時間」を放送中です!
 すまいるエフエム (FM76.7MHz) で市内のイベントや市民の声など、いろいろな情報を発信しています。ぜひ、お聴きください。
放送時間 / 平日 午後4時~4時30分
 土・日曜日 午前10時~10時30分
 午後5時~5時30分

【朝霞市行政情報 放送時間】
 月~金曜日 7:00/11:00/16:00/19:00/23:00/2:00
 土曜日 8:00/14:00/21:00/2:00 日曜日 8:00/16:00/2:00
 すまいるエフエムホームページでも聴くことができます。

「シティ・セールス朝霞ブランド」 を認定しました

問／産業振興課 ☎463-1903

市では、シティ・セールス^(※)の一環として、本市の誇れる文化、景観、行事および産品等の地域資源を市の内外に周知することにより、市のイメージの向上および郷土意識の醸成を図ることを目的として、新たに「シティ・セールス朝霞ブランド」を認定しました。

今後、この「シティ・セールス朝霞ブランド」を活用し、朝霞市を市の内外にPRするため、イラストマップの作成など、さまざまな事業を展開していく予定です。

(※) シティ・セールスとは…都市の魅力を外に向けて発信することにより、都市のイメージアップや知名度の向上を図り、外部から定住者や企業を呼び込んだり、観光客を招いたりする取り組みのこと

今回認定したブランド／本田美奈子・モニュメント（文化）、黒目川（景観）、朝霞市民まつり「彩夏祭」（行事）、朝霞アートマルシェ（行事）、ニンジン（産品）
認定期間／平成29年3月31日まで

黒目川



市内をほぼ東西に流れ、朝霞駅・北朝霞駅から比較的近い区域もあり、春の桜並木をはじめ四季折々の景観とともに、手軽な散策スポットとして親しまれています。

朝霞アートマルシェ



朝霞駅南口・東口駅前広場やその周辺商店街で毎年10月上旬に行われ、街なかで身近に音楽や芸術に触れられるイベントとして、本市の秋を代表するイベントに成長しつつあります。

県内でも有数の出荷量を誇っており、地元で栽培されたニンジン素材とした菓子や食品、料理があるほか、朝霞駅・北朝霞駅周辺には、ニンジンをかたどったモニュメントがあるなど、地元産の野菜のひとつとして親しまれています。



ニンジン

朝霞市民まつり「彩夏祭」



「関八州よさこいフェスタ」や市街地で開催される打ち上げ花火などのさまざまなイベントが行われ、市内外から多くの観客が訪れる本市を代表するイベントのひとつです。

本田美奈子・モニュメント

本田美奈子さんが朝霞のまちをこよなく愛していたことはよく知られており、多くのファンや芸能関係者に愛された本田さんの功績をたたえ、朝霞駅南口駅前広場に建てられています。



納め忘れの市税は ありませんか

問／収納課

納税相談・差し押さえについて…☎463-2023

口座振替について…☎463-2040

債権管理条例について…☎463-0186

●市税は納期限までに必ず納付してください

市税は納期限までに自主的に納めていただくことになっています。期限が過ぎた未納の税金がある場合は、至急納付してください。

なお、納付の期限を過ぎた税金には、本来の税額のほかに延滞金を合わせて納めていただく必要があります。

※納付書がお手元ない場合や、未納の有無を確認されたい場合などは、収納課へお問い合わせください。

●納税カレンダー

税目	月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
市・県民税			1期		2期		3期			4期	
固定資産税 都市計画税		1期		2期					3期		4期
軽自動車税		全期									
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

※納期限は各月の末日ですが、当日が休日等の場合には翌開庁日となります。

●納税は便利な口座振替で

納税は口座振替をご利用ください。一度申し込めば、お忙しい方、納め忘れが心配な方は、便利で確実な納付ができます。申込手続きは、納税通知書に添付されている「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、必要書類を持参のうえ、取扱金融機関の窓口へお申し込みください。

必要書類

・納税通知書　・通帳　・通帳印

※各納期限の1か月前までにお申し込みください。

※ゆうちょ銀行に申し込む場合は、ゆうちょ銀行（郵便局）の備え置き用紙をご利用ください。

※預貯金残高不足により、振替不能となった場合は、再度振替はできませんのでご注意ください。

●納期限までに納付しないと

市では、納期限までに納付の確認が取れない方には、督促状などを送付して自主的な納付をお願いしています。

しかし、それでも納めていただけない方をそのままにしているのは、納期限までに納めていただいた方との公平性を保てません。併せて市は、行政運営のための財源を確保する必要があります。

このことから、市では自主的に納めない方に対しては財産の調査を行い、預貯金、給与などの財産の差し押さえを行っています。

●納税相談について

病気や災害などの事情により、市税の納付が困難になった方は、収納課へご相談ください。

また、平日に時間がとれない方は、休日納税相談窓口をご利用ください。

休日納税相談

実施日／毎月第1・3日曜日（1月第1日曜日を除く）

※5月・6月・7月は第4日曜日も実施します。

時間／午前8時30分～正午

会場／市役所 収納課（2階20番窓口）

その他／休日につき、庁舎の北側出口をご利用ください（正面玄関からは入れません）。



朝霞市債権管理条例を制定しました

市では、債権管理の適正化を図るため、次の取り組みを進めることを目的として、「朝霞市債権管理条例」を制定し、平成26年4月1日から施行しました。

※手続きの明確化・統一化

各債権所管課が個別に行っていた、台帳の整備や督促などの債権管理の手続きについて、全庁的な手続きの明確化・統一化を図ります。

※債権放棄

債務者が行方不明や破産による債務免責など、回収の見込みがない債権の放棄を適切に行います。

平成26年度の

国民健康保険税率等を改正します

問／保険年金課 ☎463-0283

国民健康保険は、加入者が病気やけがをしたときに、安心して医療にかかることができるように、診療費の一部を保険給付する制度です。その財源は、加入者が負担する保険税と、国・県の負担金などで賄われています。

本市の国民健康保険は、加入者の高齢化や医療技術の高度化等による医療費の増加、景気の低迷などによる保険税収入の減少等の影響、また、これまで一般会計からの財政支援を受け運営してきましたが、財政支援にも限りがあり、大幅な財源不足が生じることから、やむをえず平成26年度の保険税について税率等の引き上げを行わせていただくこととなりました。

今後においても、加入者の皆さんが安心して医療のサービスを受けられるよう、国民健康保険の安定的な運営を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

区分	所得割		資産割		均等割		平等割		賦課限度額	
	H25 改正前	H26 改正後	H25 改正前	H26 改正後	H25 改正前	H26 改正後	H25 改正前	H26 改正後	H25 改正前	H26 改正後
医療保険分	7.5%	7.7%	33.0%	33.0%	12,000円	12,000円	14,000円	14,000円	47万円	51万円
後期高齢者 支援分	0.9%	2.0%	—	—	7,000円	9,000円	—	—	12万円	14万円
介護保険分	0.9%	1.7%	—	—	9,000円	9,000円	—	—	9万円	12万円

(改正箇所：太文字)

国民健康保険税5割・2割軽減の対象世帯が拡大されます

国では医療保険制度改革の一環として、平成26年度に低所得者の負担軽減措置を拡充することになり、朝霞市でも軽減措置を拡充します。

- ① **5割軽減** 現行では二人世帯以上が対象でしたが、改正により単身世帯についても対象となるとともに、軽減対象となる所得基準額も引き上げとなります。
(現行) 基準額 33万円+24.5万円×(被保険者数-**世帯主**)
(改正後) 基準額 33万円+24.5万円×被保険者数
- ② **2割軽減** 軽減対象となる所得基準額が引き上げとなります。
(現行) 基準額 33万円+35万円×被保険者数
(改正後) 基準額 33万円+**45**万円×被保険者数

国民健康保険説明会 ～国民健康保険税について～

平成26年度から国民健康保険税の税率等を改正します。その内容について、市民の皆さんに直接説明させていただくために、次のとおり説明会を開催します。

- ① **日時**／5月17日(土) 午後2時～3時30分(受付開始 午後1時30分)
会場／中央公民館・コミュニティセンター
- ② **日時**／5月23日(金) 午前10時～11時30分(受付開始 午前9時30分)
会場／産業文化センター

内容／国民健康保険の財政状況と改正後の国民健康保険税について(①②両日とも同じ内容です)

※国民健康保険税の算出についての説明も行います。詳しい試算金額の算出をご希望の方は、加入者全員の平成25年中の所得額および平成26年度朝霞市固定資産税額がわかる資料(源泉徴収票、確定申告書の写し、固定資産税納税通知書等)をお持ちください。

対象／どなたでも **定員**／会場の都合上、定員を60人とさせていただきます。

申込方法／事前予約不要、当日直接会場へ

「朝霞市投票区の一部見直し(案)」にご意見をお寄せください

問／選挙管理委員会事務局 ☎463-2444

市選挙管理委員会では、投票所の増設および投票区の一部見直しを検討しており、その投票区の一部見直し(案)について、市民の皆さんからの意見を募集します。

見直し(案)の投票区／

- (1) 第10投票区(宮戸市民センター)の一部を、新たに第23投票区(朝霞たちばな幼稚園)に変更する。
- (2) 第16投票区(根岸台保育園)の一部を、第2投票区(根岸台市民センター)に変更する。

意見募集期間／5月1日(休)～6月2日(月) ※消印有効

意見を提出できる方／市内在住の方

閲覧資料／朝霞市投票区の一部見直し(案)概略図(詳細版)

閲覧場所／市政情報コーナー、選挙管理委員会事務局、内閣木支所、各出張所、各公民館、図書館(本館、北朝霞分館)、市ホームページ

意見の提出方法／件名を「朝霞市投票区の一部見直し(案)の意見」として、住所、氏名、意見およびその理由を記入のうえ、郵送、FAX、メールまたは直接、選挙管理委員会事務局に提出してください。様式は自由。電話受付不可

※メールの場合、添付ファイルは使用せず、メール本文に記載してください。

提出先／

- ・〒351-8501 朝霞市本町1-1-1
朝霞市役所選挙管理委員会事務局宛て
- ・FAX 463-1420
- ・メール senkan@city.asaka.saitama.jp

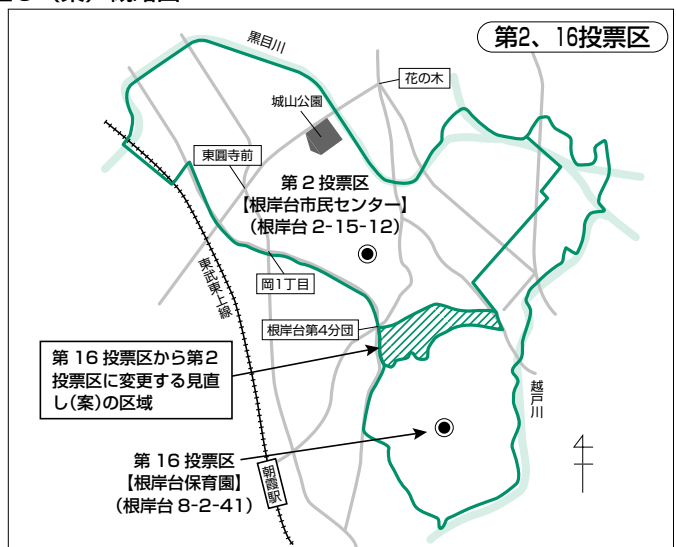
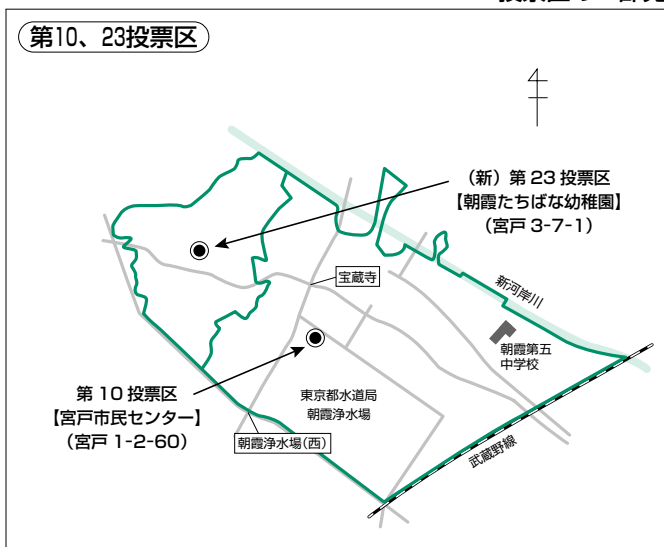
意見の公表／市民の皆さんからいただいた意見は氏名等の個人情報を除き、後日、市ホームページ等で公表する予定です。なお、意見に対する個別の回答はしません。

投票区の一部見直し(案) 区域一覧表

投票区(投票所)	変更後区域	変更前区域
第10投票区 (宮戸市民センター)	①宮戸1丁目(全域) ②宮戸2丁目(1番、12番26～47号、13番1～12号、13番39～45号、14番1～10号、14番21～34号、15～18番) ③宮戸3丁目(1番、2番、3番1～17号、3番86～95号、21～23番) ④宮戸4丁目(全域) ⑤大字宮戸(1～50番地、76～99番地、373～389番地、3545～3577番地を除く)	①宮戸1丁目(全域) ②宮戸2丁目(全域) ③宮戸3丁目(全域) ④宮戸4丁目(全域) ⑤大字宮戸(1～50番地、76～99番地、373～389番地、3545～3577番地を除く)
(新)第23投票区 (朝霞たちばな幼稚園)	①宮戸2丁目(2～11番、12番1～25号、12番48～93号、13番13～38号、14番11～20号) ②宮戸3丁目(3番18～85号、4～20番)	
第2投票区 (根岸台市民センター)	①岡1丁目(16～21番) ②岡2丁目(2～9番、13番) ③岡3丁目(全域) ④根岸台2丁目(4～17番) ⑤根岸台3丁目(全域) ⑥根岸台4丁目(3番、4番、5番19～41号、6～8番、9番21～27号、13番、14番) ⑦大字溝沼(1237～1324番地、1327～1353番地、1422番地) ⑧大字岡(1～230番地、378～383番地) ⑨大字台(81～97番地、277～327番地) ⑩大字根岸(120～154番地、159～318番地、481～554番地)	①岡1丁目(16～21番) ②岡2丁目(2～9番、13番) ③岡3丁目(全域) ④根岸台2丁目(4～17番) ⑤根岸台3丁目(全域) ⑥大字溝沼(1237～1324番地、1327～1353番地、1422番地) ⑦大字岡(1～230番地、378～383番地) ⑧大字台(81～97番地、277～327番地) ⑨大字根岸(120～154番地、159～318番地、481～554番地)
第16投票区 (根岸台保育園)	①根岸台4丁目(1番、5番1～18号、5番43～56号、9番1～20号、9番28～54号、10～12番) ②根岸台5丁目(10番、11番) ③根岸台7丁目(1番、2番、22～48番) ④根岸台8丁目(全域) ⑤大字台(81～97番地、277～327番地を除く) ⑥大字根岸(120～154番地、159～318番地、481～554番地を除く) ⑦大字下内間木(113～121番地)	①根岸台4丁目(1番、3～14番) ②根岸台5丁目(10番、11番) ③根岸台7丁目(1番、2番、22～48番) ④根岸台8丁目(全域) ⑤大字台(81～97番地、277～327番地を除く) ⑥大字根岸(120～154番地、159～318番地、481～554番地を除く) ⑦大字下内間木(113～121番地)

※変更となるのは、太字部分です。

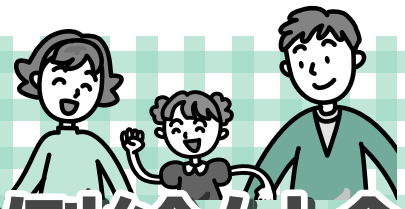
投票区の一部見直し(案) 概略図



凡例：花の木 交差点名

問…問い合わせ

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金



■朝霞市役所

●臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チーム(市役所4階)

●☎463-8673

■厚生労働省の相談窓口

●専用ダイヤル ☎0570-037-192

●受付時間 平日：午前9時～午後6時

現在、市では臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の支給に向けた準備を進めています。

1 臨時福祉給付金

消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を支給します。

支給要件

支給対象者

平成26年1月1日時点で住民票が朝霞市にある方で、平成26年度の市民税(均等割)が課税されない方
ただし、市民税(均等割)が課税される方の扶養親族等(※)の場合や生活保護制度の被保護者などの場合は対象外です。

(※)扶養親族等とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者をいいます。

支給額

支給対象者1人につき1万円

なお、次のいずれかの年金や手当などを受給している方は、5,000円が加算されます。

- ①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金など
- ②児童扶養手当
- ③特別児童扶養手当
- ④障害児福祉手当
- ⑤特別障害者手当
- ⑥経過的福祉手当
- ⑦原爆被爆者諸手当
- ⑧毒ガス障害者対策手当
- ⑨ガス障害者対策手当
- ⑩予防接種法に基づく健康被害救済給付金
- ⑪新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金
- ⑫医薬品副作用被害救済制度の副作用救済給付または生物由来製品感染等被害救済制度の感染救済給付

※①の基礎年金などについては、平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※②～⑫の手当などについては、平成26年1月分の手当などを受給している方が対象です。

<注意点>

- ・加算措置の対象となる年金、手当などを複数受給している場合でも、加算額は支給対象者1人につき5,000円となります。
- ・加算措置の対象となる年金、手当などの裁定等の請求が可能で、まだ行ってない方は、平成26年9月30日までに裁定等の請求を行う必要があります。

申請方法

■申請先：朝霞市役所 臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チーム

■申請期間：決まりしだい広報あさかや市ホームページなどでお知らせします。

■提出書類：申請書、本人確認書類、指定した口座が確認できる書類、手当などの受給状況がわかる書類(※加算措置の対象者のみ)

給付金の受取方法

原則、申請書に記載した指定口座に入金されます。



臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金 Q & A

Q1 平成26年1月2日以降に朝霞市へ引っ越してきた場合の給付金の受け取りはどうなりますか？

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、平成26年1月1日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q2 平成26年1月1日以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象となりますか？

[臨時福祉給付金]

平成26年1月1日に生まれた方は給付金の対象となりますが、平成26年1月2日以降に生まれた方は対象となりません。また、平成26年1月1日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も給付金の対象となりません。

[子育て世帯臨時特例給付金]

平成26年1月1日に生まれた児童で平成26年2月分の児童手当・特例給付の対象となっている場合は給付金の対象児童となりますが、平成26年1月2日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、平成26年1月1日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた児童も給付金の対象児童となりません。

Q3 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金は、両方受け取れますか？

臨時福祉給付金の対象となる児童は、子育て世帯臨時特例給付金の対象児童となりませんので、給付金を両方受け取ることはできません。

2 子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

支給要件

支給対象者

次のどちらの要件も満たす方

- ①平成26年1月1日時点で住民票が朝霞市にあり、平成26年1月分の児童手当・特例給付(*)を受給していること
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満であること

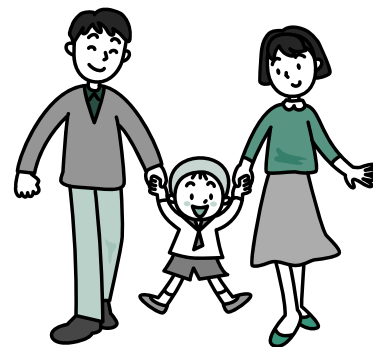
(*) 特例給付とは、所得制限限度額を超え、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることをいいます。

【児童手当 所得制限限度額】

扶養親族(*)の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

(*) 扶養親族とは、税法上の控除対象配偶者および扶養親族をいいます。

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。
なお、医療費控除などを受けた場合は、所得から控除できます。



対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となっている児童
ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護制度の被保護者にあたる児童は対象外です。

<注意点>

上記の児童手当・特例給付の対象児童であれば、子育て世帯臨時特例給付金の申請・支給時に中学校を卒業している場合であっても、対象児童に含まれます。

支給額

対象児童1人につき1万円

申請方法

申請先：朝霞市役所 臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チーム

<公務員の方は？>

職場から児童手当を受給している公務員の方も、子育て世帯臨時特例給付金については、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村へ申請することになります。申請書や公務員児童手当（特例給付）受給状況証明書などは、職場から交付されますので、申請開始時期まで大切に保管していただき、申請先の市区町村へ提出してください。

申請期間：決まりしたい広報あさかや市ホームページなどでお知らせします。

提出書類：申請書、支給対象者の本人確認書類(*1)、指定した口座が確認できる書類(*1)、公務員児童手当（特例給付）受給状況証明書など(*2)、対象児童の在留カードなどの写し(*3)

(*1) 公務員の方およびそれ以外の方で児童手当の振込口座と異なる口座（支給対象者の口座に限る）を指定する方

(*2) 公務員の方のみ (*3) 対象児童が外国人の方のみ

給付金の受取方法

原則、児童手当の振込口座または申請書に記載した指定口座に入金されます。

配偶者からの暴力を理由に避難している方への対応について

配偶者からの暴力を理由に避難していて、事情により、平成26年1月1日時点で住民票を移すことができていない方で、一定の要件を満たす方は、住民票のある市区町村ではなく、実際にお住まいの市区町村で臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の支給申請をすることができます。

なお、実際にお住まいの市区町村で支給申請をするためには、配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申し出を事前に行う必要があります。

詳しくは、臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チームにお尋ねください。

「振り込め詐欺」にご注意ください。

市や厚生労働省などの職員がATM（銀行、コンビニなどの現金自動預け払い機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金に関して、これらの疑いのある電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市役所や朝霞警察署（または警察相談専用電話）にご連絡ください。

朝霞警察署 ☎465-0110

警察相談専用電話 #9110

平成26年度 集団健（検）診のご案内

30代のヘルスチェック、集団乳がん検診、集団子宮頸がん検診は、同日の受診が可能です。

健（検）診名	対象者 (受診日現在)	費用	集団健（検）診日程表										
			月	6月		10月		11月		12月		1月	
			日	21	22	16	17	8	10	19	22	25	26
曜日	土	日	木	金	土	月	金	月	日	月			
30代のヘルスチェック (定員100人) 問診、血圧測定、血液検査、 尿検査、身体計測、内科診察	30～39歳 男女	無料	午前 のみ	—	○	—	—	○	○	○	—	—	○
集団乳がん検診 (定員160人) 問診、視触診、乳房レントゲン 検査（マンモグラフィ）	30～39歳、 50歳以上女性	500円	午前 午後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	40～49歳 女性	700円		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
集団子宮頸がん検診 (定員160人) 問診、視診、内診、 頸部細胞診	20歳以上 女性	400円	午前 午後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【検診時間】 午前：9時～11時 午後：1時～3時 ※混雑を避けるため、時間を区切ってご案内し ます。	申込期間 (必着)			5/16(金) }	9/12(金) }	10/3(金) }	11/13(木) }	12/12(金) }					
	健（検）診会場			保健センター									

集団健（検）診申込方法

【1. はがきで申し込む場合】

市販のはがきに「①希望する検診名・②希望日・③希望時間（第2希望まで記入）・④住所・⑤フリガナ・⑥氏名・⑦年齢・⑧生年月日・⑨電話番号」を記入のうえ、下記宛先までお申し込みください。③希望時間は「午前」・「午後」・「いつでも良い」のいずれかをご記入ください。

宛先 / 〒351-0011 朝霞市本町1-7-3 朝霞市保健センター 集団検診係

はがき記入例

52円
351-0011
朝霞市本町 一七三
朝霞市保健センター
集団検診係
宛て

【集団がん検診の申込の場合】

①集団乳がん検診
集団子宮頸がん検診
第1希望
②10月16日(木) ③午前
第2希望
②10月17日(金) ③午後
④朝霞市本町1-1-1
⑤アサカ ハナコ
⑥朝霞 花子 ⑦53歳
⑧昭和36年6月15日
⑨048-465-8611

【集団がん検診と30代のヘルスチェックの申込の場合】

①集団乳がん検診
集団子宮頸がん検診
30代のヘルスチェック
第1希望
②11月8日(土) ③午前
④朝霞市本町1-1-1
⑤アサカ エイコ
⑥朝霞 栄子 ⑦33歳
⑧昭和55年6月15日
⑨048-465-8611

【2. メールフォーム（ホームページ）で申し込む場合】

市ホームページの「集団検診（成人歯科健康診査・30代のヘルスチェック・集団乳がん検診・集団子宮頸がん検診）の申込方法」をご覧ください。

（市ホームページ「分類でさがす」→「くらしの便利帳」→「健康」→「健康診断」から入れます）

【3. 健康づくり課（保健センター）窓口で申し込む場合】

窓口に申込用紙があります。申込用紙に記入のうえ、お申し込みください。

各健（検）診は、
申込期間（申込開始日、申込締切日）
がありますので、
ご注意ください。

検診日の1週間前ぐらいに問診票を郵送します。申込多数の場合は、抽選となります。抽選結果は、当落に関わらず郵送で通知します（検診日の1週間前ぐらいに発送します）。

【以下の方は受診できません】 下記以外でも当日の体調や問診等により受診できない場合があります。

- 共通事項…健（検）診受診日に朝霞市民でない方、対象年齢外の方、今年度すでに同一種類の市の健（検）診を受診された方
- 乳がん検診…妊娠中・妊娠の可能性のある方、授乳中の方、豊胸手術をされている方、ペースメーカーを着用している方
- 子宮がん検診…妊娠中・妊娠の可能性のある方、生理中の方（ただし、出血が終わってから3日経過していない方は問診の結果受診できない場合があります）

未来ある子どもたちのために

問／こども未来課
☎463-0364

皆さんは「児童福祉週間」をご存じですか？児童福祉の理念の普及・啓発を図るとともに、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「子どもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。

今年も5月5日(月・祝)～11日(日)まで、平成26年度の児童福祉週間標語「そのいっぽ みらいにつづく ゆめのみち」をテーマに、全国で各種行事が行われます。そこで、皆さんに児童福祉について考えるきっかけになればと思い、子どもの権利についてご案内します。

「**子どもの権利条約**」を聞いたことがありますか？世界中すべての子どもが持っている“権利”について定めた条約です。「子どもの権利条約」は、世界中の子どもたちが幸福に生きることを願い、1989年に国連で採択されました。現在193の国と地域で締結されています。

1 生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができるなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や詐欺などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできることなど。

●「子どもの権利条約」が定めている権利

この条約は大きくわけて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとって一番いいことを実現しようとうたっています。

「子どもの権利条約」では、障害のある子どもの権利についてもうたっています。

<第23条の1>

「締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。」

条約は、前文および54条からなり、子ども(18歳未満)の権利を包括的に定めています。

(詳しくは…日本ユニセフ協会 <http://www.unicef.or.jp/> 外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)

また日本にも、昭和26年5月5日に児童の成長と幸福の実現を願って作成された宣言的文章「**児童憲章**」があります。基本綱領に、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、よい環境のなかで育てられる」とうたわれています。

●「児童憲章」条文(一部抜粋)

- ★すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- ★すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- ★すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

(詳しくは…文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>)



子どもや家庭を取り巻く環境は、少子化の進行や児童虐待の増加、子どもが犯罪に巻き込まれるなど大きく変化していることから、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに安心・安全・安定して生活できる環境を推進していくことは極めて重要な課題です。

朝霞市では、「あさか子どもプラン」を策定し、障害のある子どもも健常な子どもも、全ての子どもたちが健やかにいきいきと育つことのできる社会、子どもを安心して生み育てられる社会づくりに取り組んでいます。すべての子どもたちが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望を持って、たくましく育っていけるよう、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について、みんなで考えてみましょう。

※「あさか子どもプラン」は、市ホームページや、こども未来課、市内図書館などでご覧いただけます。



民生委員・児童委員をご存じですか？

☎朝霞市民生委員児童委員協議会事務局（福祉課内） ☎463-1594 ㊚463-1025

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣および埼玉県知事から委嘱を受けて、地域で福祉的援助を必要とする方々に対し、相談や助言を行うなどの活動をしています。

お気軽にご相談ください

「ひとり暮らしのお年寄りを最近見かけないので病気では?」、「子どもの泣き声が絶えない家があるけれど虐待では?」など、ご近所の気になることや生活を営むうえでの悩みごと、心配ごとがありましたら、民生委員・児童委員にご相談ください。相談内容に応じた福祉サービスを紹介するなど、安心して生活できるようにお手伝いをしています。

※相談などで知り得た情報については秘密を厳守します。

※お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員の連絡先については、福祉課へお問い合わせください。

※担当民生委員名が空欄の地区については、福祉課へお問い合わせください。

本町		溝沼		根岸台	
1丁目1~9	もとはし 千代子 本橋 千代子	1丁目全域		1丁目1~6	ひらまつ 平松 かわ子 きわ子
1丁目10~14	そねだ 千佳子 曾根田 千佳子	2丁目1~4・9	ながい 明美 長井 明美	1丁目7、2丁目1~5	たちかわ まさてる 立川 正輝
1丁目15~18	かとう 洋子 加藤 洋子	2丁目5・6、3丁目1~3	きしもと 瑞枝 岸本 瑞枝	1丁目8~11	すだ 菊枝 須田 菊枝
1丁目19・33・34	あおき 玲子 青木 玲子	2丁目7・8・10~12	かねこ 智恵子 金子 智恵子	2丁目6~17	うちだ いさる 内田 功
1丁目20~23・29	おかだ 武 岡田 武	3丁目4~10	しおみ 孝之 塩味 孝之	3丁目1~3・5 4丁目7・8・13・14	わち きよみ 和智 清美
1丁目24~28・30・38	すやま 恵子 陶山 恵子	4丁目全域 大字溝沼(黒目川南側)	えのもと 明美 榎本 明美	3丁目4・6~15 大字根岸・大字台	ほしの しんいち 星野 俊一
1丁目31・32・35~37	ほしの 好 星野 好	5丁目1~13	さかもと 美奈子 坂本 美奈子	4丁目1~6・9~12	さんべ くんま 三瓶 軍記
2丁目1・2・4	の 雅代 野本 雅代	5丁目14~20	すがわら 茂子 菅原 茂子	5丁目全域	の 文子 野本 文子
2丁目3 3丁目1・2・7	みさわ 美恵子 三澤 美恵子	6丁目1~12・22~24	しおみ 好郎 塩味 好郎	6丁目1~4	
2丁目5~7・12~14	いとう 政古 伊藤 政古	6丁目13~21	はしもと 芳博 橋本 芳博	6丁目5~7	かげやま あつこ 影山 厚子
2丁目8・18	と 隆子 土佐 隆子	7丁目1~3・8~14	おかの 雅子 岡野 雅子	6丁目8~10 7丁目5(30~40号)・ 6~12	かねこ ひし 金子 博
2丁目9~11・16・17	くらい 和子 櫻井 和子	7丁目4~7	おまた 直子 小俣 直子	7丁目1・2・28・29 (5~25号、85号)・45~48 8丁目1・2	ほしの みち子 星野 道子
2丁目15・19・20・22~24・ 27	ふじわら きぬ代 藤原 絹代	大字溝沼(東上線北側)	たかほし 充世 高橋 充世	7丁目3~5(8~15号、 43~46号)・19~23・27	なかはら たかし 中原 隆史
2丁目21・25・26	きまた 寛 木全 寛	大字溝沼(黒目川北側)	すが 昭夫 菅 昭夫	7丁目13~18	ひるま みつこ 比留間 光子
3丁目3~6、大字膝折 青葉台1丁目全域 大字溝沼	つちや 里香 土屋 里香	幸町	こみね みゆき 小峰 みゆき	7丁目24~26・29(46号)・ 30~38・42~44	きとう しょうじ 佐藤 正司
栄町		1丁目1~3・10~13	たかしげ 嘉壽 高柴 嘉壽	7丁目39~41 8丁目4~7	しろま きょう子 城間 京子
1丁目1~4、5丁目1	すずき ゆり子 鈴木 百合子	1丁目4~9	ひろた つとむ 廣田 勉	8丁目3・8~12	たけうち よし子 竹内 芳子
1丁目5・6	ささき 一夫 佐々木 一夫	2丁目1~4・13	さとう みえ子 佐藤 みえ子	田島	
1丁目7・8、2丁目2~4	たけもと 美代 竹本 美代	2丁目5~10・17・18	みうら 京子 三浦 京子	1丁目1~8・15~20	いいの くにあ 飯野 邦雄
2丁目1・10~14 4丁目5~7	よしだ みつ子 吉田 満子	2丁目11・12・14~16	わかばやし まさ子 若林 雅子	1丁目9~14 2丁目5・6・9・14~18 大字田島全域	なかわら きみ江 中村 きみ江
2丁目5~9	まえだ ゆう子 前田 裕子	3丁目1・7	さいとう まさ子 齋藤 満壽子	2丁目1~4・7・8・10~13	ささき ひろし 佐々木 弘志
3丁目1	ちや 芳夫 茶屋 芳夫	3丁目2~6・8~15	仲町		
3丁目2~4	すずき 修司 鈴木 修司	1丁目1・11、2丁目2・3	わたなべ 芳子 渡邊 芳子		
3丁目5~8、4丁目3・4	おおくま きみ枝 大熊 君枝	1丁目2~7	きたがわ 六月 北川 六月		
4丁目1・2、5丁目2~4	たかほし 隼子 高橋 隼子	1丁目8~10	しづや 正司 渋谷 正司		
5丁目5~9	ほしもと 一男 橋本 一男	2丁目1(コンフォール東 朝霞5・6号棟)	くさか 悦子 日下部 悦子		
		2丁目4(コンフォール東 朝霞1~4号棟)	ふしもと 米子 藤本 米子		
		2丁目5~10	やまぎし 逸郎 山岸 逸郎		

膝折町	
1丁目1~4	
1丁目5・10~12	
1丁目6~9・13~16	おおはた しのぶ 大畑 茂
2丁目1~8(膝折団地第 二1号棟を除く)・10	こま あきこ 高麗 暁子
膝折団地第一1・2・3号棟・ 膝折団地第二1号棟	おおはた せい太郎 大畑 清太郎
2丁目11~21	いむら やすひろ 飯村 靖博
3丁目1 4丁目4~9・14	ふじた やすえ 藤田 康枝
3丁目2~7 4丁目15~17	せきね かよこ 関根 香代子
4丁目1・11	しおみ のりゆき 塩味 孝之
4丁目2・3・10	うまき まさ子 馬木 まさ子
4丁目12・13・18・19・21	あらい よしお 新井 美雄
4丁目20	ひらつか けいこ 平塚 恵子
4丁目22	
5丁目全域	
三原	
1丁目1・2	ゆきさわ ちえこ 柳澤 千恵子
1丁目3~9	むらたに ともお 空谷 外喜男
1丁目10~14・26~28	さかさい しのぶ 逆井 稔
1丁目15~24	しおの のぶこ 塩野 信子
1丁目25・29~33	よしかわ きろく 吉川 輝六
2丁目1~6・31~35	きたみ ただひで 北見 忠英
2丁目7~12・27~30	なかむら かづお 中村 加津雄
2丁目13~17・23~26	かきぬま るみ子 柿沼 るみ子
2丁目18~20 4丁目13	おぎの きよこ 荻野 起与子
2丁目21・22 3丁目26・29	かごしま ひろみ 神子島 弘美
3丁目1~7	いしだ ゆきえ 石田 友紀枝
3丁目8~18	めざき ひさこ 目崎 壽子
3丁目19~25・27	はやかわ りえこ 早川 理栄子
3丁目28・30~35	たにくち せんや 谷口 千彌
4丁目1・2 5丁目15~18	ほしの きく代 星野 きく代
4丁目3~12	あかはね むつみ 赤羽 睦美
5丁目1~5	いしくろ よしこ 石黒 好子
5丁目6~14	かない れい子 金井 れい子
浜崎	
1丁目・2丁目全域	こでら たかお 小寺 崇夫
3丁目全域	いけだ みち子 池田 美智子
4丁目・大字浜崎全域	ほそ野 ひさえ 細野 久江

東弁財・西弁財	
東1丁目1~7 西1丁目1~8	いごう かつみ 伊郷 克己
東1丁目2~6 東2丁目6・7・10~13	ほそだ のり子 細田 のり子
東2丁目1~5・8・9・14・15 東3丁目1~3	ちゅう よしあつ 長 嘉敦
東3丁目4~13	おおいだ かずあき 大井田 一明
東3丁目14~21 西2丁目全域	くまくら とときえ 熊倉 時江
西1丁目9~16	やなぎはら おとし 柳原 聡
泉水	
1丁目全域	
2丁目1~3・13 3丁目1	すが あきお 菅 昭夫
2丁目4~12	ひらつか けいこ 平塚 恵子
3丁目2~4・11~14	ひらさわ しげる 平澤 茂
3丁目5~10	やなぎさわ ちえこ 柳澤 千恵子
3丁目15・16	おおいだ かずあき 大井田 一明
岡	
1丁目1~9	みやさか いくこ 宮坂 郁子
1丁目10~15	ひるま れいこ 比留間 禮子
1丁目16~21 3丁目1・2・9・10・14	
2丁目全域・大字岡	たかはし みちよ 高橋 充世
3丁目3~8・15・16	
3丁目11~13・27~29	いわた まゆみ 岩田 真弓
3丁目17	
3丁目18~26・30	たなか あつこ 田中 淳子
北原・西原	
北1丁目全域 北2丁目1・5	くせ いつこ 久瀬 逸子
北2丁目2~4・6~15	にしぐち やえこ 西口 八重子
西1丁目全域 西2丁目15	たかはし かずえ 高橋 一枝
西2丁目1~14	すだ なおこ 須田 直子
内間木	
上内間木武蔵野線南側	おおつか えりこ 大塚 恵利子
上内間木武蔵野線北側 (南側の一部)	のりま ひろこ 野島 弘子
下内間木全域	おおぬき のりこ 大貫 典子

朝志ヶ丘	
1丁目1・3・4 浜崎団地2号棟・1号棟東側	
浜崎団地3号棟・1号棟西側	さかもと くによ 坂本 州代
1丁目5	おおた けいこ 太田 啓子
1丁目6・7 2丁目10~13	かの くにこ 鹿野 邦子
2丁目1~4・5(1号・29~ 51号)、3丁目11・12	とのたに きみえ 戸野谷喜美恵
2丁目5(4~28号)・6~9	かすや かずえ 糟谷 和枝
3丁目1~5	みやうち かつよ 宮内 勝代
3丁目6~10	たかしま かずあき 高島 和昭
4丁目1~8	よこせ とみ子 横瀬 とみ子
4丁目9~15	こみね まさこ 小峰 正子
宮戸	
1丁目1~3、2丁目1	みねむら いとこ 峯村 伊登子
1丁目4~6	すだ みえこ 須田 美恵子
2丁目2・9~12	ほんま しずえ 本間 静江
2丁目3~8	ようがい けいこ 要害 桂子
2丁目13~18	ほそだ かずこ 細田 和子
3丁目1・2・20~23 4丁目2・3	たかはし よしまさ 高橋 良昌
3丁目3~5・13(2~11号・ 41号)・14~19	いけだ まさゆき 池田 正幸
3丁目6~12・13 (14~22号)	さくらい きくこ 櫻井 紀久子
4丁目1・2(50・51号)・ 4~7	いで くみこ 井出 久美子
4丁目8~14 大字宮戸全域	こみね はつみ 小峰 初美
主任児童委員	
仲町・根岸台	えがわ ちかこ 江川 千佳子 さかぐち さとこ 坂口 聡子
三原・東弁財・西弁財・ 泉水	やすふく なおみ 安福 直美 さかもと ちかこ 坂本 知里
本町・青葉台・栄町	ひらかわ まきこ 平川 真紀子 かまい じゅんこ 釜井 順子
朝志ヶ丘・宮戸・北原・ 西原	ようがい えいこ 要害 映子 やぎさわ れいこ 八木澤 玲子
岡・浜崎・田島・内間木	まつしま みちこ 松島 三千子 たかはし けいこ 高橋 恵子
幸町・溝沼・膝折町	おくむら はるよ 奥村 晴代 せきね ゆうこ 関根 裕子

議会だより

編集▼議会だより編集委員会
第1回朝霞市議会定例会
平成26年度各会計予算など32議案を審議

平成26年第1回朝霞市議会定例会は、2月27日から3月26日までの28日間の会期で開かれました。

この定例会では、市長から32議案が提出され、慎重に審議した結果、32件の議案を可決・承認・同意しました。

また、議員提出議案が1件提出され、原案のとおり可決しました。

議案の件名と要旨は、次のとおりです。

専決処分の承認を求めることについて

工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法第199条第1項の規定により、専決処分としたため、その承認を求めたものです。変更内容は、請負契約金が2億1563万8500円から2億1552万3千円となり11万5500円の減額となっています。

承認（全会一致）

平成26年度朝霞市一般会計予算

平成26年度一般会計予算は、定例会初日の2月27日に市長から施政方針、予算編成の説明が行われました。

予算総額は、歳入歳出それぞれ388億1千万円で、前年度対比1.9割の増となっています。ここでは、施策の一部について紹介します。

【自然と調和したゆとりある都市づくり】

・「黒目川まるごと再生プロジェクト」の推進

・新高橋の落橋防止対策工事
・公園施設の安全性確保を含めた長寿命化を図るための計画策定

【安全で快適な生活環境づくり】

・市役所庁舎の耐震補強工事の実施設計

・市民会館ホール・総合体育館・博物館の非構造部材の耐震診断

・地域防災計画の見直し
・防災士資格の取得支援の補助

・太陽光発電システム設置費への補助

【みんなで支え合う健やかな社会づくり】

・浜崎放課後児童クラブの増設

・介護保険事業者が建設する地域密着型特別養護老人ホームと認知症対応型グループホームの整備に対する補助

・彩夏ちゃん健康長寿プロジェクト事業

【豊かな心と人間性を育む人づくり】

・第二小学校に新たに特別支援学級を開設

・内間木公民館改修のための設計

【まちの活力を生み出す産業づくり】

・新たにシティ・セールス朝霞ブランドとして認定する文化、景観、行事、産品等を広く周知するためのイラストマップ作成

【ふれあいと連帯を広げる地域づくり】

・地域コミュニティの形成に向けた施策の推進

・次期男女平等推進行動計画

策定に向けた市民意識調査の実施

【構想推進のために】

・「広報あさか」のポスティングによる全戸配布

・危機管理体制の充実を図るために危機管理監の設置

原案可決（賛成多数）



平成26年度朝霞市国民健康保険特別会計予算

予算総額は、歳入歳出それぞれ122億9030万4千円で、前年度対比2.4割の増となっています。

原案可決（賛成多数）

平成26年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計予算

予算総額は、歳入歳出それぞれ17億4875万円で、前年度対比1.8割の増となっています。

原案可決（賛成多数）

平成26年度朝霞市介護保険特別会計予算

予算総額は、歳入歳出それぞれ51億2596万1千円で、前年度対比4.8割の増となっています。

原案可決（賛成多数）

平成26年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算

予算総額は、歳入歳出それぞれ10億6841万円で前年度対比4.7割の増となっています。

原案可決（賛成多数）

平成26年度朝霞市水道事業会計予算

収益的収入および支出については、収入の水道事業収益が23億6824万1千円で、前年度対比13.4割の増、支出の水道事業費が20億7906万7千円で、前年度対比5.7割の増となっています。

資本的収入および支出については、収入が1182万7千円、支出が13億8477万9千円となっています。

原案可決（賛成多数）

平成25年度朝霞市一般会計補正予算（第3号）

2億6449万6千円の増額で、予算総額は388億502万9千円となっています。

原案可決（賛成多数）

平成25年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

1億6599万2千円の減額で、予算総額は12億7319万5千円となっています。

原案可決（全会一致）

平成25年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算(第4号)

1億4285万5千円の増額で、予算総額は19億7862万5千円となっています。

原案可決(全会一致)

平成25年度朝霞市介護保険特別会計補正予算(第3号)

4986万2千円の増額で、予算総額は53億4670万5千円となっています。

原案可決(全会一致)

平成25年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

108万2千円の減額で、予算総額は10億2686万5千円となっています。

原案可決(全会一致)

朝霞市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律」の施行に伴い、社会教育法が一部改正され、社会教育委員の設置に係る委

嘱の基準等について、条例で定めることとされたため、委嘱の基準を新たに規定するものです。

原案可決(全会一致)

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本市の厳しい財政状況を考慮し、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、職員の地域手当の支給割合について、現行の10割を9割に引き下げるものです。

原案可決(賛成多数)



朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国民健康保険事業における健全な財政運営を図るため、平成23年度から行っている後期高齢者支援金等分の均等割の2千円減税を元の9千円に戻し、基礎課税分の所得割を0.2割、介護納付金分の所得割を0.8割、後期高齢者支援金等分の所得割を1.1割引き上げるほか、賦課限度額を77万円に改めるものです。

原案可決(賛成多数)

朝霞市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例

急速な高齢社会の進展に伴い、財政の効率的な運営を図るため、敬老祝金の給付対象者および給付額を変更するものです。

原案可決(賛成多数)

朝霞市機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

平成26年4月1日の機構改革の実施に伴い、関連する条例中、課の名称を変更する条例をまとめ、整理するものです。

原案可決(全会一致)

朝霞市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

朝霞市都市計画審議会条例に基づき設置している朝霞市都市計画審議会において、市民の参画機会の充実を図るため、新たに公募市民の枠を設置するとともに、より専門的な意見を求めることを目的として、委員構成および定数を変更するものです。

原案可決(全会一致)

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

依然として厳しい経済情勢や本市の財政状況等を考慮して、減額率をそれぞれ10割引き上げ、市長の給料月額を30割、副市長および教育長の給料月額を20割減じる特例措置を平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、実施するものです。

原案可決(全会一致)

朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

限られた財源を効率的・効果的に活用するために、支給内容の見直しを行うもので、支給対象医療費から、入院時食事療養標準負担額等を除くため、必要な改正を行うものです。

原案可決(賛成多数)

朝霞市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

限られた財源を効率的・効果的に活用するために、手当額の見直しを行うものです。

原案可決(賛成多数)

朝霞市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

限られた財源を効率的・効果的に活用するために、支給内容の見直しを行うもので、支給対象医療費から、入院時食事療養標準負担額を除くため、必要な改正を行うものです。

原案可決(賛成多数)

朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

限られた財源を効率的・効果的に活用するために、支給内容の見直しを行うもので、支給対象医療費から、入院時食事療養標準負担額を除くため、必要な改正を行うものです。

原案可決(賛成多数)

朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定等の申請手数料のうち、消費税分に相当する額を改めるものです。

原案可決(賛成多数)

朝霞市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

従前の朝霞市災害派遣手当等の支給に関する条例に、新型インフルエンザ等対策特別措置法および大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、都道府県または市町村は、派遣された国等の職員に対し、災害派遣手当を支給できることから、地方公務員法





第24条第6項の規定に基づき、改正を行うものです。

原案可決（全会一致）
朝霞市地域福祉基金条例を廃止する条例

社会経済情勢の変化を踏まえ、基金原資の有効活用を図るため、本条例を廃止するものです。

原案可決（賛成多数）
朝霞市庁舎等整備方針検討委員会条例を廃止する条例

庁舎等整備方針検討委員会から、平成25年10月、市長に提言が行われたことから、本条例を廃止するものです。

原案可決（全会一致）
朝霞市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会条例

市庁舎の耐震化事業に係るプロポーザルの実施に当たり、その内容が最も優れた者を厳正かつ公平に選定するために審査を行うことを主な事務とする朝霞市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会を附属機関として設置する必要があるため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに制定するものです。

原案可決（全会一致）



朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会条例

朝霞市基地跡地利用計画を見直すにあたり、朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会を附属機関として設置する必要があるので、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに制定するものです。

原案可決（全会一致）

朝霞市債権管理条例

市の債権管理に関する事務処理についての一般的基準等を定めることにより、これまで各債権所管課が個別に行っていた「台帳の整備」、「督促」などの事務について、全庁的な手続きの明確化、統一化を図るとともに、債務者が破産したとき、私債権において消滅時効に係る時効期間が満了したときなど、徴収不能となった債権の放棄を適切に行うことについて必要な事項を定めるため、新たに制定するものです。

原案可決（全会一致）

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

同組合を組織する地方公共団体のうち、彩北広域清掃組合の名称変更に伴い、同組合規約を変更することについて

協議するため議決を求めるものです。

原案可決（全会一致）
教育委員会委員任命に関する同意を求めることについて

任期満了に伴い、新たに次の方を任命することに同意を求めるものです。

三好 節さん
同意（全会一致）

※掲載内容は第1回定例会時点でのものです。



議案審議

議案第2号 平成26年度朝霞市一般会計予算

支出カットのあり方

○黒川滋議員 平成26年度予算では、財政調整基金の残高が少なくなった対応として、至る所で歳出の削減をしています。削減にはムダのカットもありますが、多くは市民の我慢や、持ち出しを増やす内容です。単年度予算での歳出見直しを繰り返すやり方では、削減する基準や、いつ、財政がどのようになったら我慢が終わるのが見えませんが、

通常、こうした場合には、

数年度にわたる財政再建計画をまとめ、計画的に財政を立て直すべきではないのでしょうか。

○市長 予算編成について平成26年度は、市民の皆様の協力もいただきながら、歳出の削減をさせていただくわけですけれども、それによって、来年度は収入についても、ある程度見越せるのではないかと考えますし、今年度、歳出削減をした中で、やり残したこともありますが、徐々にでも実施して市民サービスの向上につなげていきたいと思っています。

今回、皆さんに我慢していただくような部分についても、これから財政調整基金をなるべくふやすような形で余裕財源ができた中で改めて見直し、削減した部分あるいは先送りした部分についてどのような形でまた施策として取り入れられるかを考えていきたいと思っています。

したがって、二、三年はこういった状況は続くのではないかと思います。

○総務部長 現状は、非常に市税の収入の先行きがなかなか見通せないという状況です。

また、普通交付税、臨時財政対策債についても、1、2億円、急に落ちることも起こり得ることです。そうした状況で、二、三年先の計画というようなものが立てづらいうことは理解いただきたいと思います。



土木事業について

○大橋正好議員 黒目川沿いの整備について膝折地区内の黒目川ゆかりのモニュメントおよびベンチとは、また、設置場所はどのあたりですか。

○都市建設部長 膝折地区のモニュメント設置については、黒目川まるごと再生プロジェクト朝霞市部会における全体計画で歴史を伝える施設整備を位置付けています。膝折地区の地元意見交換会で参加者の方より、市民の手づくりで、かつて伸銅などで使用された水車のモニュメントを作製したいとのご提案がありましたので、作製方法や設置場所、デザイン等について、地元町内会や商工会と検討を進め、関係者の皆様の合意が得られ

ましたら設置を行いたいと考えています。

また、ベンチについては、全体計画で交流の場づくりを位置づけており、地域の方々のご意見を踏まえ設置場所を決定していきます。なお、膝折地区では、遊歩道の整備と併せて、新座大橋下流、膝折団地付近に2基設置しました。

予算編成についての考え方

○岡崎和広議員 限られた財源の中、最少の経費で最大の効果を上げるために努力することが、自治体に求められています。予算についても、歳入に見合った歳出での予算編成でならなければならぬと思います。平成26年度予算編成について、本市の考え方を伺いたします。

○総務部長 平成26年度の予算編成について、平成25年度末の財政調整基金の残高が低水準となる見込みであるなど本市の財政状況が厳しい局面を迎えていることや、第4次朝霞市総合振興計画に掲げる重要施策の着実な推進、安定した財政運営といった点を踏まえたうえで予算編成に当た

っています。

また、限られた財源を効果的に活用する政策主導型予算編成を徹底するため、平成26年9月から実施計画に基づく担当課のヒアリングを実施し、事業の必要性、有効性などから採択する事業を決定しました。その結果、予算要求時点での歳入歳出の差額がマイナス14億5085万3千円でしたので、財政課の査定により歳入の増額と歳出の削減を行い、国庫補助金や市債を活用して財源を確保する一方、扶助費のように市民生活に密接な事業や新規事業、拡充すべき事業などに配慮しつつ、積算内容の精査を通じて歳出の縮減に努めたところです。

自治基本条例について

○松下昌代議員 市民参画事業において、自治基本条例アドバイザー謝金30万円が今回初めて予算計上されています。本市における自治基本条例に対する考え方・方向性、平成26年度のスケジュールについてお聞かせください。

○審議監 自治基本条例の策定については、第4次総合振興計画の後期基本計画におい

て、市民参画のための条例など市民参画のルールづくりや条件整備をさらに進めると明記しています。この条例の性格上、第一には市民の皆さんに地方自治の基本的な理念に対する理解が広がり、その理念を明確に位置づけるための条例を制定しようとする機運が一層高まることが必要であり、加えて、市議会と市政の関与と理解のうえに成り立つものと考えています。

平成26年度の取り組みとしては、自治基本条例に対する理解を広げるための講演会や市民の皆さんによるワークショップを立ち上げ、その活動を通じて深まったご意見を市または市議会に対して提言としてまとめていければと考えています。さらに、この提言に基づきまして、自治基本条例の中身を審議する審議会を設置するような運びになることを期待しています。その中で条例案の具体化についてさらに検討を進めたいと思います。

新年度の予算編成について

○田辺淳議員 新年度の予算

は、事業を見直し、休止し、廃止する事業が沢山(100項目)あります。当市は第4次総合振興計画で、行政評価制度を導入しています。みずから事務事業の評価をしたり、市民参加による外部評価をして事業を見直す仕組みを取り入れているはずですが、今回の沢山の事業見直し、休止、廃止は、市民生活に多大な影響を与えるものばかりですが、こうした決定は事務事業評価や外部評価で行なわれたものはほとんど無いのではありませんか？その経緯をお話ください。

○市長 今回いろいろ見直しを行いましたけれども、一律に全て削減したわけでもありません。利用者の方々の事情や、さまざまなことを担当課から聴取したうえで、個別に判断をして、廃止、削減という形で実施させていただく予定になっています。

特に障害者の方や難病者の方々に対する医療費助成や見舞金も、当初は廃止の予定でしたが、社会的に弱い立場の方々への支援は、継続しようというところで、復活しています。

○審議監 施策評価、事務事業評価、外部評価の評価結果については、参考としましたが、行政評価の結果として事務事業を具体的に見直すという評価のものは、平成24年度はありませんでした。そのうえで、評価に基づいて各所管から上がってきている26年度の実施計画案に着目し、内容を所管課との間で調整しながら精査し、その結果、実施計画の見直し作業が進んできました。それは、予算編成の作業と連動するものだと考えておりましたので、調整作業は続けてきました。

行政評価の内容については十分尊重したいと思いますが、今回はそれだけに着目しての判断は、結論としては出せなかったということです。

朝霞市の行政サービスについて、他市との比較の座標軸を明示すべし

○小山香議員 平成26年度の予算で、難病者・重度身体障害者等のいわゆる社会的弱者に対する予算が大幅に削減された。昨年、日経新聞で朝霞市の積立金率が全国ワースト



5位と報道され心配ではあるが、この削減は妥当であろうか。事業の見直し・廃止をする場合、削減が適切かどうかの判断材料が必要である。朝霞4市や県内同一規模の自治体との予算の比較、さらには全国812の市区と朝霞市の行政サービスの水準の比較ができるよう座標軸を明示すべきではないか。

○市長 補助事業等の見直しにおいては、制度の適正水準を推しはかる意味で、近隣市や県内の市の制度を調査し、比較対照していることは事実です。その内容を市民の皆様にお知らせすることが、制度等の変更について理解をいただくうえで必要である場合は、適宜制度の変更について説明をしたいと考えています。

ただ、市の政策として積極的に推進したいと考える施策があるいは、一定の層の方を市に引きつけたい、誘導したいと考える施策については、他の自治体が行っていない取り組みであっても、また、他の自治体よりも高い水準であっても、その効果が期待でき、市の発展、市民の幸福に結びつくものであるものとするれば、

今後も積極的な判断をすべきだと考えています。

今回の厳しい事態は、現実的に市民の皆様には迷惑をかけることになることは、私どもも承知しています。ただ、この局面を乗り切っていくことを契機として、新たな朝霞市の取り組みを改めて形成していく決意も持っているつもりです。

○審議監 市の立ち位置といいますが、全国の自治体のデータをそろえるというのものはなかなか難しいところがあります。市が主体的に、座標軸のどの位置にするかといったところをお示しする現実的な対応としては、県内市の動きをよく確かめるかなど研究をさせていたいただきたいと思えます。

一般会計予算

○山口公悦議員 予算は、市の第4次総合振興計画基本構想に掲げる「安全で快適な生活環境づくり」や「みんなを支えあう健やかな社会づくり」に反し、地域自主防災活動等補助金の縮減や住宅用太陽光発電システム設置費補助金の削減、リサイクル活動推進補助金の削減。そして、重

度心身障がい者や難病患者や高齢者を対象とした各種の補助金が削減されています。この一つ一つが市民の暮らしや命を脅かすものでありやめるべきです。

○市長 今回の各種制度の見直しについては、これまで影響は食いとめたいと努力してきました子育て支援や高齢者障害のある方への支援も見直しの対象とせざるを得なかったことは大変残念であり、内心じくじたる思いを持っています。しかし、これらの見直しを含めて検討しない限り、平成26年度の当初予算を編成することが難しい状況にあつたため、苦渋の決断をしたところと、対象となる方々の状況を個々に考慮しつつ、現在、市としてできる範囲でぎりぎりの選択をしたと考えています。

来年度、休止、縮減する取り組みについては、それぞれ慎重に検討を続け、制度内容もよく吟味したうえで、可能な時期に可能な範囲で再開、あるいは再度拡充していきたいと考えています。特に、社会的に弱い立場の方に対しての制度については、できる限

り優先順位を高くして今後、再開あるいは再度拡充の検討をしていきたいと思えます。

議案第3号 平成26年度朝霞市国民健康保険特別会計予算

国民健康保険制度への考え方および増税について

○斉藤弘道議員 国民健康保険制度は、他の公的医療保険に加入していないすべての人に医療を保障する社会保障制度であり、国や市の責任は重大です。しかし、市は、加入者同士の助け合いの制度と広報しています。どう考えているのか確認します。また、今回の国保税の増税は、約4億円増税ですが、具体例を示して下さい。現在でも高すぎず、払えないとの声があるのに、これ以上滞納者を増やすことになりません。13年度実績より市の負担を減らしますが、市は責任を果たすべきです。

○市長 今回の国保税の値上げについては、所得の低い方々に対しての配慮をしたうえで、収支差額について埋められる程度の増税ということをお願いをさせていただいて

います。

国民健康保険の加入者の大部分が所得の低い方が多いというのは認識していますので、なるべく値上げをしないように、努力してきましたつもりですが、この制度を維持していくうえで、加入者の方々に御負担をいただかなくてはならないという決断をさせていただいたところです。

○健康づくり部長 国民健康保険が社会保障制度の一環として営まれているわけですので、社会で支えるという認識を持っています。

保険税引き上げによる具体的な影響ですが、年金生活の夫婦で、お二人が65歳以上、固定資産なし、合わせて基礎年金160万円を受けている場合、所得控除後はゼロとなり、また、7割軽減該当で、改正前が1万5600円、改正後は1万6800円で1200円の増額、7割の引き上げです。単身世帯で40歳以下のフリーアルバイターで、固定資産なし、所得控除後で108万円の場合、改正前が9万5900円、改正後は10万7700円で1万1800円の増額、12割の引き上げです。4人世帯で40

歳以上の夫婦と子供2人で、固定資産10万円あり、所得控除後の額で266万円の場合、改正前が35万7500円、改正後は41万4600円で5万7100円の増額、^{0.0%}の引き上げです。

議案第13号 朝霞市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

○**神谷大輔議員** 今回、国の社会教育法の改正に伴う、自治体での条例改正ですが、そもそも国で法改正がなされた具体的な背景について伺います。

○**生涯学習部長** 平成25年6月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」を受け、社会教育法に規定されていました社会教育委員の委嘱に関する規定が一部改正されたため、文部科学省令で定める基準を参酌して、新たに市の条例で委嘱基準を規定するものです。

また、今回の一部改正において、市独自の基準として、公募による委員を新しく取り入れ、より市民参画の促進が図れるものと捉えています。

議案第23号 朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

ひとり親家庭医療費支給条例

○**石川啓子議員** 子ども医療費支給条例の改正と同様にひとり親世帯の方が入院したときの入院食事をこれまで補助していましたが、補助をやめるという条例改正です。この制度は県内でも数多くの自治体で実施されており、所得が低く入院で経済的にも困っているときに補助していたものを取り上げるとんでもない改正です。補助を継続すべきではないですか。

○**市長** 大変厳しい財政状況の中で、苦渋の選択をさせていただいたわけですが、福祉3医療それぞれ皆さん事情もあるかと思いますが、福祉3医療という中で判断をさせていただきました。平成26年度の中で財政状況が好転していくのであれば、市町村民税の非課税世帯の方には助成の復活をなるべく早くしていきたいと思えます。※議案に対する質疑は、通告順です。

一般質問

市政に対する一般質問は、3月18日から20日までの3日間に行われ、17人の議員から75項目の質問が行われました。ここでは、その中から一部を掲載しました。

質問議員(発言通告順)

遠藤 光博	岡崎 和広	駒牧 容子
船本 祐志	福川 鷹子	須田 義博
小山 香	星野 文男	黒川 滋
本山 好子	松下 昌代	大橋 正好
神谷 大輔	山口 公悦	田辺 淳
石川 啓子	齊藤 弘道	

総務関係

積水化学東京工場の移転について

○**船本祐志議員** 積水化学東京工場は、昭和28年に現在の根岸台に誕生しました。同社は一部上場の大企業であり、朝霞市の事業等にも協力し、また多くの下請け企業も生まれ、市民の雇用にも貢献してきました。昨年の12月ごろ、平成27年3月をもって工場を移転するとの話を聞きました。

この移転について移転後の跡地の活用など市にはどのような説明があったのか、また移転することで雇用など市への影響について伺います。

○**市民環境部長** 積水化学工業株式会社が発表した内容によると、工場が開設から60年経過し、老朽化や耐震化の対策に多額の費用が必要なことさらに、工場周辺の宅地化や再開発が進み、永続的な生産活動が困難な状況であること踏まえ、平成27年3月末日をもって生産中止、工場閉鎖の予定とのことです。

今後の利用ですが、現時点では事業者において方針が決まっていないとのことですので、動向を注視したいと考えています。

次に、市に与える影響ですが、市税収入、非正規雇用者および下請会社の経営ならびにその雇用者、資材置き場や社員駐車場として借り上げている土地利用、ご好意で長年

無償にて市がお借りしているテニスコートなどへの影響があります。

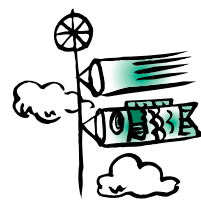
その他の質問項目 財政問題について(1)財政運営のあり方について

ふるさと納税の充実について

○**星野文男議員** ふるさと納税は、故郷をはじめ日本中どの自治体にも納税(寄附)できる制度です。謝礼品を充実させて2億円以上集めた町もあります。ところで、朝霞市のふるさと納税の現状は、どうなっていますか。

謝礼品として朝霞に縁のある陸上自衛隊の「自衛隊グッズ」やホンダの「ホンダグッズ」、彩夏祭の花火特別席鑑賞券等を追加して全国からたくさんの方々にふるさと納税(寄附)が集まるようにしては、いかがでしょうか。

○**市長** 市の現状ですが、ふるさと納税制度のPR方法と



して、平成21年度から1万円以上の寄附された個人に対し、人参ようかん詰め合わせや朝霞力レーなどの特産品の中から本人に選んでいただいた品を謝礼品として贈呈する事業を行った結果、平成21年度は4件でしたが、平成22年度は28件、平成23年度は27件、平成24年度は22件、平成25年度は1月末現在20件のふるさと納税をいただいておりますが、平均として20件ほどのふるさと納税を毎年いただいております。

謝礼品に自衛隊グッズや、ホンダの製品というものは全国的にも非常に人気もありますので、自衛隊やホンダと、2千円相当という金額の中で協力いただけるかどうか相談をさせていただきたいと思っております。

その他の質問項目 障がい者福祉について／中学生社会体験チャレンジ事業の充実について

教育環境関係

公的手続き案内冊子作成について

○**駒牧容子議員** 具体的には市民の方が亡くなられた時に発生する、公的手続きの総合的な案内冊子を作成してはどうかという提案です。朝霞市は核家族化が進み、一人暮らし率が県の平均を大きく上回っており、一人暮らしになって不安を抱えた方が多岐に渡る手続きで、市役所に何度も足を運ばなくてはならなく、非常に大変だという声をいただきます。大切な公的手続きの漏れを防ぐためにも、総合的な案内冊子を作成していただきたいと思いますが、いかがでしょうか？

○**市民環境部長** 死亡届後については、死亡したご本人またはご遺族に関するさまざまな公的手続きが必要で、現在、総合窓口課では、死亡届出時に渡してほしい旨の依頼があった国民健康保険、農業委員会、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの書類を渡していますが、それぞれの方の事情により公的手続きの内容

が異なっていることから、ご遺族の方が死亡したご本人に関する手続きをそれぞれの窓口に関わり合わせたうえで必要書類を準備しています。

死亡届出時に一般的に必要とされる公的手続きを案内冊子としてご遺族の方に配布することについては、大切な手続きの漏れを防ぐとともに、公的手続きに対する不安感を軽減する一助となることから、今後、関係各課と調整し作成していきたくと考えています。

その他の質問項目 無人施設へのAED設置／読書通帳の導入／特別支援学級の安全確保／子ども・子育て新制度

教育について

○**福川鷹子議員** 私は、これまで障害を持たれた市民への支援について、大きな関心を持ち、さまざまな場で活動をして来ましたが、特に聴覚に障害のある方と話す時には手話を取り入れてお話をさせていただきました。この様なご縁で聴覚障害のお子様をお持ちの保護者の方から相談をいただき昨年9月の議会会で「きこえとことばの教室」の開設を要望いたしました。残念な

事に26年度は見送りとなった事についての詳しい経過と今後の開設に向けての教育委員会のお考えをお聞きします。

○**学校教育部長** 「きこえとことばの教室」の平成26年度における設置については、9月議会に議員からのご要望をお伺いし、2838名におよぶ設置希望の署名もいただいたところ。これを受け、教育委員会は、埼玉県教育局の特別支援教育課へ設置を申請し、県とのヒアリングでも設置を強く要望したところであります。

しかしながら、2月下旬に県から連絡があり、残念ながら今回の設置は見送りとなりました。新年度、通級を希望しているお子さんについては、新座市の「きこえとことばの教室」へ通えるよう新座市教育委員会へ保護者の意向、朝霞市教育委員会としての希望も伝え、3月5日付で入級決定の通知が届けられたところ。です。

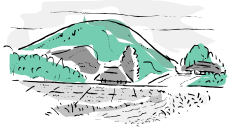
「きこえとことばの教室」の新設については、平成26年度も申請し、粘り強く要望してまいります。

朝霞市の奨学金制度は、子どもへの貧困対策法に反する

○**小山香議員** 今年1月に「子どもの貧困対策法」が施行された。この法律の趣旨は「子どもの将来がその生まれ環境によって左右されることのないよう教育の機会均等を図るため、自治体が学資の援助等の経済的支援に必要な施策を講ずること」を求めている。しかしながら、朝霞市の奨学金制度は、親が市税を滞納していたり、保証人を立てられない場合、借入ることができない。本当に困っている子どもは奨学金を利用できないのである。これは法律に反するのではないかと。

○**学校教育部長** 市においては、子どもがその置かれている環境によって左右されることのないよう教育の機会均等を図るうえで、既に就学援助制度や奨学金制度を実施しています。

奨学金制度については、貸与した資金を原資としながら次の世代につながる奨学金としていますので、お返しいただくことが前提となっている



ために、保証人の要件を外す
 ということは現段階では考
 えていませんが、子どもの貧
 困対策法の施行に伴いまして、
 今後は国・県等の動向、また、
 各自自治体を取り組む施策に注
 視しながら、未来ある子供た
 ちが置かれた環境に左右され
 ないで奨学金制度が利用できる
 よう今後取り組んでいきたく
 いて考えています。

その他の質問項目 学校給食
 とアレルギー／特養の待機者
 解消／プレーパーク／居所不
 明の子ども／市総合振興計画
地域振興施策
彩夏ちゃんの活用につ
いて

○**松下昌代議員** 全国各地で
 地域振興のため、「ゆるキャ
 ラ」を用いる自治体が増えて
 います。彩夏祭のイメージキ
 ャラクター彩夏ちゃんが、現
 在本市のPR活用をしている
 状況です。地元発の文化や賑
 わいをどのように増やすかを
 念頭に置き、将来を見据えた
 地域活性化戦略として、彩夏
 ちゃんを活用すべきであると
 考えます。彩夏ちゃんの広報
 戦略についてどのようにお考
 えますか。また、市内でプロ

シエクトチームを立ち上げる
 など広く活用意見を募るよう
 なことはできないでしょうか。

○**市長** 彩夏ちゃんについて
 は、動けないというのもあり
 まして、どうしても皆さんに
 訴えるものがなかなかない
 というところで、今、市民まつり
 実行委員会をつくっていただ
 けるように、リニューアルを
 お願しているところです。

今までも彩夏ちゃんについて
 は、例えば青パトに彩夏ウボ
 ーイという形でちょっと変え
 てシールをつくったり、消防
 団の消防自動車にも、彩夏ち
 ゃんのワッペンをつくったり
 して活用しています。機会に
 つけ、各課としても彩夏ちゃ
 んを活用し、取り入れていま
 すけれども、市としての広報
 戦略を考えるとということであ
 れば、新しい形で少しずつく
 らないとなかなか難しいと、以
 前から私はそう思っています。

まず彩夏ちゃんをどう生かし
 ていくかを考えながら、もう
 一方で新しいキャラクターも
 考えていくことも一理あるの
 かなと思っています。

その他の質問項目 投票率向
 上に向けた取り組みについて

朝霞の学校教育につ
いて

○**大橋正好議員** 平成25年度
 より朝霞市教育振興基本計画
 を全面実施した、今年の小学
 中学の成果および第三中の
 ICT教育の状況とタブレット
 型パソコンを使用している勉
 励はどのような授業でしょうか。

○**教育長** 成果については、
 今年度新規事業として、若手
 教員を対象とした朝霞教師塾
 や、児童の学力向上を図りま
 した彩夏ちゃんのサマースク
 ールを実施するなど、現在は
 計画に基本目標の実現に向か
 っています。その中で、2年目
 以降の若手教員を対象に夏季
 休業中に宿泊研修、秋には研
 究授業を行うなど、教師とし
 ての力を着実に高めています。

ICT機器を効果的に活用
 した授業等については、第三
 中学校において研究を進めて
 います。現在は、タブレット
 型パソコンを20台、ビッグパ
 ッドと言われます約70インチ
 の大型液晶ディスプレイ、電
 子黒板などの機器を導入して、
 従前の教師から生徒への一方
 型、一方向型の授業から、教
 師・生徒間の相互通信が可能

な双方向型の学習へと、より
 発展的な学習を目指していま
 す。

その他の質問項目 総合窓口
 課受付業務／水道事業給水／
 心身障害者の自立支援

○**山口公悦議員** 健康被害を
 指摘し、弁護士連合会や消費
 者連盟などが、「フッ化物に
 よる洗口事業（IIうがい）」を
 学校など集団で行うことに反
 対しています。推進先進国の
 米国でも使用禁止の流れとな
 っており、WHOでも同様の
 見解です。危険性のある薬物
 を小中学校で使用するならば
 誤飲などによる事故や健康へ
 の影響が心配されます。歯科
 医師会が各学校に実施を要請
 していますが、「実施の有無」
 を学校長の判断に任せるので
 はなく、教育委員会が実施し
 ないと判断すべきです。

○**学校教育部長** フッ化物洗
 口事業は、埼玉県歯科口腔保
 健の推進に関する条例および
 埼玉県歯科口腔保健推進計画
 に基づいて、埼玉県歯科医師
 会が実施する事業です。この

事業について、日本弁護士連
 合会や日本消費者連盟などが
 中止の要望書を出し、歯科医
 師会がそれぞれの団体の要望
 書に回答を出していることも
 承知しています。□内で薬物
 を利用する点から、市として
 も慎重な対応が必要であると
 考えています。

歯科医師会としても、フッ
 化物洗口は強制するものでは
 なく、学校や保護者の判断が
 優先されると回答しています。
 教育委員会としても、この事
 業については市内一斉実施を
 求めるものではありません。
 各学校は実態に応じた教育課
 程を編成しており、その責任
 者は校長です。学校がフッ化
 物洗口を実施する際には、歯
 科医師との連携や学校の教育
 活動との関連、教職員の過度
 な負担とならないよう、学校
 全体の共通理解を図っていく
 ことが重要であり、保護者へ
 の十分な説明、各家庭の意向
 に配慮するなど、教育委員会
 としても十分指導してまいり
 ます。

その他の質問項目 地域産業
 振興と雇用対策／宮戸3丁目
 の開発問題／さいか幼稚園前
 の安全対策／教員の超勤問題

建設関係

市内公衆トイレのウォシュレット化について

○須田義博議員 市内の公園や駅などのトイレの便座を、ウォシュレットにして欲しいとの要望がいくつもありました。私も前まではいくらなんでもぜいたくだらうと思っていました。最近ではコンビニのトイレもウォシュレット付きが増え、その店のイメージアップにもなっています。市内小中学校のトイレもきれいに改修されたところでもあります。そこでトイレのきれいな街として、イメージアップにもつながると思われまので、ウォシュレット化についてお尋ねします。

○都市建設部長 現在、市内の公衆トイレについては、朝霞駅に2か所、北朝霞駅に1か所、都市公園のうち28か所、児童遊園地のうち3か所、合計34か所に設置しています。このうち、ウォシュレットなどの温水洗浄便座については、朝霞駅東口公衆トイレの男子トイレに1基、女子トイレに2基、多目的トイレに2基設

置していますが、その他の公衆トイレには設置していません。

市では、子どもやお年寄りなどがトイレを利用しやすいよう、老朽化した和式便器のうち、可能なものについては洋式便器に改修を進めています。

今後、洋式便器に改修する場合やトイレを新設する場合には、施設の規模や電気設備の有無、夜間の施錠や施設点検などの管理形態等、現地の状況を踏まえて、温水洗浄便座の設置も含め、誰もが利用しやすいトイレの整備を検討していきたいと考えています。

その他の質問項目 防災対策について／施設管理について／交通安全対策について



東上線の大規模減便に対する市の対応

○黒川滋議員 昨年3月の東横線との直通によるダイヤ改正以降、日中の志木発着の普

通電車の廃止や、準急の減便など、東上線の本数が減り、とくに朝霞駅に停車する電車が激減しています。昨年の市議会での質問に対して、市長は強い取り組みの決意を表明をされています。

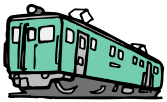
本年2月4日に沿線各市と東武鉄道が協議する東上線改善対策協議会が開かれたようですが、そこでは、東武鉄道にどのようなことを申し入れ、どのような回答状況だったのでしょうか。

○都市建設部長 東上線改善対策協議会で市が要望した事項は、1点目に朝霞駅、朝霞台駅への停車車両の増便と和光市駅で急行列車に乗り継ぎしやすいダイヤ改正、2点目に乗り入れている鉄道各社とも協議し、十分な遅延防止対策を行うこと、3点目に朝霞台駅へのエレベーターの設置、4点目に視覚障害者の方々に配慮した音声誘導装置やホームドアなどの施設整備、5点目に朝霞台駅への快速急行列車の停車、6点目に朝霞駅に内方線つき点字ブロックの設置、7点目に朝霞台駅北側に改札口の設置です。

回答は、1点目については

特定の駅ということではなく総合的に考えていく、2点目については、乗り入れている各社との調整と遅延回避を各社と協力していく、3点目については、駅が市の防火指定区域に指定されているため、駅舎の大規模な改修時に設置したい、4点目の音声誘導装置については、本年度から利用者が多い駅から順次設置を進めていく、ホームドアについては、10万人以上の駅を対象に整備を進めていく、5点目については、朝霞台駅への停車は今後も総合的な視点で考えていく、6点目については、1日の利用者が1万人以上で自治体の支援が確定したところから整備を進めていく、7点目については、現在のところ具体的な計画はないが、今後検討していくといった回答でした。

その他の質問項目 雪害の対応／要綱行政の改善／公共交通の改善／公共施設等樹木の剪定／ハローワーク移転



自転車に乗る交通ルールについて

○神谷大輔議員 自転車乗車にもルールがあることを、もっと認識し理解を徹底する必要があります。昨年の改正道路交通法が施行され、路側帯における右側通行が禁止、違反者には懲役や罰金が科せられるものです。また、歩道と車道が明確に分かれている道路での車道の右側通行の禁止も知らない方々をよくお見受けします。ルールを野放しにすると、せっかく道路整備等々をしても本末転倒です。子どもでも加害者にさえなります。周知啓発はじめ、事故の軽減を図ることへの見解を伺います。

○都市建設部長 自転車の交通ルールについては、駅周辺の道路などでは、朝の通勤・通学時に道路の右側をスピードを出して走行する自転車も見受けられ、自転車の交通ルールが一部の市民の方には正しく認識されていない、または遵守されていないというのが現状です。市としても広報ホームページへの自転車安全運転ルールの掲載や交通安全

運動で啓発物を配布し周知を図っているところです。

今後も、定期的に広報やホームページへ自転車安全運転ルールの掲載を行うとともに、自転車利用者が多く集まる自転車駐車場への啓発物の掲示や、逆走の多い道路への看板設置などに取り組んでまいります。

また、県、朝霞警察署や教育委員会と連携を図りながら、交通安全教育や啓発活動を行うてまいりたいと考えています。

その他の質問項目 財政状況について／公共施設等の管理業務について



宮戸3丁目の宅地開発を問う

○田辺淳議員 問題のポラスグループの計画は、「ママシ山」の斜面三二四一㎡で23戸の宅地開発計画です。山の北側斜面は宅地として不向きであり、建売りにはリスクもあります。3mの擁壁を敷地境界ギリギリに造って土を盛り、

その上に建物を建てれば、自分たちの建物は陽が当たるかもしれないませんが、既存の住宅は完全に日影となってしまう。事業者には、優良な宅地を供給する義務があります。

擁壁がどれくらいもつのか、その瑕疵担保責任は何年あるのか、販売時の説明にそれらは記載されるのか、お伺いします。

○市長 近隣住民の方々の切実な意見を踏まえて、工事協定の締結など、事業者に対して良好な住環境や近隣関係の維持増進に努めるよう、市としてできる限りの調整を行うことを担当部署に指示をしたと思います。

○都市建設部長 事業者は、建築物や工作物等について一定の期間、瑕疵があれば対応する義務があります。住宅の品質確保の促進等に関する法律により、新築建築物の基礎、柱、壁などの基本構造部分について、業者に対して10年の瑕疵担保責任が義務づけられています。この期間は20年まで延長できることとされています。

また、民法により、建物とその工作物や地盤については、

業者は引き渡し後5年間の瑕疵担保責任を負います。ただし、コンクリート造や金属造など堅固な工作物の期間は、10年とされています。

販売に当たって、宅地建物取引業法における重要事項説明の中に、擁壁の管理について、今後、どのような明示がなされるか確認させていただきたいと思います。

その他の質問項目 循環バス見直しの現状と課題／積水化学東京工場撤退問題／地下水保全条例の制定について

民生関係

地域包括ケア オレンジカフェについて

○遠藤光博議員 認知症の方とその家族を地域で支え支援し、負担の軽減を図ることが、このオレンジカフェ（認知症カフェ）の基本的な考えとなります。

また、認知症に対する施策として、認知症サポーター養成講座があります。この修了者に例えば地域ケアリーダー養成のような講座を開催し、地域の中心の方となっていただければ、オレンジカフェ

も自主的に開催されるのではないのでしょうか。今後のオレンジカフェの実施と考え方について伺います。

○健康づくり部長 オレンジカフェ、いわゆる認知症カフェは、認知症の本人と家族が安心して過ごせる場であり、本人は社会とのつながりや生きがいを感じるきっかけとなり、家族にとっても苦労を語ることで心の支えとなるものと言われています。さらに、ケアマネジャーなどの専門職を加えれば、必要なケアを受ける入り口になるとも考えられており、認知症の早期発見・早期治療といった効果も期待されているところです。

認知症に対する施策としては、認知症サポーター養成教室の開催や認知症の家族介護教室、家族介護力向上教室、認知症介護家族の集いなどの支援を行っています。

オレンジカフェの設置については、先進市の状況などを参考にしながら調査研究に努めていきたいと考えています。

その他の質問項目 地域包括ケアシステムの構築／介護マーカー／障害福祉計画／避難所HUG／消防団について 他

発達障がい児支援について（通級指導教室の増設を）

○岡崎和広議員 以前より要望しておりました通級指導教室の増設を再度求めるものであります。

通級指導教室では、軽度の発達障がいのある児童・生徒に個々の障がいの克服・改善と毎日生活している環境への適応を目標として一人一人の能力や状態に応じて個別の指導計画を立て指導を行います。通級指導教室は子どもへの指導とともに保護者への支援も得られる重要な場でもあります。通級指導教室を増設していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育部長 教育委員会では、障害の多様化に伴い、平成23年度より軽度の発達障害のある児童を対象に、自閉症・情緒障害の通級指導教室を第四小学校に設置しました。しかしながら、現在、保護者からの要望や学校からの通級指導教室への入級希望が増加傾向にあり、現行の第四小学校の1学級だけでは対応が難しい状況です。そのため、

今年度、教育委員会では、自閉症・情緒障害の通級指導教室の増設、併せて難聴・言語障害の通級指導教室の新設を埼玉県に要望し、申請しました。その結果、自閉症・情緒障害の通級指導教室の新設が認められ、来年度より第四小学校に加えて、新たに第十小学校に自閉症・情緒障害の通級指導教室を開設します。

その他の質問項目 フィルムコミッションの設立を／ペアレントメンターの導入を／まちかど健康相談室の設置を

高齢者施策・孤独死について

○本山好子議員 近年、一人暮らしの老人が増え、自宅で急に体調が悪くなり、亡くなってしまおう方がありますが、わが市での現在の状況と民生委員の高齢者宅への訪問状況、その内容はどうなっていますか。会って行くことの重要性、緊急通報・安心見守り通報システム普及への充実、乳酸飲料配付事業への積極的な取り組みは今後どのようにお考えかお尋ねします。

度の実績で高齢者世帯を含め民生委員・児童委員の訪問連絡活動は全体で8449回行っています。地区により、かかりつけ医や常用している薬、緊急連絡先を記入できる緊急連絡カードを作成し、高齢者宅へ訪問時にお渡しし、常に持ち歩くように勧める活動も行っています。こうした活動の中で、単身の高齢者の方との意志疎通を図るなど、孤独死の防止に努めています。

○健康づくり部長 市では、

これまで高齢者の孤独死を防ぐ、見守り支援策として、緊急通報システム・安心見守り通報システム事業、配食サービス事業、乳酸飲料配布事業、安心見守り連絡カード配布事業のほか、市内の新聞販売店、生活協同組合コープみらいと協定を結び、見守り活動をお願いしています。また、地域包括支援センターでは、高齢者に対する相談事業や訪問事業など総合的な支援事業を行っています。

なお、孤独死の人数としましては、把握はしていません。

その他の質問項目 市の健診に來ない子どもについて／女性の起業支援について／ペッ

子どもの子育て新制度について

トのふん尿被害について

○石川啓子議員 新制度は15年4月スタートとして国が準備を進めていますが、そのためには市は6月には条例を作り、準備を始めなければなりません。しかし、国はいまだに基準や公定価格すら示していません。子どもたちの保育環境はどうなるのか不安の声が寄せられています。市はどのように考えていますか。

○福祉部長 現在、市では、

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に向けて取り組みを進めているところです。新制度への移行に向けた準備としては、地域型保育事業の認可基準、教育・保育施設等の運営基準、子ども・子育て支援給付の支給認定に関する基準について条例制定の必要があります。その際に、市の保育士の配置、保育室の面積基準などについて定めることになるものと考えています。

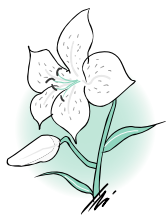
市としては、これまで国・県の基準よりも厳しい基準で運用してきたという経緯がありますので、今回の条例策定

に当たっては、こうした考えを踏まえていきたいと考えています。

なお、今後のスケジュールとしては、基準などの省令が示され、それに基づき条例の制定を行うこととなります。

新制度の詳細な点については、現在も国での議論がされているところですので、今後、国の動向を注視していきたいと考えています。

その他の質問項目 交通権をまもる取り組みについて／大雪の被害の状況と市民生活への影響／公共施設の管理



生活保護行政について

○斉藤弘道議員 生活に困ったとき、誰もが憲法25条に基づいて、権利として最低限度の生活保障を請求できるのが生活保護制度です。しかし、

今、その意義に反する事態となつています。第一に、保護基準額の引き下げと他の制度への影響です。第二に法改正です。「口頭での申請ができ

ない」、「意思・状況に反して労働が強制される」、「申請の前提ではない親族の扶養が強制される」、「保護費の使い道が制限される」などの不安があります。市に人権を守る対応を求めます。

○福祉部長 生活扶助基準の見直しに伴う市の制度への影響については、本年2月に改めて確認を行い、生活扶助基準を算定の根拠としている制度は、基準の見直しによる影響が及ばないように、要綱の改正等対策がとられています。さらに、生活保護の受給の有無を根拠としている制度についても、基準の見直しにより生活保護が廃止となった世帯がなかったため、影響はありません。

また今回の改正で、生活保護の申請書に必要な事項が記載できない場合、申請者の口頭による申請というところで、申請書にかわるものが明確化されたと捉えています。これまでも書面または口頭による申請を可能として対応していましたが、法が改正されたとしても相談者から保護の申請等の意思が表明された場合には、適正に申請受理等の対

消費増税の中止を求める意見書を国にだしていただくことを求める請願

一不採択一

請願の審議結果

原案可決（全会一致）

朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

平成25年第4回定例会で部室設置条例の一部が改正されたことに伴い、議会委員会条例の一部改正を行う必要があるため、提出をするものです。

これは議員から提出された議案で、原案のとおり可決されました。

議案の件名と要旨は、次のとおりです。

議員提出議案
1件を審議

その他の質問項目 防災対策について／観音通線について

応をしていきたいと思えます。生活保護が必要な方には確実に保護を実施するとともに、相談者、また、保護を受けている方の立場を十分理解した上で丁寧に対応を行いたいと考えています。窓口等も徹底していきたいと思えます。

議会を傍聴することは、市民として市政を身近に知るための最もよい方法です。皆さんが選んだ議員がどのような活動、仕事をしているかなどを十分にご理解いただけたと思います。

市議会定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回開かれます。ぜひ傍聴にお出かけください。

問／議会事務局

☎463-0549



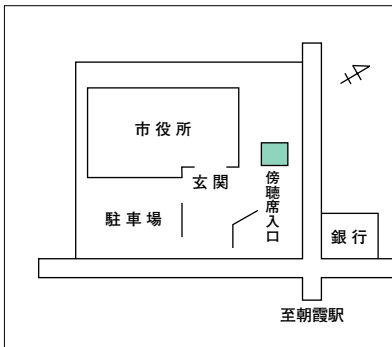
支部分部 医療生協さいたま 朝霞和光

支部分部 村田とき子

「要支援者に対する介護保険サービスの継続」を求める意見書提出を求める請願書（請願者）

一継続審査一

（請願者）
医療生協さいたま 朝霞和光
支部分部 村田とき子
支部分部 村田とき子



傍聴席入口

傍聴席の入口は、市役所庁舎玄関に向かって右方向にあります。



次回定例会の開催日は6月5日(木)の予定です。
※請願の提出は、5月29日(木)午後5時までにお願います。

あなたも参加しませんか？

「あさか環境市民会議」

「あさか環境市民会議」では平成16年6月の発足以来、身近な暮らしの環境に着目して、生活環境の改善、自然環境の保全に尽力しています。

- ・自然環境再生、保全のためのフィールドワーク（現在5か所ある朝霞市の緑地保全活動や湧き水の調査活動など）
 - ・市内の都市公園の調査や、自然環境に配慮した公園建設の提言
 - ・駅周辺に集中する放置自転車対策の検討
- 住み良いあさかの創造のために、皆さんのご参加をお待ちしています。

平成26年度活動目標および各種部会

- 市内を見て歩き、日々の暮らしにおける生活環境の改善を図る「生活環境部会」
 - 市内の自然環境の積極的な保全活動、自然環境を活用した環境の再生等を展開する「自然部会」
 - 環境に関する情報収集や会の活動を会員および市民に周知する「広報・評価部会」
- ※市民会議の活動を紹介している機関紙「かんきょう」は環境推進課、各公民館等でご覧いただけます。

入会いただける方および年会費

個人／1,000円 団体／3,000円
事業者／5,000円

※会費は市民会議の活動運営費、事業費等に充てられています。

申込方法

環境推進課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、市民活動支援ステーション、各公民館、エコネットあさか等に備え付けの入会申込書に必要事項を記入のうえ、環境推進課へ持参、郵送、FAX またはメールでご提出ください。

※申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

定期総会および講演会

平成26年度定期総会

日時／5月18日(日) 午前10時～

会場／エコネットあさか（リサイクルプラザ）

講演会／午前10時45分～

講師／地熱情報研究所代表・九州大学名誉教授

江原 幸雄さん

テーマ／地熱エネルギーの利用～現状・課題・将来の展望

問／あさか環境市民会議事務局（環境推進課内） ☎463-1504 ✉kankyo_suisin@city.asaka.saitama.jp



あたらしい
新

富岡 勝則

皆さんこんにちは。

新しい年度が始まり、早くも1か月が経ちました。4月から、学校や職場など、新しい環境になられた皆さんも少しずつ慣れてきたところではないでしょうか。まだまだ、慣れない環境で戸惑っているという方もいらっしゃるかもしれませんが、そんなときは新緑がまぶしい市内の公園の散策やわくわくどーむでのストレッチなど、心と身体をリフレッシュさせてがんばってください。

さて、朝霞中央公園陸上競技場ですが、昨年11月からの改修工事が完了し、3月30日に完成記念式典を行いました。当日は、あいにくの雨模様でしたが、2012年ロンドンオリンピック陸上女子4×100mリレーの日本代表選手である土井杏南さんや浦和レッドダイヤモンズジュニアチームの選手たちをはじめ、たくさんの方にお越しいただき、盛大に開催するこ

とができました。

当日予定されていた土井さんと子ども達とのトラック試走アトラクションは、雨のため残念ながら中止となってしまいましたが、土井さんへの質問会では、集まった子ども達からのたくさんの質問に、いつもの笑顔でひとつひとついねいに答えてくれました。あいにくの天気でしたが、春休みのいい思い出になったのではないのでしょうか。また、その後、人工芝が張り替えられた新しいフィールドでは、朝霞少年サッカー選抜チームと浦和レッドダイヤモンズジュニアチームのサッカーエキシビジョンマッチが行われ、子ども達は、雨の中、元気一杯にサッカーを楽しんでいました。今回、改修工事が完了した、この朝霞中央公園陸上競技場は、昭和57年4月にしゅん工して以来、市民体育祭や彩夏祭などでたくさんの方に親しまれていて、今回の改修工事で、劣化した人工芝の張り替えとトラックのウレタン舗装を一新し、新しく生まれ変わりました。これからも朝霞中央公園陸上競技場が笑顔にあふれ、活気あふれる場所の一つとして、より一層、皆さんに愛される施設になるといいなと思っています。そして、新しくなった陸上競技場から、土井さんのようなオリンピックやサッカーワールドカップなど、世界に羽ばたく選手が生まれることを期待しています。

では、また。

3月市議会定例会で市長等の給料減額の議案が可決されました

市長、副市長および教育長の給料月額について、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、市長については20%、副市長および教育長については10%の減額措置を行っていましたが、依然として厳しい経済情勢や本市の財政状況等を考慮し、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで、別表のとおり減額を行います。

別表 市長等の給料月額・減額率

職名	減額前の給料月額	H26.4.1~H27.3.31	
		給料月額	減額率
市長	903,000円	632,100円	30%
副市長	766,000円	612,800円	20%
教育長	701,000円	560,800円	20%

職員の地域手当の支給割合を引き下げます

本市では、職員に対し、地域手当（民間における賃金、物価および生計費が高い地域に在勤する職員に対し、給料等に一定の支給割合を乗じて算出する手当）を支給しており、これまでその支給割合を10%としていましたが、厳しい財政状況を考慮し、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、支給割合を9%に引き下げます。

☎職員課 463-3196

自転車も交通ルールとマナーを守りましょう

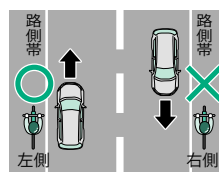
自転車は手軽で身近な交通手段として、子どもから高齢者の方まで利用されています。近年、自転車の関係した事故の発生件数は減少傾向にありますが、依然としてルール無視などのマナー違反に起因した交通事故が跡を絶ちません。

自転車を利用するときは、歩行者への配慮を忘れず、自転車安全利用五則などの交通ルールを守りましょう。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を走行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用（努力義務）

平成25年12月に道路交通法の一部が改正され、道路右側の路側帯通行ができなくなりました



☎まちづくり推進課 463-1514

ひとの推移

人口 13万2,876人 (+377人)
世帯数 5万9,849世帯 (+281世帯)

男 6万7,457人 (+98人)

女 6万5,419人 (+279人)
平成26年4月1日現在()内は前月比

★ トピックス

教育長が就任しました

去る4月2日に和田洋子教育長が退任したことに伴い、後任として前十文字学園女子大学非常勤講師の三好節さん(62歳)が、4月3日付けで就任しました。



三好節教育長

朝霞市基地跡地利用計画 見直し検討委員会委員 募集

市では、基地跡地利用計画の見直しを行っていたが、朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会委員のうち、公募市民を募集します。 応募資格／市内在住・在勤の18歳以上の方



※すでに市のほかの審議会等の委員をされている方を除く。 募集人数／1人 ※応募多数の場合は公開抽選により決定します。抽選実施の有無は市ホームページでお知らせします。 ※その他の市民委員(2人)は公募委員候補者名簿から選任 活動期間・内容／5月〜平成27年夏頃 5回程度開催される委員会に出席 ※第1回会議は、5月23日(金)午後1時30分〜(予定) 謝礼／会議1回につき日額報酬8000円、費用弁償2400円 応募方法／政策企画課で配布する申込書(市ホームページでダウンロード可)または氏名(ふりがな)、性別住所、勤務地住所(市内在住者は記入不要)、電話番号、応募動機を記入のうえ、郵送(住所は欄外左上に記載)、FAX、メールまたは直接政策企画課へ提出 ※メールの場合は、Wordまたはテキスト形式で、件名を「朝霞市基地跡地利用計画

募集農園一覧

農園名	利用期限	1区画の面積	利用料金 (1区画当たり)
根岸台第2農園	平成27年2月28日	約15㎡	月額500円
浜崎農園	平成28年2月29日		
泉水農園	平成27年2月28日		

対象／市に住民登録があり、

見直し検討委員会委員申込みとしてください。 募集期間／5月1日(木)〜14日(水)(必着) 問／政策企画課 ☎463-3089 FAX467-0770 70 ①seisaku_kikaku @city.asaka.saitama.jp 市民農園の利用者 あなたも市民農園で野菜づくりを楽しんでみませんか。先着順に受け付けています。なお、定員となった場合はキャンセル待ちとなります。 募集農園一覧／別表参照 ※利用料は1年前納です。

本人および世帯員で耕作や区画の管理、通路等の草刈りや清掃ができる方 ※ほかの市民農園を利用して利用方法を説明するため、手続きに時間がかかります。 申・問／産業振興課 ☎463-311904 「青少年健全育成の集い」 発表作文 応募資格／市内在住の小学4年生〜中学3年生の児童・生徒 題材／「夢や希望」「身の回りや人と人とのつながり」の中で感動した出来事」「社会の出来事や青少年問題に対して自分ができると思うこと」等(400字詰め原稿用紙2〜3枚程度) 応募締切／5月15日(木) ※市内小・中学校に在学する児童・生徒は学校に提出 ※応募作文の中から、7月5日(土)に行う「青少年健全育成の集い」で発表していただく作文を選考します。また、応募者全員に参加賞を差し上げ



ます。 主催／朝霞市・朝霞市青少年育成市民会議 提出先・問／こども未来課 ☎463-2930 障害者支援施設すわ緑 風園臨時職員(看護師) 職種／看護師 業務内容／知的障害者の健康管理その他看護業務 採用期間／6か月(更新有) 資格要件／看護師・准看護師 免許 年齢／60歳程度まで 勤務日／週1〜4日(応相談) 勤務時間／1日当たり4〜7時間45分(応相談) 賃金／時給1500円(交通費は別途支給) 保険等／雇用保険および災害補償有、社会保険なし 選考方法／面接のうえ、後日採否をお知らせします。 ※詳細はお問い合わせください。 問／障害者支援施設すわ緑風園 ☎461-3028



(公財)朝霞市文化・スポーツ振興公社臨時職員

業務内容／受託施設の管理業務(受付、清掃、軽作業、一般事務等)
募集人数／若干名

応募資格／昭和24年4月2日以降に生まれた方(高校生不可)

契約期間／6月1日(日)～平成27年3月31日(火)(更新あり)
時給／870円(午後5時以降890円、交通費は別途支給)

試験日(面接)／5月20日(火)
応募方法／履歴書(市販可)を総合体育館に提出(郵送不可)。履歴書・受験案内は総合体育館で配布

※公社ホームページ(<http://absk.or.jp/>)からもダウンロードできます。

受付期間／5月1日(木)～18日(日) 午前9時～午後9時
申問(公財)朝霞市文化・スポーツ振興公社公園体育施設管理事務所(総合体育館内) ☎465-9811



ご案内

第31回朝霞市民まつり「彩夏祭」協賛のお願い

今年の朝霞市民まつり「彩夏祭」は、8月1日(金)の前夜祭から3日(日)までの3日間にわたり開催します。

この彩夏祭は、68万人(昨年実績)もの参加者・来場者がある市内最大のイベントで、皆さんのご支援とご協賛により運営しています。今年の開催にあたり、皆さんのご協賛をお願いいたします。

募集期限／6月16日(月)

申問／朝霞市民まつり実行委員会事務局(地域づくり支援課内) ☎463-2645
「彩夏祭」公式ホームページ <http://sakasai.com>

市民税・県民税の均等割が引き上げになります

地方公共団体が実施する防災に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度まで、個人市民税・県民税の均等割が引き上げになります。※市民税・県民税が非課税の場合は引き上げによる影響は

ありません。詳しくはお問い合わせください。

	現行(年額)	引き上げ後(年額)
均等割		
市民税	3,000円	3,500円
県民税	1,000円	1,500円
計	4,000円	5,000円

*均等割…所得金額に関わらず定額で課税される税額

問／課税課 ☎463-2852
523

平成26年度市・県民税の普通徴収納税通知書の発送予定日

納税通知書発送予定日／6月9日(月)

※市・県民税を給与から天引き(特別徴収)の方には、5月12日(月)に勤務先から特別徴収税額の決定通知書を発送します。勤務先から特別徴収税額の決定通知書を受け取ってください。また、通知書が届かない場合は、お問い合わせください。

問／課税課 ☎463-2852～3

平成26年度市・県民税の課税・非課税証明書の発行開始日

- ・給与からの天引き(特別徴収)のみの方(本人)…5月12日(月)
- ・個人納付(普通徴収)の方(本人)、被扶養者の方、公的年金からの天引き(特別徴収)のある方、普通徴収分と特別徴収分の両方ある方…6月1日(日)

※平成26年1月1日時点で朝霞市にお住まいの方が対象となります。※今年は6月1日(日)が本庁舎等の閉庁日のため、発行場所および発行開始日が次のようになります。

発行場所	発行開始日
朝霞市役所本庁舎	6月2日(月)
内間木支所	6月2日(月)
朝霞台出張所	6月2日(月)
朝霞駅前出張所	6月1日(日)

問／課税課 ☎463-2852～3

後期高齢者医療保険料の改定のお知らせ

埼玉県後期高齢者医療広域連合で平成26・27年度の保険料率等を別表のとおり改定しました。この保険料率等は埼玉県の市町村で共通です。

被保険者の方には、平成26年度の納入通知書・保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

※所得の少ない方を対象とする均等割額の軽減は、別表のとおり所得基準を変更し、軽減対象者を拡充しています。

また、健保組合等の被扶養者であった方の軽減や所得割額の軽減は、これまでと同じく軽減措置が受けられます。

別表

年	度	平成26・27年度	平成24・25年度
均等割額		42,440円	41,860円
所得割率		8.29%	8.25%
賦課限度額		57万円	55万円
均等割軽減判定基準		〔5割軽減〕 33万円+24.5万円×被保険者数	〔5割軽減〕 33万円+24.5万円×(被保険者数-世帯主)
		〔2割軽減〕 33万円+45万円×被保険者数	〔2割軽減〕 33万円+35万円×被保険者数

※後期高齢者医療制度の保険料は2年に一度、見直すことになっています。

3-1-928

問／長寿はつらつ課 ☎46

表1 児童扶養手当額

手当額 (月額) ※1	変更前		変更後	
	全部支給	41,140円	41,020円	全部支給
	一部支給	41,130円 ～9,710円	一部支給	41,010円 ～9,680円
変更後の最初の支払月		平成26年8月		

※1 第2子は5,000円、第3子以降は1人につき3,000円が加算されます。

表2 特別児童扶養手当額等

	変更前	変更後
特別児童扶養手当(1級)	50,050円	49,900円
特別児童扶養手当(2級)	33,330円	33,230円
特別障害者手当	26,080円	26,000円
障害児福祉手当	14,180円	14,140円
福祉手当(経過措置分)	14,180円	14,140円

※これまでに受給している方は、手当額の変更に關する手続きは不要です。

児童扶養手当・特別児童扶養手当額等が変更になりました

児童扶養手当・特別児童扶養手当額等は、毎年の消費者物価指数に心して改定をしています。

今回、消費者物価指数が公表された結果、特例水準の段階的な解消とあわせて、4月からの手当額が表1・2のとおり変更になりました。

問/こども未来課 ☎463-12834 障害福祉課 ☎463-4631599



5月の納付

- 固定資産税・都市計画税 (1期)
- 軽自動車税 (全期)
- 国民健康保険税 (随期)
- 介護保険料 (随期)
- 後期高齢者医療保険料 (随期)

*納期限は6月2日(月)です。

- 納税・納付は納期限までに済ませましょう。
- 便利で確実な口座振替をご利用ください。

平成26年度の国民年金保険料・年金額が決まりました

国民年金定額保険料(月額) 1万5250円
 老齢基礎年金(年額) 77万2800円(満額)

障害基礎年金(年額)

96万6000円(1級)、
77万2800円(2級)

遺族基礎年金(年額)

99万5200円(子が1人の妻の場合)

付加保険料(月額)/400円

※老齢の年金を増やすために、定額保険料に付加保険料を上乘せして納付することができず(申し出が必要です)。

※国民年金基金加入者は納めることはできません。

問/保険年金課 ☎463-0284

国民年金の学生納付特例制度は毎年度申請が必要です!

対象/20歳以上の学生の方で前年所得が18万円以下で保険料を納めることが困難な方
 申請に必要なもの/年金手帳・印鑑・学生証

申請して承認を受けると保険料の支払いが猶予されます。学生納付特例制度として承認を受けた期間は、老齢・障害・遺族基礎年金を受けるための資格期間に算入できません。申請が遅れると、障害・遺族年金が受けられなくなる場合もあります。

※学生納付特例期間の保険料

は、10年以内であれば追納することができず、2年を経過すると、経過した年数に応じて加算が付きま。

※申請時点から2年さかのぼって申請出来るようになりました。

※対象校など詳しくはお問い合わせください。

問/保険年金課 ☎463-0284

朝霞市民海の家 利用休止のお知らせ

朝霞市民海の家(角福、海水荘)の事業は休止となりました。平成26年度の利用者募集はありませんのでお知らせします。
 問/地域づくり支援課 ☎463-2645

生産緑地地区の追加指定の申請を受け付けます

都市部において農地は、環境、防災、食の安全確保等、さまざまな機能を有していることや、都市化が進み農地の減少に歯止めがかからないことなどから、市では生産緑地地区の追加指定の申請を受け付けます。

対象/商業地域・近隣商業地域を除く市街化区域内の農地等で、次の要件をすべて満たすもの

- ①公害・災害の防止や都市環境の保全に効果があり、かつ、公共施設等の用地として適している
- ②既存のものも含め、ひと続きの生産緑地地区の面積が500平方メートル以上である
- ③農業の継続が可能な環境を備えている
- ④そのほか、市が定める基準を満たしている

※生産緑地地区に指定されると、30年間は農地として農業を続ける義務が生じますが、農地並み課税になるなどの優遇措置が受けられます。

受付期間/5月22日(木)～6月27日(金)

※申請には事前の相談が必要です。

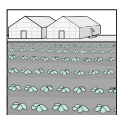
※詳しい指定基準や申請方法については、お問い合わせください。

問/みどり公園課 ☎463-10374

虐待かな?

児童虐待を発見(疑い含む)した場合はご連絡ください。

問/児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000



住宅用太陽光発電システムの設置に補助金を交付しています

①個人住宅向け補助

補助対象／市税を完納し、市内に住所を有する方または転入予定の方が自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システム（電力会社と電灯契約を結び、余剰電力を電力会社に売電できるシステム）を設置する場合

申請期限／平成27年2月27日(金)

②マンション管理組合向け補助

補助対象／市内のマンションの管理組合が、発電した電力を共用部分にのみ使用するために太陽光発電システム（電力会社と電灯契約を結び、余剰電力を電力会社に売電するシステム）を設置する場合

申請期限／12月26日(金)

①②共通

補助金額／1^{キロワット}あたり3万5千円（限度額①は10万円、②は50万円）

※予算額に達ししたい締め切り
申請方法／設置工事着手前
次の書類を添付した申請書
を環境推進課に持参（郵送は不可）

○経費の内訳およびシステムの仕様（出力等）が明記されている工事請負契約書または見積書の写し

○工事着手前の現況写真

○平成26年1月2日以降に転入された方は、前住地での前年度分の納税証明書（①のみ）

○管理組合の管理者等が確認できる書類の写し（②のみ）

○管理組合において発電システム設置の決議がされていることが確認でき、議事録署名人による署名・押印がある書類の写し（②のみ）

交付方法／交付申請書を審査し、設置後は実績報告書の審査および実地検査後、金融機関口座へ振り込み

※案内パンフレット、申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

申・問／環境推進課 ☎463-1512



簡易放射線測定器（空間線量計）と騒音計を無料で貸し出します

貸出対象／市内に居住、通勤・通学をしている方

使用場所／朝霞市内
貸出期間／

①簡易放射線測定器：当日の午前9時～午後4時

②騒音計：7日以内

貸出回数／1回につき1台

申込方法／貸出希望日の前日（休日明けに貸し出し希望の場合は直前の開庁日）までに電話または直接環境推進課へ申し込み（先着順）

貸し出し・返却方法／

貸し出し：貸出日に環境推進課へ（放射線測定器の休日貸し出し・返却は中央公民館。騒音計の貸し出し・返却は平日のみ）

※貸し出しの際、運転免許証等、氏名・住所の確認ができるもの（通勤・通学をしている方は、このほかに通勤、通学先の住所が確認できるもの）の提示をお願いします。

返却：返却日の午後4時まで（時間厳守）

※測定結果については参考値としてお考えください。

申・問／環境推進課 ☎463-1512

黒目川が
変わる・・・
川のまるごと
再生プロジェクト展開中！

朝霞市は男女平等を進めています

～数字から見える男女共同参画①

このコーナーでは男女平等を進めるために毎年度テーマを決めて連載しています。今年度のテーマは「数字から見える男女共同参画」。女性の社会でのあり方や安心して働ける環境づくりなどを数字等のデータを基に男女平等推進事業企画・運営協力員が取り上げていきます。

現在、世界で高齢化率が最も高いのは日本です。
〈日本の全人口に占める65歳以上の人口割合の予想〉
2012年 24.1% 2020年 29.1%
2030年 31.6% 2060年 39.9%

2030年には、約3人に1人は65歳以上です。一方で、少子化の影響もあり、生産年齢人口（15～64歳）は減少します。2012年に6,270万人だった就業者数が、予想では、2030年には5,449万人にまで減る見込みです。このような就業者の減少（不足）にどう対応するか、今期待されているのが女性の活躍です。

日本では、結婚前後の妻の就業継続割合は、1980年代後半の60.3%から2000年代の70.5%と増えてはいますが、「働く妻の6割が第1子の出産で仕事を辞めている」という状

況です。現在約1,000万人を超える女性の無業者（15～64歳）がいます。この女性たちの労働参加は、国の成長を考える上で不可欠です。女性の労働参加は、男性と女性の能力を発揮するということで、男女共同参画社会が充実していくものと思われます。

男女が平等に働き、子育てができる社会になっていけばいいと思います。

《参考資料》
平成24・25年版 内閣府高齢社会白書（全体版）
国立社会保障・人口問題研究所 結婚と出産に関する全国調査
総務省統計局 女性・高齢者の就業状況

（次回は広報あさか7月号に掲載します）

*このコラムは、「朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員」との協働により掲載しています。

問／それいゆぷらざ（女性センター） ☎463-2697

光化学スモッグに気をつけて

5～9月は光化学スモッグが発生しやすい時期です。光化学スモッグは、目やのどの粘膜に刺激を与え、健康被害を引き起こすことがあります。**光化学スモッグ注意報が発令されたら**

- 健康被害にあわないために
- 屋外での激しい運動は避け、目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入りましょう
- 乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害を受けやすいので、特に注意しましょう
- また、自動車の使用を控えるようご協力ください。

光化学スモッグ発令情報は埼玉県ホームページで「光化学スモッグ」と検索してください。

問/環境推進課 ☎463-1512



「チャレンジ25キャンペーン」とは、地球温暖化防止のため、CO₂削減に向けた具体的な行動の実践を国民の皆さんに呼びかける国民運動です。

情報BOX

ご案内

省工不標語
行楽地 車使わず
電車でGO!



犬や猫のふんで
みんなが迷惑しています
飼いが責任を
もって処分しま
しょう



新たに身体障害者手帳を取得する方の認定基準が4月から変更になりました

ペースメーカー等を入れた方(心身機能障害) /

3月まで…一律1級に認定
4月から…1級、3級、4級のいずれかに認定し、3年以内に再認定を実施
人工関節等を入れた方(肢体不自由) /

○股関節・膝関節
3月まで…一律4級に認定
4月から…4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定
○足関節
3月まで…一律5級に認定
4月から…5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定
※3月31日(月)までに診断書・意見書が作成された場合、6月30日(月)までに申請すれば従

来の基準で認定されます。
問/障害福祉課 ☎463-1508



福祉資金貸付制度

福祉資金は、医療費、葬祭費等の臨時的出費により、一時的に生活が困窮した世帯に対して支援する制度です。

資格 /

- 市内に住所を有し、引き続き1年以上居住している方で、かつ、世帯の生計維持者であること
- 生活保護受給世帯でないこと
- 原則として、市内に住所を有する保証人が1人以上つけられること

貸付限度額 / 1世帯15万円
返済期間 / 貸付けを行った日から26か月以内

※市役所の窓口で相談・申請を行い、審査の結果貸し付けできない場合があります。

問/福祉課 ☎463-1504

知っていますか? ヘルプカード

「ヘルプカード」とは、障

害のある方が困ったときに、手助けを求めるときのためのものです。



ヘルプカード

障害のある方が「ヘルプカード」を提示した場合は、記載内容にそって支援をお願いします。

問/障害福祉課 ☎463-1509

危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害 6月8日(日)～14日(土)は危険物安全週間

近年の危険物事故の発生原因は、セルフのスタンドで給油作業中に発生した事故やガソリン専用携行缶の不適切な取り扱いによる事故など、人的要因により発生した事故件数が増加の傾向を示しています。

この機会に皆さんの身の回りにある危険物の正しい知識と安全意識を高めましょう。

- 危険物を保管する場合は、通風と換気の良い冷暗所に保管する。
- 容器は密栓する(注入用ノズルや吸引ポンプを取り付けたままフタをしないで置いておくことは危険です)。

「ヘルプカード」とは、障

- 乗用車等でガソリンを容器に入れ運搬する場合は、ガソリン用として性能試験をクリアした金属製容器で、かつ最大容量が22リットル以下の容器で行うよう消防法で定めています。
- 一般家庭でも灯油などの危険物を貯蔵取り扱う場合は、火災予防条例による規制を受けます。

詳しい内容は消防署にお問い合わせください。

問/朝霞消防署消防課 ☎463-1190



消防団の副団長が就任しました


及川良徳あしかわのりとくさんが退任され、後任に第二分団長の萩原進はぎはらすすむさんが就任しました。



萩原進副団長

問/危機管理室 ☎463-1788



**夕焼け放送の
時間が変わります**
6月1日(日)から
8月31日(日)まで、
午後5時30分の放
送になります。
☎教育指導課
☎463-2884 

**ゆめばれす臨時
休館のお知らせ**

5月19日(月)は、
保守点検のため
臨時休館します。
☎ゆめばれす
(市民会館)
☎466-2525

市民葬をご利用ください

市では、市民の皆さんが葬
儀を行う際に多大な費用をか
けずに心のこもった葬儀がで
きるよう、市民葬の制度を設
けています。これは、市指定
の委託葬儀社を利用し、市が
定めた仕様により葬儀を行う
場合、市が費用の一部を負担
するものです。

利用資格／亡くなられた方ま
たは葬儀を行う方が、朝霞
市の住民基本台帳に記録さ
れていること

申し込み／死亡届を提出する
際にお申し込みください。
※葬儀終了後の申請は受け付
けできません。

支払方法／総経費から市の負

**防災行政無線の放送内容を
確認できます**

専用ダイヤル／0800-8000-744(通話無料)
※IP 電話からの放送確認はできません。
※定時放送(子どもの見守り放送、夕
焼け放送)の放送は除きます。
※回線が混み合っている場合は、つな
がらないことがあります。しばらくし
てからおかけ直してください。

☎危機管理室 ☎463-1788

**埼玉県都市競艇組合からの
お知らせ**

競艇開催日／5月9日(金)～12日(月)
5月21日(水)～26日(月)
会 場／戸田ポートレース場
※朝霞市は埼玉県都市競艇組合に加盟して
おり、組合からの配分金をさまざまな事業
に活用しています。
☎埼玉県都市競艇組合 ☎048-823-8711

担額を差し引いた残金を、
直接葬儀社にお支払いくだ
さい。
市の負担額／祭壇等を設け葬
儀を行う場合は2万円、火
葬のみを行う場合は1万円
※4月1日(火)から市の負担額
が変更となっております。
☎申・問／総合窓口課 ☎46
3-2609

あさか市民活動ニュースレター

vol. 36

☎市民活動支援ステーション・シニア活動センター ☎463-1417

レクリエーションや健康体操で楽しく介護予防！笑顔の花咲く「あさがおの会」♪

地域の高齢者の介護予防を目的に、ボランティアスタッフ9
人で活動されている「あさがおの会」。今回は、スタッフミー
ティングにお邪魔して皆さんにお話を伺いました。

Q. 「あさがおの会」の発足のきっかけを教えてください。

A. 近所のお年寄り、食事や身の周りの世話など何らかの形
で関わってほしいという思いから、友人宅をお借りして活動
していた小山さんと、現在、会の代表を務めている本橋さん
が、社会福祉協議会主催の介護の勉強会で出会ったことで一
緒に活動するようになりました。その後、社会福祉協議会の方
や他の団体の方などから、会の発足について助言していた
だき平成12年7月に設立となりました。

「あさがおの会」という名前は、当時の活動場所であった
友人宅の庭に咲いていた綺麗なあさがおの花に由来します。
後に、1年ほどの時間をかけて活動場所を現在の事務所に移
え、今に至ります。会で使っている茶たんすや食器、電気ポ
ットなど必要な備品類のほとんどは、回収板で不用品を募
たり、知り合いに声を掛けたりして寄付をしていただきました。

Q. 会の活動日はいつですか？また、利用者は何人ですか？

A. 活動は毎月1回、第3金曜日の午後1時～3時です。現在
12の方が利用しています。皆さん楽しみにしてくださって
いて、お天気にもよりますが毎回参加率は100%に近いです。

Q. 会の主な活動内容を教えてください。

A. 高齢者の心身の健康を保つことを目的に、利用者の皆さん
の意見や希望を取り入れながら、年間の予定表を作り活動し
ています。

主な内容としては、体の健康維持を図るために、うめぼし
体操などの介護予防体操や簡単なゲームをしたり、皆さんで
歌を歌ったりしています。歌の中には「365歩のマーチ」を
替え歌にした「あさがおの会テーマソング」もあるんです。

ほかにも、手先を使うことを目的に、四季を意識した手芸
品の作成、感性を養うことを目的に、ボランティアによるフ
ルート・三味線の音楽や人形劇の鑑賞、年に1～2回の外食
やレンタカーを借りての日帰り研修旅行も行っています。

お誕生会ではスタッフも対象者として、お花のプレゼントを用意して
います。通常は活動を前半と後半に分け、活動の間にはスタッフ手作
りの「お箸を使うお茶請け」でテ
ィータイムを楽しんでいます。

また、朝霞でいきいきネットワ
ーク(介護予防)が主催のイベントにも年2回参加しています。

Q. 活動予定表にある血圧測定について教えてください。

A. 「地域参加型介護予防」のメニューとして、年に2回地域
包括支援センターの方に来ていただいて、血圧測定と健康相
談を行っています。健康相談はつつい長くなりがちで、皆
さん聞きたいことがたくさんあるんだと感じています。

Q. 朝霞でいきいきネットワーク(介護予防)主催のイベントでは何をされているのですか？

A. 春の「もの作り体験教室」では、お子さんに「卵の殻でポ
プリ作り」などを教えて世代間交流をしています。秋のイベ
ントでは、全員で白いブラウスを着て、歌の発表会をしてい
ます。中でも「ポケない小唄」は好評で、「うちの団体でも
歌いたいから教えて」と言われたこともあります。また、普
段の活動でフルートや三味線を演奏しに来ていただいている
ボランティアの方は、このイベントで知り合った方々です。
このような団体同士のつながりは、非常に大切なことだと思
っています。

Q. 最後に、皆さんへメッセージはありますか？

A. 一緒に活動してくださるボランティアさんを募集してい
ます。和気あいあい笑顔のたえない「あさがおの会」で、私
たちと一緒に活動してみませんか？お待ちしております！

※このコーナーでは、主に朝霞市内でNPOなどの市民活動
を行っている団体のリストとして作成しました「あさか市民活動
ガイドブック」へ掲載している団体の活動を紹介します。ガイ
ドブックへ掲載を希望する団体は、お気軽にお問い合わせくだ
さい。



社会貢献活動を行う団体に補助金を交付します!

地域社会に貢献する自主的な活動(NPOなど市民活動)を行う団体へ事業を行う経費や団体設立に伴う経費の一部を補助します。

対象となる団体 次のすべての要件を満たす団体

- ・市内在住・在勤・在学の方を含む5人以上の構成員を有する
- ・活動の拠点が市内にあり、市内で活動している
- ・会則、規約等があり、情報公開に努めている
- ・営利、宗教、政治目的の活動でない
- ・暴力団またはその構成員の統制下にない
- ・公序良俗に反する活動をしていない

補助の種類

事業補助: NPO法第2条第1項別表に定める活動内容20項目に該当する事業を市内で行う場合、経費の一部を補助

※日常的な活動は対象になりません。

※新たに行う事業が対象になります。

設立補助: NPO法人を新規に設立するために要した経費の一部を補助

※いずれの補助とも1団体(設立補助は1法人)1回の申請に限ります。また、国または地方公共団体(朝霞市を含む)から、ほかの制度による補助金や助成金等を受けない場合など、補助の対象とならない場合があります。

補助対象期間・補助額

事業補助: 補助金交付決定日から平成27年2月28日(出まで)に行う新規事業に対して

3万円を限度に補助

※交付決定団体が予算の範囲を超える場合は、限度額に満たない場合があります。

設立補助: 設立登記日から6か月以内の法人に対して3万円を限度に補助

※交付決定団体に限りがありますので、事前に相談してください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

申請期間

事業補助: 5月1日(木)～31日(出) 設立補助: 平成27年3月15日(日)まで

※申請の手引および申請書類

一式は、市民活動支援センター・シヨーン・シニア活動センターで配付します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

申・問 / 市民活動支援センター・シヨーン・シニア活動センター

☎463-11417
 ✉simi_katudo@city.asa
 kasaitama.jp



市の人事異動(4月1日付け)

課長級以上、()内は旧職名です。

《**部長級**》市長公室長 田中幸裕(審議監) ▼総務部長 兼危機管理監 小林光夫(同部長)

《**部次長級**》副審議監兼危機管理室長 木村賢一(都市建設部下水道課長) ▼市長公室次長兼政策企画課長 神田直人(市民環境部参事兼地域づくり支援課長) ▼市長公室参事兼市政情報課長 宮村徹(総務部参事兼同課長)

▼総務部次長兼人権庶務課長 金丸広幸(同部参事兼職員課長) ▼市民環境部次長兼環境推進課長 小野里雅子(副審議監兼出納室長) ▼市民

環境部参事兼朝霞台出張所長 岡田健(総務部参事兼人権庶務課長) ▼福祉部次長兼こども未来課長 猪股敏裕(総務部課税課主幹) ▼健康づくり部次長兼健康づくり課長 目崎康浩(同部保険年金課長) ▼都市建設部次長兼まちづくり推進課長 塩野彰(総務部参事兼財産管理課長) ▼都市建設部次長兼道路整備課長 比留間寿昭(同部次長兼道路交通課長) ▼都市建設部参事兼開発建築課長 村沢敏美(同部建築課長) ▼生涯学習部参事兼生涯学習・スポーツ課長 田中茂義(同部生涯学習課長兼スポーツ課長)

《**課長級**》政策企画課主幹 佐藤元樹(政策企画室主幹) ▼秘書課長 稲葉竜哉(秘書室長) ▼職員課長 奥山雄三郎(同課長補佐) ▼財産管理課長 村山雅一(政策企画室長) ▼財産管理課主幹 宇野康幸(同課専門員) ▼収納課長 清水豊(納税課長) ▼入札契約課長 富岡康次(入札契約室長) ▼地域づくり支援課長 田中毅(危機管理課長) ▼環境推進課主幹 紺清公介(地域づくり支援課長補佐) ▼朝霞台出張

所主幹 神津明美(文化財課長) ▼朝霞駅前出張所長 蕪木正明(環境保全課長) ▼朝霞駅前出張所主幹 高橋弘(福祉部参事兼福祉課長) ▼福祉課長 林優光(総合窓口課主幹) ▼福祉課主幹 岩城光夫(財産管理課主幹) ▼障害福祉課長 菊島隆一(福祉課主幹) ▼保育課長 麦田伸之(子育て支援課長) ▼健康づくり課主幹 佐甲文子(同課長補佐) ▼保険年金課長 神頭勇(市政情報課長補佐) ▼みどり公園課長 長島浩二(職員課付専門員) 福島県須賀川市) ▼下水道課長 大高亮(教育総務課主幹) ▼検査室長 石井隆行(朝霞駅前出張所長) ▼出納室長 田中正之(保険年金課主幹) ▼教育指導課長 金子二郎(朝霞市立朝霞第三小学校教頭) ▼文化財課長 杉西恭子(職員課付「朝霞地区一部事務組合」) ▼監査委員事務局主幹 斎藤勉(環境保全課主幹)



防災行政無線内容、防災・災害等に関する情報等をメール配信サービスで送信しています

市ホームページ、携帯電話のページおよび右のQRコードから登録することができますので、ご利用ください。

<http://www.city.asaka.lg.jp>

<http://www.city.asaka.lg.jp/mobile>

そのほか、市内の火災に関する情報・朝霞市からのお知らせ・子育て支援に関する情報もご希望により配信しています。

※配信内容については、一部を除きツイッター・フェイスブックでも配信しています。



☎/市政情報課 ☎463-3059

市内の視覚障害の方に広報あさか音声CD(デージー形式)を郵送(無料)しています

朝霞リーディングサークルのご協力により作成した「広報あさか音声CD」を自宅に郵送(無料)しています。ご希望の方はご連絡ください。※声の広報あさかとして、市ホームページから聞くことができます。

☎/市政情報課 ☎463-3059



催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

朝霞市農業体験事業じゃがいもほり体験

☎/産業振興課 ☎463-1904

日時/6月21日(土) 2部制 第1部 午前9時30分
第2部 午前10時30分

※雨天の場合は28日(土)

会場/細野農園(浜崎地内)

対象/市内在住で、会場まで徒歩、自転車またはバス等で参加できる方(成人は1人でも可)

定員/各部50家族【応募多数の場合は抽選】

費用/1口500円(3株) ※1家族3口まで

申込方法/はがきまたは市ホームページの申込フォーム(1家族ごと1回のみ)に参加者全員の氏名(ふりがな)、年齢、代表者の住所、電話番号、申込口数、第1希望および第2希望の時間を記入し、5月30日(金)【必着】までに産業振興課「じゃがいもほり体験」係(住所は欄外左上に掲載)へ

※申込後の変更はできませんのでご注意ください。

申込フォームアドレス/<https://www.city.asaka.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=51>

※「じゃがいもほり体験」で検索してください。

主催/朝霞市都市農業推進協議会・朝霞市



朝市

☎/産業振興課 ☎463-1903

日時/6月1日(日) 午前7時～9時

会場/市役所正面駐車場

内容/服飾・雑貨、新鮮野菜・果物、お茶などお手ごろな価格で提供しています。

※商品がなくなりしだい終了。内容は変更になる場合があります。

主催/朝霞市朝市出店者協議会

朝霞が好きな方集まれ!!

“市民が主役”のまちづくりを考えていく 市民ワークショップを立ち上げます!!

☎/政策企画課 ☎463-3089

市民ワークショップとは、まちづくりの主体である市民1人1人が協働して、自分たちのまちを自分たちでつくるためにはどうしたらよいかを話し合う場です。朝霞に愛着と誇りを持ち、安心して暮らせるまちを作る方法を一緒に話し合いませんか?

日時/5月25日(日) 午前10時～正午

会場/市役所別館5階大会議室

対象/どなたでも

申込方法/事前申込不要、当日直接会場へ

その他/5月10日(土)には流れの一環として「自治基本条例とは何か?」についての講演会を開催します。詳細は広報あさか4月号や市ホームページをご覧ください。

今後の流れ(予定)

①講演会 → ②市民ワークショップの立ち上げ(今後の開催日時やワークショップの進め方等についても、話し合いの中で決定します) → ③市民ワークショップによる活動 → ④市民ワークショップから市長等への提言

朝霞産農産物直売 あさか新鮮野菜市

☎/産業振興課 ☎463-1904

日時/5月15日(木)・29日(木) 午前9時30分～午後1時
※商品がなくなりしだい終了

会場/市役所

内容/朝霞産農産物のPRと地産地消を推進するため、市内の生産者が作った旬の野菜を直売します。皆さんの来場をお待ちしています。

主催/朝霞市都市農業推進協議会・朝霞市

協力/ファーマーズ朝霞

朝霞市民吹奏楽団

プリズムコンサート Vol. 14

☎・会場/産業文化センター ☎487-6222

毎回大好評で、大人だけでなくお子さんも楽しめます。親子でお楽しみください。

日時/6月8日(日) 午後1時開場 午後1時30分開演

内容/指揮:小熊 俊明さん 演奏:朝霞市民吹奏楽団
曲目:音楽物語「チューバ吹きのタビーちゃん」
戸田顕作品集ほか、アンサンブル曲多数

その他/要整理券(5月10日(土)から配布)

整理券取扱所/産業文化センター、ゆめばれす、総合体育館

主催/朝霞市商工会

第2回朝霞の森運営会議に参加しませんか!

～朝霞の森 再開場に向けて～

☎/みどり公園課 ☎463-0374

朝霞の森の一時閉場から4か月、広場の安全確認後の再開場に向けて、第2回朝霞の森運営会議を開催します。運営会議は誰でも自由に参加できる会議です。皆さんと意見を交換し、広場のルールや活用方法を考えていきます。第2回では、これまでの活動記録の上映会や再開場イベントとして、“朝霞の森でやりたいこと”について話し合います。

日時/5月11日(日) 午後3時～

会場/市役所別館5階502会議室 対象/どなたでも

内容/朝霞の森活動記録上映会

再開場イベントに向けた意見交換

申込方法/事前申込不要、当日直接会場へ





催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

園庭開放(いっしょにあそぼう保育園で)

☎/保育課 ☎463-2837

日時/5月14日(水)・27日(火) 午前9時30分～11時
(雨天決行)

会場/各公設保育園(北朝霞保育園分園は除く)
※民設民営の保育園はこの園庭開放の対象となっておりませんのでご注意ください。

内容/未就園児のお子さんもお近くの保育園で遊んでいただけるよう、公設保育園(北朝霞保育園分園は除く)の園庭を開放しています(晴れの日は正午まで)。

※14日(水)は「いっしょにあそぼう保育園で」とし、園内で製作やリズム遊びなども実施
※本町・泉水保育園では、14日(水)に家庭児童相談員による育児に関する相談を実施
申込方法/事前申込不要。当日直接会場へ



就学相談オリエンテーション

☎/教育指導課 ☎463-2884

今年6月から行われる就学相談の実施に先駆けて、朝霞市就学支援委員による説明会を開催します。

日時/5月14日(水) 午後2時30分～4時

会場/中央公民館・コミュニティセンター

対象/お子さんの就学に関してお悩みのある保護者の方、保育園・幼稚園・保育施設・小中学校の就学相談担当者

申込方法/事前申込不要、当日直接会場へ

春のきれいなまちづくり運動

☎/環境推進課 ☎463-1504

住み良い環境をつくるため、自治会等のご協力により、市内全域を対象とした「春のきれいなまちづくり運動」を行います。

実施日/5月25日(日)

実施方法/各自治会等を中心に、道路に散乱しているごみや空き缶などの収集を行います(危険な場所での作業は絶対にしないでください)。

ごみを効率よく衛生的に回収するため、次のことにご協力ください。

- ・回収車が進入可能な場所に集める
 - ・集積場所はできるだけ分散しないようにする
 - ・ごみは、「資源とゴミの分け方出し方」を参考に分別する
- ※道路上の回収物の中に家庭から出されたと思われる粗大ごみ等が見受けられます。家庭からのごみは出さないでください。

※汚泥は袋に入れて口を縛ってお出してください。

※雨天等により実施日を変更する場合は、変更日時・ごみの収集場所をご連絡ください。

5月の朝霞市障害福祉施設授産品展示販売会

☎/障害福祉課 ☎463-1599

市内の障害福祉施設の皆さんによる、自主製作した製品やお菓子などの展示販売会を市役所で行います。

日時・団体・販売物/

●5月16日(金) 午前10時30分～午後1時 はあとびあ障害者多機能型施設 レザークラフト、菓子
●5月20日(火) 午前10時30分～午後0時30分 地域活動支援センター なかよしかふえ 雑貨、焼き菓子
●5月23日(金) 午後0時45分～2時30分 あさか福祉作業所 雑貨、観賞用メダカ
●5月28日(水) 午前10時30分～午後1時 地域活動支援センター ばれっと 革製品、焼き菓子

会場/市役所ロビー(市民ホール)

ファミリー・サポート・センター 入会説明会と養成講習会

～地域で子育てサポート会員大募集～

☎/ファミリー・サポート・センター ☎485-2503

養成講習会(入会説明会)

日時・内容/

回	日程	時間	内容
1	6月3日(火)	午前9時～9時30分	入会説明会
		午前9時30分～午後0時30分	養成講習会
2	6月17日(火)	午前9時30分～午後0時30分	養成講習会

会場/中央公民館・コミュニティセンター

定員/20人(要予約・先着順)

保育/先着9人(1歳以上就学前までのお子さん)

その他/サポート会員として活動するためには両日の受講が必要です。

申込方法/5月12日(月)からファミリー・サポート・センターへ

葬儀個別基本相談

会場・☎/斎場 ☎460-0055

もしもの時に備えて、基本的な葬儀の流れを個別に説明します。当日は式場の見学もできます。

日時/5月21日(水) 午前9時～11時(1人30分まで・先着順)

対象/市内在住の方 申込方法/当日直接会場へ

上級救命講習

☎/埼玉県南西部消防本部救急課 ☎478-0899

日時/5月24日(土) 午前9時～午後5時

会場/新座消防署

内容/乳児から成人に必要な救命手当とその他の応急手当(AED(自動体外式除細動器)講習を含む)

定員/30人(先着順・定員になりしだい受付終了)

※再講習の方の受講も可能です。

受講資格/市内に在住・在勤・在学(中学生以上)の方

申込期間/5月12日(月)～16日(金)

申込方法/埼玉県南西部消防本部救急課へ電話でお申し込みください。

地域支え合いネット講座

「ぐっすりスッキリ快眠講座・自分の眠りを要チェック」

☎/地域包括支援センターつづじの郷 ☎472-1574

皆さんは睡眠について困ったり、悩んだりしていませんか。専門家からの話を聞き、自分の睡眠をチェックして、快眠のテクニックを身につけましょう。枕選びのコツも教えます。

日時/5月21日(水) 午後1時15分開場

午後1時30分開演

午後3時30分終了予定

会場/弁財市民センター(車でのご来場はご遠慮ください)

講師/ロフテー(株)

上級ピローフィッター 矢部 亜由美さん

対象/市民 定員/30人(先着順)

申込方法/5月13日(火)午後5時までに電話で受け付けます。





催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

クリーンセンター見学会

月・月/エコネットあさか(リサイクルプラザ) ☎486-0222

ごみ処理現場を見学します。

日時/6月6日(金) 午前9時30分～正午(午前9時にエコネットあさかに集合、往復はバス使用)

対象/市内在住の18歳以上の方 定員/20人

申込方法/5月10日(土)午前9時から電話または直接エコネットあさかへ(先着順)

高齢者健康保持のための栄養改善サロン “けんこうサロン”を開所します

月/長寿はつらつ課 ☎463-1952

会場・日時・定員/

会場	朝志ヶ丘高齢者地域交流室(北朝霞公民館の隣)	栄町高齢者地域交流室(コト朝霞中央公園マンション101号室)
日時	5月9日～平成27年3月13日の毎月第2金曜日 午後1時30分～3時30分	5月21日～平成27年3月18日の毎月第3水曜日 午後1時30分～3時30分
定員	各会場20人(会場の広さの都合で多数の場合はお断りする場合があります)	

※いずれか1か所のみのご利用となります。

対象/市内に住む65歳以上の方

申込方法/直接会場にお越しください。

内容/管理栄養士による健康チェック、食生活の相談など

費用/栄町高齢者地域交流室のみ 100円(お茶代)

※天候等により、中止となる場合があります。

地域支え合いネット講座

『運動リーダー養成講座』

月・月/地域包括支援センターひいらぎの里 ☎291-9111 ㊟291-9090

日時/6月12日(木)・26日(木)、7月10日(木)・24日(木)
午後2時～3時30分【全4回】

会場/東朝霞公民館

対象/地域で運動リーダーとして活動してくれる市民
※医師に運動を禁止されていない方

定員/10人(先着順)

内容/運動リーダーとなる運動や知識を学習します。

講師/健康運動実践指導者 介護予防運動指導者
日本コアコンディショニング協会ベーシックトレーナー
木下 弘江さん

持ち物/飲み物・タオル・上履き

その他/動きやすい服装でご参加ください。

申込方法/6月11日(水)まで電話またはFAXで受け付けます。

へるす☆アップ教室(生活習慣病予防の体験教室) ピラティスを取り入れ、体を美しく健康的に ～初心者もできるピラティス～

月・月/健康づくり課 ☎465-8611

日時/6月19日(木) 午後1時30分～3時30分

会場/中央公民館・コミュニティセンター

内容/体を効果的に効率よく使うと、体が中からも外見もきれいになります。美しく、そして、健康的に、誰もが望む体作りを体験してみよう。ピラティス初心者の方も、簡単に体験できる教室です。自宅でできるポイントもご紹介します。

講師/健康運動指導士 斉藤 紀子さん

持ち物/水分、汗ふきタオル等、体操のできる服装と靴でお越しください。

対象/市内在住の方 定員/45人(先着順)

申込方法/5月26日(月)から電話で受け付け

シニア世代地域デビュー支援講座【番外編】

「こんな手口にご用心!悪質商法」

～被害に遭わないために手口や対処法を学ぼう～

月・月/市民活動支援ステーション・シニア活動センター ☎463-1417

開所時間:午前9時30分～午後6時 休所日:月曜日、祝日

日時/6月19日(木) 午前10時～正午 会場/産業文化センター
内容/悪質商法はいつでもあなたを狙っています。巧妙な手口で被害が後を絶たない悪質商法への対処法を学び、体験談など情報交換を行いながら参加者同士の交流を深めましょう!

講師/朝霞市消費生活相談員

対象/市内在住のおおむね50歳以上の方

定員/30人(先着順) 持ち物/筆記用具

主催/あさかシニアクラブ・朝霞市

申込方法/5月1日(木)～6月18日(水)までに、電話または直接、市民活動支援ステーション・シニア活動センター窓口へ

地域支え合いネット講座

「高齢者出張相談・弁護士講演会」

月/地域包括支援センターつつじの郷 ☎472-1574

弁護士をお招きして相続やエンディングノート等についてのお話を伺います。希望者には体内年齢測定や握力測定を行います。ご自身のことやご家族のことでお悩みのことがあればご相談ください。

日時/5月8日(木)

一部(弁護士講演会) 午後2時～3時

二部(高齢者出張相談) 午後3時～4時

会場/産業文化センター(車でのご来場はご遠慮ください)

講師/弁護士 本山 健さん

対象/市民 定員/30人(先着順)

申込方法/5月7日(水)午後5時まで電話で受け付け

消費生活共同通信講座

くらしを読むゼミナール

月/地域づくり支援課 ☎463-2648

朝霞地区4市(朝霞市、志木市、和光市、新座市)共同で、自宅で気軽にくらしについての知識や情報を学べる通信講座を開講します。8月から11月の4か月間、毎月一冊自宅に送られてくるテキストを読んだ後、巻末にある5問の効果測定にチャレンジできます。各テーマ、イラストなどを使ってわかりやすく解説していますので、情報誌感覚で読むことができます。消費者として、さまざまな情報を積極的に取り込んで社会の変化に対応できることを目指しましょう。

対象/市内在住の方 定員/400人

受講料/無料(効果測定を提出するときの郵送料は自己負担)

申込方法/6月30日(月)までに電話または直接地域づくり支援課へ

配本月	テーマ	執筆者
8月	携帯電話・スマートフォン・タブレット端末とのつきあい方 ～トラブルにあわないために～	消費生活コンサルタント 木村 嘉子さん
9月	意外に知らない生活用品の落とし穴	NPO法人日本消費者連盟 由中 輝子さん ミンゴくらはぶ 入江 映子さん
10月	住まいと上手に付き合うために ～知っておきたい維持管理のポイント～	埼玉県住まいづくり協議会 住宅リフォーム推進委員会
11月	香りと一緒に生活する ～アロマセラピーのある日常～	アロマセラピスト 堀岡 幸恵さん

※テーマ等は変更になることがあります。

こころの健康相談

会場・月・月/健康づくり課(保健センター内) ☎465-8611

日時/5月29日(木) 午後1時15分～2時45分

申込方法/5月26日(月)までに要予約

情報BOX



催し・講座



催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

DVセミナー「DVのない社会を目指して」

申・問/それいゆぶらざ(女性センター) ☎463-2697

DV(ドメスティックバイオレンス)とは、「夫婦や元夫婦、恋人など親密な関係にある(あった)者同士の間で振るわれる暴力」のことをいいます。身近に潜むDVについて分かりやすくお話しします。

日時/5月27日(火) 午前10時～正午

会場/中央公民館・コミュニティセンター

対象/どなたでも 定員/20人

講師/川野 紀代美さん、河口 節子さん

申込方法/それいゆぶらざ(女性センター)に直接お越しいただくか、電話でお申し込みください。

無料特設行政相談

問/東京総合行政相談所 ☎03-3987-0229

日時/5月15日(木) 午前10時～午後5時(受付時間は午後4時30分まで)

会場/西武池袋本店7階(行政、法律、くらしの行政相談コーナー内)

内容/税金、登記、相続、情報通信や国の行政に関する相談

参加機関/関東総合通信局、東京法務局、東京弁護士会、東京税理士会豊島支部、関東管区行政評価局

主催/関東管区行政評価局

年金相談

問/保険年金課 予約専用ダイヤル ☎463-1264

相談日/毎週木曜日 午後1時～6時

会場/市役所1階市民相談室

内容/保険料の納付状況や未納に関する事、老齢年金の請求方法や、障害年金・遺族年金に関する事などの相談に応じます。

相談員/社会保険労務士

介護保険説明会

問/長寿はつらつ課 ☎463-1719

会場・日時/①産業文化センター 5月12日(月) 午後2時～3時30分

②中央公民館・コミュニティセンター

5月22日(木) 午前10時～11時30分

内容/介護保険、介護予防、介護認定、地域包括支援センターなどの制度内容

定員/各会場とも70人(先着順)

申込方法/当日直接会場へ

リサイクルプラザ企画運営協議会講座

会場・申・問/エコネットあさか(リサイクルプラザ) ☎486-0222

対象/市内在住の18歳以上の方

申込方法/5月10日(土)午前9時から電話または直接エコネットあさかへ(先着順)

日時	タイトル・内容	定員	持ってくる物など
5月19日(月) 午前10時～午後3時	「布ぞうり作り」 “不用になった古い布で、足にやさしい布ぞうりを作ります”	8人	・裂いた布15～20本(1本の目安は幅6～8cm×長さ1～1.5m) ・鼻緒用布2本(幅6cm×長さ120cm) ・前つば用布2本(幅6cm×長さ70cm)・昼食の用意(お弁当)
5月21日(水) 午前10時～正午	「固形石けん作り」 “廃食油で手作り石けんを作ります”	10人	・開かず洗い乾かした500ml牛乳パック ・マスク ・エプロン ・ゴム手袋(軍手でも可)
5月26日(月) 午前10時～正午	「傘布リフォーム」 “壊れた傘、使わなくなった傘の傘布を使って、ミニエコバッグを作ります”	8人	・傘布(骨は外し、汚れは洗濯しよく落としてくる) ・チャコ ・ハサミ ・まち針20本
5月27日(火) 午前10時～午後3時	「さき織り教室」 “使わなくなった布を、もう一度ステキな布に織り上げます” (今回は、約30cm×50cmサイズのテーブルクロス)	4人	・綿素材の不用になった衣類・布などを、合計で約1平方メートル以上(1～3種類の組み合わせ可)※切らずに持参。伸縮素材は不向き ・昼食の用意(お弁当)
6月9日(月) 午前10時～正午	「もったいない講座」 “余り布を素敵な品に変えて再利用” ケータイ入れを作ります	10人	・裁縫道具

わくわくどーむからのご案内

会場・問/わくわくどーむ(健康増進センター) ☎472-6000

《ゴールデン・ウィーク特別レッスン開講のご案内》

通常と一味違うレッスンをお楽しみください。

対象/高校生以上(医師から運動を禁止されている方は申し込みできません)

申込方法/1階総合受付でお申し込みください。先着順。定員になりしだい締め切り

*電話での申し込みはできませんのでご了承ください。

参加費/無料(別途施設利用料がかかります)

ゴールデン・ウィーク特別レッスン	日付・曜日・開催時間	定員	ゴールデン・ウィーク特別レッスン	日付・曜日・開催時間	定員
enjoy スペシャル	5/3 土曜日 11:30～12:30	40	バランスボールスペシャル(筋トレ)	5/5 月曜日 10:00～10:45	25
筋力系 STEP	5/4 日曜日 11:15～12:00	30	コラボレッスン～エアロ系ダンス&リラクゼーションヨガ	5/6 火曜日 12:30～13:30	40

●I期スポーツ教室&水泳教室 好評開講中! 参加希望はお気軽にお問い合わせください。

《わくわくどーむ休館日のお知らせ》

【通常期(4～11月、3月)】毎月第1月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は翌平日)

*5月7日(水)、6月2日(月)、7月7日(月)がお休みとなります。

(個人情報の取り扱いについて)教室申し込みの際にご提示いただいた個人情報については、ご本人の許可なく当初の目的以外には使用しません。

主催/株式会社 明治スポーツプラザ(指定管理者) <http://meijisp.jp/management/asaka.html>

ようこそ！あさかの生涯学習へ

第31回

朝霞市芸術文化展



朝霞市文化協会会員による作品展示や、将棋・囲碁大会、芸能発表など、さまざまな大会を行います。皆さんのご来場をお待ちしています！

主催：朝霞市・朝霞市教育委員会・朝霞市文化協会

日程／5月31日(土)、6月1日(日)・8日(日)

会場／中央公民館・コミュニティセンター

展示の部

★展示種目

華道・書道・水墨画・日本画
洋画・写真・手工芸・盆栽 等

日時／5月31日(土)、6月1日(日)
午前10時～午後5時
(最終日は午後4時終了)



大会の部

★お茶会 どなたでもお茶席に入れます。
(お茶・お菓子がなくなりしだい終了)

日時／5月31日(土) 午前10時30分～

★将棋大会 日時／6月1日(日) 午前10時～

★囲碁大会 日時／6月8日(日) 午前9時～

段・級に分かれて対局し、順位を決定します。

申込方法／はがきに①大会名 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号 ⑥棋力(段・級)を記入のうえ、下記にお申し込みください。

対象・定員・申込先・締切／

将棋：朝霞地区四市在住の方で、先着50人
〒351-0035 朝霞市朝志ヶ丘3-3-11

朝霞市将棋愛好会 山本 篤 宛て【5月25日(日)必着】

囲碁：埼玉県内在住の方で、先着64人
※棋力5級以上の方

〒351-0024 朝霞市泉水3-16-23

朝霞市囲碁連盟 山本 一雄 宛て【5月30日(金)必着】



★スタンプラリーによる 菊苗無料配布

提供：朝霞菊花会

各展示会場でスタンプを押し、全部押した方から順次、菊苗を配布します。(苗がなくなりしだい終了)

日時／6月1日(日) 午前10時～



★芸術文化展「♪ミニコンサート♪」



文化協会会員や公民館、市民センター利用サークル等の発表を行います。素敵な午後のひとときを過ごしませんか。

どなたでもご鑑賞いただけます！

日時／5月31日(土) 午後1時～

出演予定／マンドリン・ジャズ・ギター弾き語り・合唱・子ども社交ダンス・ストリートダンスなど

同時開催

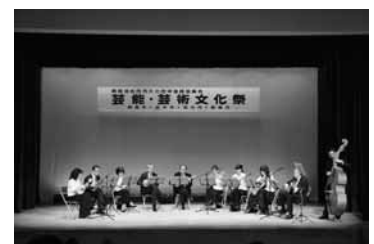
主催：朝霞地区四市文化団体連絡協議会

第32回 朝霞地区四市「芸能・芸術文化祭」

朝霞地区四市(朝霞・志木・和光・新座)の文化団体が一堂に集まり、「芸能発表」を行います。

どなたでもご鑑賞いただけます！

日時／6月1日(日)
午後0時30分～
3時



埼玉県からのお知らせ

文化振興基金助成事業の受付

対象／①8～11月にアマチュア文化団体が実施する文化活動(活動成果の発表など)

②8～11月に伝統・郷土芸能団体が実施する伝統・郷土芸能用具の備品整備、後継者育成等

③7月～平成27年3月に文化団体やNPO等が実施する子どもを対象とした文化芸術の体験教室や文化芸術を担う若手人材の発掘・育成を目的としたワークショップ等

金額／①2分の1以内(上限25万円) ②③対象経費の20万円以内

申込方法／5月1日(木)～22日(木)(消印有効)に所定の事業計画書(埼玉県ホームページまたは埼玉県文化振興課(県庁内)で入手)を郵送で埼玉県文化振興課(〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-2887)へ

※詳細は埼玉県文化振興課へお問い合わせください。ご希望の方には「埼玉県文化振興基金助成事業申請の手引き」を送付します。

平成27年成人式 記念誌編集委員を募集します!!



一生に一度の成人式を、思い出深いものにしてみませんか

活動期間／平成26年5月～平成27年1月
(予定)

活動内容／記念誌の編集や式典運営の手伝い等

応募資格／平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの方

申込方法／5月16日(金)までに電話をいただくか、FAX
またはメールの場合はタイトルとして「成人式記念誌
編集委員希望」と明記し、①氏名(ふりがな) ②生年月日 ③住所
④電話番号 ⑤メールアドレス ⑥出身中学校 ⑦現在の職業または
学校を記入のうえ、お申し込みください。

◆家庭教育学級運営相談会◆

家庭教育学級を運営するうえでの疑問等(委員会、
事業の進め方、講師の選定、案内ポスターやチラシの
作成等)についてお答えします。

日程／①5月16日(金) 午前9時～正午

市役所本館4階405会議室

②5月20日(火) 午前9時～午後5時

市役所本館4階403会議室

対象／家庭教育学級を開催する団体

市民企画講座 朝霞基地跡地の自然を守る会主催事業

朝霞の街路樹デザインを考える

～パートⅡ 素敵な街路樹のある江戸川区から学ぶ～

日時／5月31日(土) 午後1時30分～4時

会場／エコネットあさか(リサイクルプラザ)

講師／江戸川区役所 担当職員

定員／50人(先着順) 費用／無料

申込方法／事前申込不要。当日直接会場へ

問／大野 ☎090-5209-9467



申・問／生涯学習・スポーツ課 ☎463-2920 FAX467-4716 ✉syogaku_sports@city.asaka.saitama.jp
住所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

スポーツ・レクリエーション

子育てママのエアロビクス教室

～ちょっと体を動かし、心も体もリフレッシュ～

主催／朝霞市教育委員会

日／6月10日(火)・17日(火) 午前10時～11時30分

会／総合体育館 サブアリーナ 対／未就学児
を育児されているお母さん 参／300円(保険
料等) ※お子さんの保険料別途必要

定／30人(申込多数の場合抽選)

保育／初回当日1歳以上の未就学児(定員12人)

締／6月2日(月)

申／件名「子育てママのエアロビクス教室」①氏名(ふり
がな) ②住所 ③電話番号 ④保育希望の方はお子さんの氏
名(ふりがな)・生年月日・性別 ⑤保育落選の場合の受講
可否を記入し、はがき、FAX、メール、電話または直接生
涯学習・スポーツ課窓口まで 参加の可否は全員に通知し
ます。 問／生涯学習・スポーツ課



第59回市民総合体育大会 水泳大会

主管／朝霞市体育協会水泳部

日／8月31日(日) 午前9時開会(小雨決行)

会／朝霞第二中学校プール

対／市内在住・在勤・在学者 種／個人下表参照

区分	種目
A 小学1・2・3年生	○自由形 100m・50m・25m
B 小学4・5・6年生	○背泳ぎ 50m・25m
C 中学生	○平泳ぎ 50m・25m
D 高校生・一般～19歳	○バタフライ 50m・25m
E 20～29歳	○個人メドレー 100m
F 30～39歳	○基石拾い(当日申込。中学生 以下)
G 40～49歳	
H 50～59歳	
I 60～69歳	参／1人2種目まで600円
J 70歳以上	基石拾いは無料

種／リレー 下表参照

年齢区分	種目(リレー競技)
小学生の部	○メドレーリレー 200m・100m
中学生の部	○フリーリレー 200m・100m
高校生・一般～19歳の部	(メドレー・フリーは4人1組)
120～159歳の部	○ファミリーリレー 50m
160～199歳の部	(2人1組・当日申込可)
200歳以上の部	参／1チーム 800円
※年齢は4人の合計	ファミリーリレーは無料

締／7月4日(金) 午後5時【必着】

申／生涯学習・スポーツ課、総合体育館、わくわくどーむ
にある申込書に記入し、郵送または各窓口へ
※初心者水泳教室参加者のレースも行います。

問／渡辺 ☎090-2172-0309



第35回朝霞市民卓球ダブルス大会

主管／朝霞市卓球協会

日／6月8日(日) 午前9時受付・午前9時30分開会式

会／総合体育館 対／協会会員および市内在住・在勤・在
学のペア 種／男子ダブルス・女子ダブルス・混合ダブル
ス 参／1組 一般(高校生以上) 1,000円、一般と中学
生以下 700円、中学生以下 400円(保険料含む・当日納
入) 締／5月22日(木) 申／はがきまたは総合体育館にあ
る申込用紙に、大会名・種目・氏名・年齢・電話番号・所
属を記入し、郵送または持参 問／塩味 ☎466-3977

日日時 会会場 対対象 定定員 参参加費 締締切 種種目 申申し込み 問問い合わせ

あじさい 第5回紫陽花カップシングルス大会 主催／朝霞市テニス協会

日・種／男子B 6月8日(日)、男子A 6月15日(日)、女子 6月22日(日)、予備日 6月29日(日) 会／青葉台公園テニスコート
対／市内在住・在勤・在学者、協会員 参／一般2,000円 協会員1,500円 締／5月24日(土) 申／総合体育館にある申込書に記入し窓口へ。参加費は郵便振込
問／蕪木 ☎090-2404-7195
✉asateniofficial@yahoo.co.jp

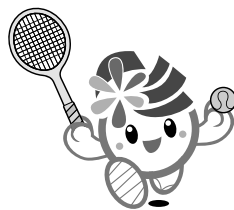
初心者ミニテニス教室 主催／朝霞市ミニテニス連盟

ミニテニス初心者を対象とした講習会です。この機会に是非一度体験してみてください。

日／6月5日・12日・19日・26日(毎週木曜日・全4回) 午前9時～11時30分 会／総合体育館 対／市内在住・在勤の方 参／1人500円(保険料含む) 持／体育館シューズ・タオル・飲み物(ラケットは用意してあります)
締／5月26日(月) 申／はがきに住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、郵送
問／三井田 由美子 〒351-0012 朝霞市栄町3-1-44 シルキーガーデン101 ☎090-8315-7985

初心者ソフトテニス教室 主催／朝霞市ソフトテニス連盟

日／5月11日(日)・18日(日) 午前9時～正午(集合午前8時40分) 会／朝霞第三中学校テニスコート
対／市内在住・在学の新中学1年生・一般(随時募集) 参／新中学1年生200円(保険料)、一般500円(保険は各自の任意保険の範囲内によるものとする) 持／ラケット(お持ちでない場合は連盟で貸与)・帽子・水筒等
締／5月5日(月・祝) 申／市内在学の方は、学校で配布する申込書に記入し、学校へ。市内在学以外の方・一般の方は下記問い合わせ先へ
他／運動できる服装で。当日開催の可否は問い合わせ先へ
問／奥山 ☎080-3732-0745
☎461-0253



パーソナルトレーニングサービス ～トレーナーがあなたの運動を全面サポート～ 主催／(公財)朝霞市文化・スポーツ振興公社

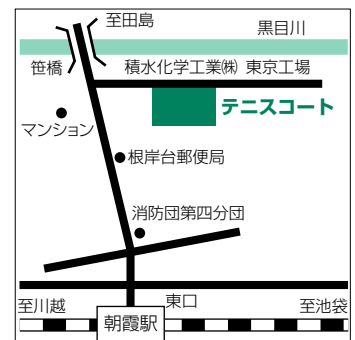
専門のトレーナーがマンツーマンでトレーニングをサポートします。ダイエットからパワーアップまで、あなたに合った運動プログラム作成からサポートします。
日／5月10日～7月26日 毎週土曜日全12回
①午後3時～4時 ②午後4時10分～5時10分 ③午後5時20分～6時20分 ④午後6時30分～7時30分 ⑤午後7時40分～8時40分 定／各時間1人のみ(先着順)
参／3,000円(別途使用料100円(市内)) 対／トレーニング講習会修了者(医師から運動を禁止されている方は申し込みません) 申／前日までに総合体育館に電話で
問／総合体育館 ☎465-9811

平成26年度スポーツ安全保険

対／スポーツや文化活動などを行う5人以上の団体
掛金／中学生以下 800円・1,450円・11,000円
高校生以上 800円～11,000円
内容／傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険
※加入区分により補償金額は異なります。
保険期間／4月1日(火)～平成27年3月31日(火)の1年間
申／加入依頼書は生涯学習・スポーツ課、総合体育館に設置。郵便局窓口で払込後、払込受付証明書を貼付した加入依頼書を埼玉県支部へ郵送 ※《スポ安ねっと》をご利用の際はスポーツ安全協会ホームページをご覧ください。
問／(公財)スポーツ安全協会埼玉県支部 ☎048-779-9580

テニスコート無料貸し出し

積水化学工業(株)東京工場のご厚意で同工場所有のテニスコートを朝霞市民に無料で貸し出しています。
貸出日時／月～金曜日(祝日、同工場一斉休日を除く)午前9時～正午、午後1時～4時
場所／朝霞市根岸台3-15-1
申・問／総合体育館
使用日前月の1日から1週間前までの期間で予約受付



※砂入り人工芝コート1面
更衣室・駐車場なし

生涯学習・スポーツ課

〒351-8501 本町1-1-1
☎463-2403 ☎467-4716
✉syogaku_sports@city.asaka.saitama.jp

総合体育館

〒351-0016 青葉台1-8-1
☎465-9811 ☎464-2429

体育施設臨時休館日 (5月1日～6月30日)	
総合体育館	5月21日(水)、6月24日(火)
武道館	5月12日(月)、6月9日(日)
滝の根テニスコート	5月7日(水)・19日(月) 6月2日(月)・16日(月)

日日時 会会場 対対象 定定員 参参加費 締締切
持持ち物 種種類 申申し込み 他その他 問問い合わせ

あさかの生涯学習へ

博物館へ行こう！

朝霞市博物館 〒351-0007 岡2-7-22 ☎469-2285
 文化財課文化財保護係 同上(博物館内) ☎463-2927
 埋蔵文化財センター 〒351-0033 大字浜崎231-2 ☎486-2244
 共通☎468-0079

川越街道を歩くⅡ ～目指せ！川越～ 開催中～6月15日(日)

市の南部を通る川越街道は、古くは室町時代に太田道灌が進軍したことで知られ、江戸時代には、五街道に次ぐ主要街道として整備されました。

川越街道は、中山道板橋宿の平尾追分から分かれた道で、上板橋・下練馬・白子・膝折・大和田・大井の各宿を通過して川越城下に至るもので、現在でも、国道254号線にその名を残しています。

今回の展示では、膝折宿の先、新座市の野火止から川越を目指し、実際に歩いて撮影した街道の痕跡や文化財を紹介しています。川越のゴールは、かつて川越城の西大手門があった現在の川越市役所になります。

慣れ親しんでいる川越街道でも歩いてみないと見過ごしてしまうものがたくさんあります。紹介するのは一部になりますので、これを機会に散策を行ってみてはいかがでしょうか。



平林寺の参道入口を示す寺号石



国登録有形文化財 旧大井町役場



烏頭坂

重要文化財 旧高橋家住宅からのお知らせ

5月14日(水)まで、端午の節句の展示として、こいのぼりと武者人形を飾っています。旧高橋家住宅の空で堂々と泳ぐこいのぼりをぜひご覧ください。



開園時間 午前9時～午後4時30分
休園日 第4金曜日を除き博物館の休館日に準じます。
 〒351-0005 朝霞市根岸台2-15-10
 (根岸台市民センター隣) ☎462-7067
 問／文化財課 ☎463-2927

朝霞市博物館平成26年度講座予定

- ※ 予定は、内容・日程も含め変更となる場合があります。
 詳しくは随時このコーナーや市ホームページでお知らせします。
- 5月～ 博物館体験教室 [年間5回]
 - 6～7月 歴史講座 [3回連続]
 - 7～8月 みんなあーちすと作品制作ワークショップ [夏休み中25日]
 - 7～8月 夏休み体験教室 [夏休み中5回]
 - 10～11月 企画展開連講座
 - 12～1月 歴史講座 [3回連続]
 - 1～3月 古文書講座 [6回連続]

はくぶつかんって 施設のご案内

「まなびとやすらぎの空間」の朝霞市博物館。どのへんが「まなび」で「やすらぎ」？それは…

常設展示室 楽しみながら学んじゃおう！

「遺跡が語る朝霞」(考古分野)
 土器パズルでドキドキ！時間内に完成できるかな!?
 柁 塚古墳出土の家形埴輪も展示中！

「陸の道と水の道」(歴史分野)
 日本橋から川越を目指す道中双六、舟運クイズ、東武東上線すぐろくなどにチャレンジ！「朝霞」の名前の由来も展示しているよ。

「水となりわい」(民俗分野)
 朝霞市は、水車を動力としたある産業が活発でした。それは何？実物大の大ジオラマは迫力満点。期間限定で、炭火アイロンや火鉢、ジャーなどの懐かしいむかしのくらしの道具も展示中！

「朝霞の美術・工芸」(美術工芸分野)
 市内のお寺に伝えられた仏像などの彫刻、市内に残された染色の型紙と染物を期間限定で公開！

映像コーナー 朝霞のことを映像で学習！

「朝霞市の生い立ち」「朝霞の四季と年中行事」など、3分～9分程度の番組を4面マルチ画面でご覧いただけます。

遊歩道 博物館の自然を探検してみよう！

晴れた日は、ぜひ遊歩道を散策してみてください。実際に水の流れで動いている水車の脇を通って、竹やさまざまな木々の生い茂る裏山へ。疲れたらあずま屋でちょっと休憩♪

博物館・埋蔵文化財センター お休みカレンダー

開館時間 午前9時～午後5時
休館日 月曜日・第4金曜日(祝日に当たる時は開館)、祝日の翌日(土・日曜日に当たる時は開館)、12月27日～1月4日
 ※第4金曜日は、文化財保護係の窓口は受け付けしていません。
 ※埋蔵文化財センターの開所時間・休所日は博物館の開館時間・休館日に準じます(臨時の開館・休館は除く)。

5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	31	29	30					

みんなの図書館

☆所蔵雑誌のスポンサーを募集しています！詳しくは、図書館までお問い合わせください。

新着図書を紹介 ()内は所蔵館とコーナー名

一般書

- ぼくのいい本こういう本 (本館 実用書A)
松浦弥太郎/著 朝日新聞出版 019
- にほんのお福分け歳時記 (本館・分館 実用書A)
広田千悦子/著 主婦の友インフォス情報社 382.1474#
- 踊る！ブラジル (本館 歴史・哲学)
田中克佳/写真・文 小学館 296.2
- 大和路の謎を解く (本館 歴史・哲学)
関裕二/著 ポプラ社 210.3
- なぜ受験勉強は人生に役立つのか (本館・分館 社会科学)
齋藤孝/著 西村則康/著 祥伝社 370.4
- ぼくの絵本じゃあにい (本館・分館 芸術・音楽)
荒井良二/著 NHK出版 726.5
- ぼくの守る星 (本館・分館 日本文学)
神田茜/著 集英社 Wか
- かごめかごめ (本館・分館 日本文学)
滝沢秀一/著 双葉社 W外
- カノン (本館 日本文学)
中原清一郎/著 河出書房新社 Wか

- 運命しか信じない! (本館 文庫)
蘇部健一/著 小学館 W77
- 狩場最悪の航海記 (本館 文庫)
山口雅也/著 文藝春秋 W74
- 犬に墮ちても (本館 外国文学)
ヘレ・ヘレ/著 渡辺洋美/訳 筑摩書房 949.7A
- アインシュタイン好奇心からすべて始まる (本館・分館 ティーンズ・歴史・哲学)
茂木健一郎/監修 PHP研究所 289.37A

児童書

- なにからできているでしょーか? (本館 児童)
大森裕子/さく 白泉社 Eキ10
- はじめてでもおどれる! ストリートダンス入門 (本館 児童) 小学館 K799
- 先生教えて! 国語のゴモン (本館 児童)
梅澤実/文 林真由美/文 齋藤孝/監修 あかね書房 K810
- 絵本 銀河鉄道の夜 (本館 児童)
宮澤賢治/作 司修/絵 偕成社 Kミ4
- ラモーゼ (上・下) (本館・分館 児童)
キャロル・ウィルキンソン/作 入江真佐子/訳 くもん出版 K93ウ

※新着図書の紹介については、ボランティア団体により音訳CD(デジタイズ形式)を作成していただいていますので、ご利用の方は、お問い合わせください。

*そのほか多数。数字・カナは図書の分類です。棚に見当たらないときは、職員までお気軽にお尋ねください。
*貸出中などで所蔵館に図書がない場合もあります。
*図書館ホームページでも毎週新刊案内を更新しています。

たいてい...
あそびの生涯学習

第12回 らいぶらりコンサート

入場無料

今年のテーマは、♪ 民謡 です!! お楽しみください。

日時/5月18日(日) 午後1時から
会場/朝霞市立図書館(本館) 視聴覚室

内容/

- ① 琴の音会 カトレア (大正琴) 午後1時05分ごろ
＜曲目＞・くちなしの花
・日本民謡メドレー (ソーラン節 ほか)
- ② プリランテ・デ・ラ・ギターラ (クラシックギター) 午後1時30分ごろ
＜曲目＞・コンドルは飛んでいく
・ベルシャの市場 ほか
- ③ 春霞 (箏) 午後1時55分ごろ
＜曲目＞・ちょうちょ ・かえるの合唱 ほか

- ④ i Labbri (アカペラ) 午後2時20分ごろ
＜曲目＞・もののけ姫
・アメージング グレース ほか
- ⑤ お箏の会 ゆうか (箏) 午後2時55分ごろ
＜曲目＞・ほたる ・こきりこ ほか
- ⑥ コスモス (フルート&ギター) 午後3時20分ごろ
＜曲目＞・メヌエット ・ガボット ほか
- ⑦ YUKA (シンガーソングライター) 午後3時45分ごろ
＜曲目＞・強く強く (東日本大震災復興支援ソング)
・涙そうそう ほか

共催/らいぶらりコンサート実行委員会
朝霞市立図書館

こちらのイベントにもお越しください

図書館(本館)では、ほかに次のおり催し物を予定していますので、家族や友人等と一緒にぜひお越しください。

なお、図書館まつりの詳細については、広報あさか6月号でお知らせします。

- ・シネマライブラリー
「ミカドロイド」
5月4日(日・祝)
午後2時～
- ・図書館まつり
6月28日(土)・29日(日)
午前10時～

親子で参加ください

入場無料

「北朝霞分館の絵本の読み聞かせ」

日時/5月20日(火) 午後3時30分～

内容/手遊びと読み聞かせ

会場/産業文化センター2階

研修室兼集会室2



5・6月の図書館のお休み

- 本館の休館日 (第2火曜日、第4金曜日)
5月/13日(火)、23日(金) 6月/10日(火)、27日(金)
- 分館の休館日 (第2水曜日、第4木曜日)
5月/14日(水)、22日(木) 6月/11日(水)、26日(木)
- 本館・分館の開館時間
午前9時30分～午後7時(土・日曜日、祝日は午後6時まで)

♪としゃがんの催し物♪

行事等	月日	内容	時間	場所
うさみみタイム (幼児・児童向け)	5/1 (木)	ぞうのパパール ひみつのトンネル 25分	午後 3時30分～	視聴覚室
	5/8 (木)	じてんしゃにのるひとまねごさる 28分		
	5/15 (木)	まんが日本昔ばなし かき長者/ソラ豆の黒いすじ 25分		
	5/22 (木)	バーバパパ世界をまわる ふるさと・北欧編 30分		
	5/29 (木)	新きかんしゃトーマス ゆうびんやとパン 20分		
松の木読書会*	5/16 (金)	三匹のおっさん 有川 浩/著	午前10時～ 正午	和室
おはなしくらぶ (乳幼児向け)*	5/26 (月)	絵本の読み聞かせ	午前11時30分～ 正午	視聴覚室

*印は自主サークルによる活動および催しです。

公民館の

ひろば

施設名	電話番号	FAX	休館日(5/1~31)
中央公民館・コミュニティセンター	465-7272	465-7297	5/5・12・19・26
東朝霞公民館	463-9211	463-9212	5/3~6・12・18・26
西朝霞公民館	462-1411	462-1412	5/3~6・12・18・26
南朝霞公民館	461-0163	461-0291	5/3~6・11・19・25
北朝霞公民館	473-0558	473-8725	5/3~6・12・18・26
内間木公民館	456-1055	456-1056	5/3~6・11・19・26

※番号はお間違いのないようにお願いします。

東朝霞
公民館

生活教養講座「ラベンダー講座 ～ラベンダーハットの額～」

毎年好評のラベンダー講座。今年も朝霞で咲いたラベンダーを使って額を作ります。部屋に飾って香りをお楽しみください。

日時／5月29日(木) 午後1時30分～4時

対象／どなたでも 定員／20人

費用／1,000円(材料費)

講師／ラバンディンの皆さん(わくわくドーム 前の花壇でラベンダーのせん定を行っている ボランティア団体)

保育／1歳以上の未就学児(定員5人)

申込方法／5月20日(火)午後3時まで電話または東朝霞公民館窓口で受け付けます。



北朝霞
公民館

子育て講座 「はじめてのおべんとう」

短時間で食べやすく、そして子どもたちが喜ぶお弁当づくりのアイデアを学んでみませんか。

日時／5月30日(金) 午前10時～正午

対象／未就学児の保護者 定員／12人

講師／管理栄養士 木村 倫代さん

内容／米、野菜、肉、魚、卵を使ったお弁当づくり

費用／400円(材料費・保険料)

保育／1歳以上の未就学児(定員8人)

持ち物／エプロン、三角巾、ふきん(2枚)

申込方法／5月21日(水)午後1時まで電話または北朝霞公民館窓口で受け付けます。



内間木公民館

第32回 内間木公民館まつり

若葉が萌え、風薫る季節、サークル活動の日頃の成果をお楽しみください。ご来館をお待ちしています。

日時／5月24日(土) 午前9時45分～午後9時 5月25日(日) 午前10時～午後4時

※駐車場の台数に限りがありますので、車でのご来館はお控えください。

※5月23日(金)は公民館まつり準備のため館内の利用はできません。

主催／内間木公民館まつり実行委員会

【発表部門】 会場：2階体育室 ※は体験コーナーあり

【展示部門】 会場：1階

	時間	内容
24日(土)	10:10~10:50	気功太極拳(太極拳)※
	10:55~11:55	健康体操自彊術(健康体操)※
	13:30~14:30	朝霞フルートクラブ(フルート演奏)
	14:35~15:15	オカリナサークル風恋土(オカリナ演奏)
25日(日)	18:00~20:50	HAM 番長(子どもフリースタイルダンス)、ダンスファクトリー朝霞(子ども社交ダンス)、ダンスサークル百合の会、エトワールダンスパーティー
	10:00~10:40	マヒナ・ミノアカ(ハワイアンフラ)
	10:45~11:15	朝霞殺陣の会 ジョイ(殺陣)※
	11:20~12:20	朝霞市あおば民謡会(伝承民謡)
	12:25~12:55	巴クラブ(なぎなた)※
	13:00~14:00	ギターサークル・カデンツァ(ギター演奏)
	14:05~14:45	フラサークル ナープア オ カラニ(ハワイアンフラ)
14:50~15:50	ジャングル・ジャム(ジャズ演奏)	

ロビー	絵てがみひまわりの友(絵手紙)、トールペイントペーパーミントの会(トールペイント)、燿陶会1班・2班・3班(陶芸)
視聴覚室	アートフラワー手染の会サークル(アートフラワー)、かな水仙会・かなの会・書道の会(書道)、粘土教室(粘土作品)
児童室	和裁の会(和裁)、MOJ I ² 工房(カリグラフィ)
図書室	花宝会(華道)

【模擬店部門】

24日(土)

●お食事(シオノ会)

▶11:30~ まぜご飯・とん汁・漬物:300円(150食)

●手作りパン販売(ばんぱかパン!)

▶12:00~

25日(日)

●お食事(シオノ会)

▶11:30~ うどん:250円(150食)

※お食事は2階、パンの販売は1階ロビーとなります。

【交流の広場】

《お茶席》

25日(日)

●お茶席(茶道クラブ)

▶10:00~ 300円

会場：2階和室



《体験コーナー》

24日(土)・25日(日)

●粘土工作(粘土教室) ▶10:00~15:00

野菜のカゴ盛り 350円

会場：1階視聴覚室

《ヨーヨーつり》(無料)

24日(土)

対象：小学生以下

▶11:00~11:30、13:30~14:00

会場：駐車場



※お食事、お茶席の前売り券の販売は5月23日(金)午後5時までとなります。

※模擬店部門、交流の広場については、無くなりしだい終了となります。

《チャリティバザー》24日(土)・25日(日)

●陶器(燿陶会1班・2班・3班) ▶10:00~15:00

●アートフラワー(アートフラワー手染の会サークル) ▶10:00~15:00

●粘土作品(粘土教室) ▶10:00~15:00

会場：1階ロビー

会場：1階視聴覚室

会場：1階視聴覚室



東朝霞 公民館 **生活教養講座**
「朝霞・わき水めぐり」

水をテーマに朝霞市内に点在するわき水と浄水場を見学します。自然の豊かさと、人間のテクノロジーを実感しませんか。


日時／6月4日(水) 午前9時15分～午後4時(雨天決行)
行程／(晴天の場合) 午前：水久保公園、根岸水路遊歩道、湧水代官水、不動堂水滝、博物館を見学して博物館で昼食。午後：バスで東京都朝霞浄水場、滝の根公園、子之神氷川神社の滝を見学し、東朝霞公民館で解散
 (雨天の場合) 若干コースを変更します。午後の行程は晴天の場合と同じ

対象／成人(約7km歩ける方) **費用**／100円(保険料)
案内／公民館職員 比留間 栄和、中村 孝紀
定員／20人 **持ち物**／弁当、飲み物、敷物、雨具
 ※歩きやすい靴と服を着用してください。
申込方法／5月23日(金)午後4時まで電話または東朝霞公民館窓口で受け付けます。

東朝霞 公民館 **子どもふれあい広場**
「発達を促すベビーマッサージ」

赤ちゃんとのスキンシップにぴったりのベビーマッサージ！親子でリラックスしながら楽しみましょう。

日時／5月30日(金) 午前10時～正午
対象／赤ちゃんが3か月～1歳未満の親子
定員／10組20人 **費用**／1組100円(保険料)
講師／ベビーマッサージ協会認定講師 小澤 美智子さん
申込方法／5月21日(水)午後3時まで電話または東朝霞公民館窓口で受け付けます。



西朝霞 公民館 **レッツ・チャレンジ**
「お弁当作って気分はピクニック」


ご飯からおかずまでを自分で全部作り、お弁当を詰めます。完成したら見晴らしの良い島の上公園でいただきます。

日時／5月31日(土) 午前10時～午後1時
対象／小学3年生～中学生 **定員**／20人
講師／西朝霞公民館職員 **費用**／250円(材料費・保険料)
内容／卵焼き、にんじんきんぴら、ウインナー、プロックリー、ミニトマト
持ち物／米1合、お弁当箱、お弁当箱を包むハンカチ、はしセット
申込方法／5月23日(金)午後3時まで電話または西朝霞公民館窓口で受け付けます。

北朝霞 公民館 **子育て講座**
「クラシックでリラックス子育て」

プロのピアノ演奏をお子さんと一緒に聴いてみませんか？子育てトークや手遊び歌でリフレッシュ！

日時／6月4日(水) 午後1時～2時
対象／未就学児と保護者 **定員**／30組60人
講師／ピアニスト 高木 梢さん **費用**／無料
曲目／「ノクターン第2番」(ショパン) ほか
申込方法／5月25日(日)午後1時まで電話または北朝霞公民館窓口で受け付けます。



※申込多数の場合は、市内在住者優先のうえ抽選します。
 ※申込結果は、はがきまたは封書でお知らせします。
 ※費用は原則当日集金します。

ご利用ください！朝霞市の各種相談窓口

※この内容は平成26年4月現在のものです。日時等は変更される場合がありますので、ご利用の際は各問い合わせへご確認ください。
 ※特に記載のないものは祝日・年末年始はお休みです。

名称	相談内容	日時	場所	相談員	問い合わせ
1. くらしの中での相談					
法律相談(予約制)	相続、離婚、多重債務など(企業、法人などを除き、個人の相談に限る)	毎週水・金曜日 《1組30分》 午前10時～正午 午後1時～3時	法律相談室 (市役所別館4階)	弁護士	地域づくり支援課 ☎463-2648 ※予約方法…電話または窓口
行政相談	行政に対する苦情、意見や要望など	毎月第2・4月曜日 午後1時～4時	行政相談室 (市役所別館4階)	行政相談委員	地域づくり支援課 ☎463-2648
消費生活相談	商品の品質や安全性、契約、悪質商法、多重債務など	毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	消費生活相談室 (市役所別館4階)	消費生活相談員	地域づくり支援課 ☎463-1111 内線2256
人権相談	家庭内のもめごとや近隣とのトラブルなどで、人権に関する相談	毎月第1月曜日 (祝日の場合は翌週の月曜日) 午後1時～4時	市民相談室 (市役所1階)	人権擁護委員	人権庶務課 ☎463-1738
女性総合相談	夫婦、親子、嫁姑など親族間のもめごと。近隣、職場などの対人関係	毎週木曜日 午前10時～午後3時 ※祝日も実施	それいゆぷらざ (女性センター) ※中央公民館・コミュニティセンター内	女性総合相談員	それいゆぷらざ (女性センター) ☎463-2697
DV相談	DV(夫婦や元夫婦、恋人など親密な関係にあるまたはあった者同士の間で振るわれる暴力)について ・暴力(身体的、精神的、性的、経済的)を振るわれている ・デートDV(若い世代の男女の間で起こるDV)を受けているかもしれない など	毎週火～日曜日 午前9時～午後5時 ※祝日も実施 ----- 【専門の相談員による相談】 毎週火・土曜日 午前10時～午後4時 ※祝日も実施	【対面相談】 それいゆぷらざ (女性センター) ※中央公民館・コミュニティセンター内 【電話相談】 (相談専用) ☎463-0356	それいゆぷらざ (女性センター) 職員 ----- 【専門の相談員】 配偶者暴力相談支援センター相談員	それいゆぷらざ (女性センター) ☎463-2697

あさかの生涯学習へ
各種相談一覧

名 称	相談内容	日 時	場 所	相談員	問い合わせ
1. 暮らしの中での相談					
年金相談 (予約制)	年金について ・後納制度について詳しく知りたい ・年金加入記録の確認やねんきん定期便の見方 ・年金の請求に必要なものの確認 ・繰上げ・繰下げ受給 ・仕事をしながらの年金受給 ・遺族年金をもらうようになったときの自分の年金について ・障害者年金の請求 など	毎週木曜日 午後1時～6時	市民相談室 (市役所1階)	社会保険労務士	保険年金課 ☎463-1264
心配ごと相談	日常生活上の相談に応じ適切な助言・他機関への紹介など	【対面相談】 毎月第1・3・5金曜日 午後1時30分～3時30分 【電話相談】 毎月第2・4金曜日 午後1時30分～3時30分	溝沼老人福祉センター (相談専用) ☎486-2525	民生委員	社会福祉協議会 ☎486-2485
生活保護相談	病気や失業などにより収入が減少または途絶えるなどして生活に困窮しているなど	毎週月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時15分	福祉課 (市役所1階)	福祉課職員	福祉課 ☎463-1576 463-1562
外国人生活相談	多言語(英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、やさしい日本語)での電話による簡単な生活相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	外国人総合相談センター埼玉 (埼玉県浦和合同庁舎3階)	外国人生活相談員	外国人総合相談センター埼玉 ☎048-833-3296 ☎048-833-3600 ✉sodan@sia1.jp
2. 税金に関する相談					
税務相談 (予約制)	納税および申告手続など、税務全般について	毎月第3月曜日 (祝日の場合は翌日) 午前10時～午後3時	市民相談室 (市役所1階)	関東信越税理士会 朝霞支部所属税理士	課税課 ☎463-2851
税務相談 (税理士会) (予約制)	納税および申告手続など、税務全般について	毎週水曜日 午後1時30分～4時	関東信越税理士会 朝霞支部事務局	関東信越税理士会 朝霞支部所属税理士 (関東信越税理士会朝霞支部)	関東信越税理士会 朝霞支部事務局 ☎465-0025
休日納税相談	・市税を納期限内に納税できない方への納付方法の相談 ・市税の納付	毎月第1・3日曜日 (5～7月は第4も実施) 午前8時30分～正午 ※1月の第1を除く。	収納課 (市役所2階)	収納課職員	収納課 ☎463-2023
3. 仕事に関する相談					
内職相談	内職に興味がある方や希望する方への相談・あっせんについて内職の求人をしたい事業者からの相談も受付けています	毎週火・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談室 (市役所1階)	内職相談員	産業振興課 ☎463-1903
労働・社会保険相談	賃金・労働時間・解雇をはじめとした労働条件など労働全般について	毎月第3土曜日 午後1時～4時	産業文化センター	社会保険労務士	産業振興課 ☎463-1903
金融よろず相談 (予約制)	事業運営や経営の安定化に必要な運転資金、設備資金また開業資金など保証協会の保証付き融資について	毎月第1木曜日 (1組1時間) 午後1時30分～4時30分	産業文化センター	埼玉県信用保証協会職員	産業振興課 ☎463-1903
起業家育成相談 (1週間前までに予約)	開業全般、事業計画、資金繰り、マーケティング、創業後の経営課題などについて	随時 午前10時～午後7時 (1組2時間) (土・日曜日、産業文化センター休館日を除く)	産業文化センター	中小企業診断士	産業振興課 ☎463-1903
就職支援相談 (予約制)	就労希望者を対象とした就職に関する悩みについて ・面接試験に自信がない ・自分に向いている仕事かわからない など	毎月第2・4水曜日 (1組1時間) 午前10時～正午 午後1時～4時	第2水曜日： 産業文化センター 第4水曜日： 市民相談室 (市役所1階)	キャリア・コンサルタント等	産業振興課 ☎463-1903
4. 健康・福祉に関する相談					
健康相談・ 各種相談	心身の健康・各種健(検)診後の相談 子どもの心身の発育発達や育児に関する相談等	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	保健センター	保健師	健康づくり課 ☎465-8611

名 称	相談内容	日 時	場 所	相談員	問い合わせ
4. 健康・福祉に関する相談					
栄 養 相 談	食生活・栄養について	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	保健センター	管理栄養士	健康づくり課 ☎465-8611
こころの健康相談(予約制)	・精神面の健康に心配のある方およびその家族 ・認知症を含む精神障害者およびその家族	毎月1回 ※日程は広報あさかおよび市ホームページでお知らせします。	保健センター	精神科医師・精神保健福祉士等	健康づくり課 ☎465-8611
精神保健福祉相談	精神の病気や福祉サービスなどについて	毎週火・金曜日 午後1時～5時15分	障害福祉課(市役所1階)	精神保健福祉士	障害福祉課 ☎463-1598
障害のある方のための相談	障害福祉サービスの利用などについて	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	総合福祉センター(はあとびあ3階)	相談支援専門員	はあとびあ障害者相談支援センター ☎486-2400
福祉サービス苦情相談	自宅や施設での福祉サービスに対する苦情・不満について	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	彩の国すこやかプラザ	埼玉県運営適正化委員会事務局職員	埼玉県運営適正化委員会 ☎048-822-1243
障害者虐待についての相談	障害者の虐待について ・虐待を受けている ・障害者への虐待を見たり聞いたりした ・障害者の介助の負担が重いなど	随時 午前8時30分～午後5時15分(これ以外の時間および休日は、市役所警備員室で電話を受付し、折り返し担当者から電話します)	障害福祉課(市役所1階)	障害福祉課職員	障害福祉課 ☎463-1598
5. 高齢者に関する相談					
高齢者総合相談	高齢者や家族、地域住民の方からの総合的な相談、支援について	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時	地域包括支援センター(市内5か所、お住まいの地域によりセンターが異なりますのでお問い合わせください)	社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師あるいは経験のある看護師	長寿はつらつ課 ☎463-1921
高齢者健康相談	健康づくりや病気療養、そのほか健康上の心配ごとに関する相談	毎月各会場1回 午後1時30分～3時 ※日程は各会場にお問い合わせください。	浜崎老人福祉センター 溝沼老人福祉センター	保健師・看護師・栄養士	浜崎老人福祉センター ☎486-2476 溝沼老人福祉センター ☎464-5488
6. 子どもに関する相談					
家庭児童相談	家庭における児童の養育について ・子育てで悩んでいる(保護者より) ・友達とうまく付き合えない(子どもより) ・子どもへの虐待かな(地域の方より) など	毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時	家庭児童相談室(市役所2階)	家庭児童相談員	家庭児童相談室 ☎463-2231
子 育 て 電 話 相 談	乳幼児の育児について ・母乳はいつやめればいいのかも ・他の子より成長が遅いかも ・夜泣きが大変 ・引っ越してきたばかりで近所に知り合いがないなど	毎週月～土曜日 午前9時～午後5時	さくら子育て支援センター(さくら保育園内)	子育て支援センター職員	さくら子育て支援センター ☎467-4152
		毎週月～木・土・日曜日 午前9時30分～午後5時30分	きたはら子育て支援センター(きたはら児童館内)		きたはら子育て支援センター ☎476-8686
朝 霞 市 子 ども 相 談 室	・いじめや不登校など学校生活について ・子育てや家族関係など家庭生活について ・適応指導教室について	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※事前にお電話ください。	子ども相談室 ☎471-8080 ☎487-1234	教育相談員	教育指導課 ☎463-2884
7. 不動産・住まいに関する相談					
不 動 産 無 料 相 談 (予 約 制)	不動産に関わる賃貸、売買またはトラブル等について	毎月第2木曜日(祝日の場合は第3木曜日) 午後1時～4時	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部(本町1-2-26)	不動産無料相談員	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部事務局 ☎468-1717
住宅建築相談(予約制)	住宅の耐震工事やリフォーム、省エネ住宅等について	毎月第2水曜日(1月は第3水曜日) 午後2時～4時	市民相談室(市役所1階)	建築士	(社)埼玉県建築士事務所協会 県南支部事務局 ☎461-4507
分譲マンション管理相談(毎月第3月曜日から相談日の2日前までに予約)	分譲マンションの管理や管理組合の運営について ・滞納金、大規模修繕、工事、管理委託など	毎月第1水曜日(1月は第2水曜日) 午後1時30分～4時20分(定員3組、1組50分)	市民相談室(市役所1階)	マンション管理士	まちづくり推進課 ☎463-2518 ※予約方法…電話または窓口

以前、「わたしたちの健康」で「夜間小児救急（地域医療における医師会活動）」について、皆さんにご紹介しました。今回は、休日夜間における小児救急のその後についてお話しします。

志木市民病院における夜間小児救急支援事業のその後

朝霞地区医師会（朝霞市・志木市・和光市・新座市）では、平成20年4月より市民病院の小児救急を支援してきました。4年4か月で、計1,049回、合計6,204人の小児救急患者を診療し、当直医の負担は軽減され、埼玉県では同様の事業が各地で広まりました。しかし、平成24年8月、市民病院の小児救急は休止となり、当地区の小児救急の受け入れが独立行政法人国立病院機構埼玉病院（以下、埼玉病院）1病院となつてしまいました。医師会は埼玉病院の救急外来に場所を移し、事業を続けることを決定しました。

埼玉病院における医師会の休日夜間小児救急支援事業

平成24年9月にスタートし、朝霞地区で小児科診療を行っている開業医の有志34名が、現在、支援事業に協力しています。平日の午後8時～10時（土曜日は午後6時～8時）

日曜祝日の午前10時～正午の2時間、埼玉病院の救急外来を利用し、発熱、嘔吐、下痢、インフルエンザなどのうち、帰宅可能な軽症患者の診療を行っています。中等症、重症は埼玉病院の小児科当直医に依頼しています。

初年度（平成24年9月～平成25年8月）の実績をご紹介します。支援回数は合計216回、月平均で18回、医師会医師による診療患者数の合計は年間1,181人、1日平均の診療患者数は55人でした。患者の集中する日曜祝日の1日平均患者数が8.5人となっていることが、今回の支援の特徴で、季節によりバラツキがありますが、2時間の支援で最大患者数は16人、10人以上の日が34.0%となっています。発熱患者が55.6%と多く、嘔吐・下痢が27.3%、咳・喘息が27.3%で、じんましん、便秘、おたふくかぜ、水ぼうそうなどの受診も少なくありませんでした。小児科当直医に依頼した患者は全体の8.6%で、医師会医師の診療で帰宅した患者は91.4%でした。救急といっても開業医が日常でよく見る疾患が大多数で、多くは帰宅可能な軽症患者でした。

問題点と解決策 —「和光市乳児健診 子どものQQ教室」

本来、埼玉病院の救急の対象は重症患者のほうですが、現実には軽症

患者の受診が多く、重症患者の診療に影響が及ぶ恐れがあります。埼玉病院を利用するのはどんな場合か理解していない家族や、軽症が重症か家族が判断できず、心配で受診するケースも多いようです。

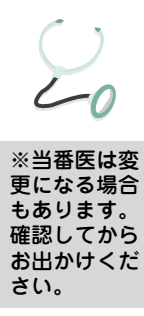
医師会和光支部では、医療機関の利用法や夜間の発病時の対応法を広く知ってもらうため、新たな取り組みとして、平成25年8月より、和光市保健センターの3～4か月健診の待ち時間を利用し、「乳児健診 子どものQQ教室」を始めました。DVDを用い、①かかりつけ医と埼玉病院の役割分担、②朝霞地区の休日夜間の医療事情、③「子どもの救急ミニガイドブック」や電話相談#8000の利用、医師会支援事業の利用、具体的な救急の対象、救急車の適切な利用方法、受診の心得などを紹介しています。この取り組みは、今後他の3市にも広げていく予定です。その効果が期待されます。

志木市に隣接する富士見市で、イムス富士見病院の小児救急が昨年末にスタートしました。喜ばしいことですが、利用法を誤れば、医療崩壊の根本的な解決にはなりません。重症患者の受診抑制となつてはいけません。医療資源を適切に利用することが必要とされている時代です。

日曜・休日に実施している医療機関

午前10時～午後4時

月日	場所	施設名	科目	☎(048)	場所	施設名	科目	☎(048)	
5	③	新座	くりはら内科クリニック	内・消内・循内	042-438-6606	志木	宇野眼科病院	眼	472-6202
	④	新座	志木南口クリニック	内・外・小・消内・整外・肛・リハ	485-6788	和光	田中医院	内	461-2060
	⑤	和光	和光駅前クリニック	外・内・小・整外・消内・肛・リハ	460-3466	新座	小熊クリニック	消内	042-471-5098
	⑥	志木	幸町クリニック	消内・内・外・肛	485-5600	朝霞	伊藤耳鼻科クリニック	耳	486-0087
	11	新座	遠山荘一郎内科クリニック	内	480-3737	志木	岩崎小児科病院	小・内・皮	474-7474
	18	朝霞	あさくらクリニック	内・消内・小	423-8470	新座	清水医院	内・外・循内・皮	476-2111
25	朝霞	朝霞台クリニック	内	472-1288	朝霞	大城胃腸科外科医院	消内・外・皮	463-1575	



※当番医は変更になる場合もあります。確認してからお出かけください。

※5月の休日歯科応急診療所

実施日 5月3日(土・祝)・4日(日・祝)・5日(月・祝)・6日(火・祝)・11日(日)・18日(日)・25日(日)
受付時間 午前9時～11時30分
場所 新座市休日歯科応急診療所（新座市保健センター）
診察料 健康保険法の規定料金（保険証を必ずお持ちください）
問い合わせ ☎048-481-2211

※救急医療のお問い合わせ

●埼玉県救急医療情報センター ☎048-824-4199
●埼玉県南西部消防本部 ☎048-460-0123
※小児救急電話相談
●#8000（携帯電話からも相談可能）

☆今月の主な保健衛生週間行事予定 5～11日は「児童福祉週間」です！



乳幼児と保護者の方へ

※費用について、特に記載しているもの以外は無料です。

内容	日時・会場	対象	その他
離乳食ステップアップ教室	6月12日(木) 午前10時～正午 もしくは 午後1時30分～3時30分	H25年9・10・11月生の第1子のお子さんとその保護者1人	定員／午前18組・午後18組(先着順) ☎／電話で5月15日(木)から予約受付開始
母と子のつどい	6月23日(月) 午後1時30分～3時30分 保健センター	H26年4月生 定員／30組(先着順)	内容／赤ちゃんの話、お母さん同士の交流など ☎／電話で5月12日(月)から予約受付開始
ぴーなっつ	5月26日(月)、6月23日(月) 午前10時30分～11時30分 保健センター	0～3歳頃の子とその保護者、多胎児を妊娠中の妊婦	内容／参加者同士の交流、手遊び等 ※初めて参加される方は事前に健康づくり課へご連絡ください。
ひまわり教室	5月30日(金)、6月26日(木) 午前10時～11時30分 保健センター	心身の発達に心配のあるお子さんとその保護者	内容／楽しく体を動かしながら発達をうながす教室です ☎／健康づくり課(電話で要予約) ※詳しくは健康づくり課までお問い合わせください。

マタニティ教室 ※土曜日はパパも参加できます。	6月の乳幼児健診				実施時間	内容／保育と沐浴、お産の進み方、DVD上映など ☎／7月(2日コース)は電話で5月8日(木)から予約受付開始 ※6月(1日コース)はすでに受け付けを行っています。不明な点は健康づくり課までお問い合わせください。
	日	程	定員	対象(初妊婦)		
6月(1日コース)	14日(土)	36人	H26年9月～11月 出産予定	午前10時～午後4時	☎／7月(2日コース)は電話で5月8日(木)から予約受付開始 ※6月(1日コース)はすでに受け付けを行っています。不明な点は健康づくり課までお問い合わせください。	
7月(2日コース)	1日目:3日(木) 2日目:12日(土)	36人	H26年10月～12月 出産予定	1日目:午後1時～4時 2日目:午前10時～午後4時		

6月の乳幼児健診				※左記のとおり個別通知をしますので、詳細は通知をご覧ください。
4か月児健診	10か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診	
H26年2月生まれ	H25年8月生まれ	H24年11月生まれ	H23年2月生まれ	
5月上旬発送予定。通知が届かない場合はご連絡ください。				



成人の方へ

内容	日時・会場	対象	その他
献血	5月22日(木)・市役所1階市民ホール 午前10時～正午、午後1時～4時	16～70歳未満	主催／朝霞市献血推進協議会 採血者／埼玉県赤十字血液センター ※65歳以上70歳未満の方については、60歳から64歳までの間に献血をしたことがある方に限られます。



健康づくりを応援するページ

へるすアツ7

問／健康づくり課
☎465-8611

ここがポイント!

あさか健康プラン21(第2次)がいよいよ始まります!

「くらしの中から健康づくり」をテーマに一人ひとりができることをライフステージごとに提案します!

乳幼児・学齢期(～18歳)

- ・1日3回規則正しい食事をしましょう
- ・運動やスポーツなどで毎日体を動かしましょう
- ・歯磨きの習慣をつけましょう



青年期・壮年期(19～64歳)

- ・1日3食バランスよく食べましょう
- ・日常生活の中で、自分にあった方法で積極的に体を動かしましょう
- ・生きがいや趣味をもちましょう
- ・健康診査・がん検診を受けましょう

高齢期(65歳～)

- ・薄味を心がけましょう
- ・80歳で20本の歯を残せるようにしましょう
- ・活動に参加し、地域とつながりましょう

健康あさか 普及員さんに聞きました

健康あさか 普及員とは、健康づくりに取り組んでいる市民の方です。登録制で、定期的な集まりや勉強会などもあります。朝霞スタイルの健康づくりを広め、すすめていきます。

健康づくりを楽しむコツは?



ウォーキングが得意なEさん

ウォーキングは歩くことだけではなく、季節ごとに変わる草花に目を向けるとより楽しめます。お勤めは、青葉台中央公園、ツツジやヤマブキが見ごろです。

グループ活動を楽しむコツは何ですか?



グループで活動を続けるAさん

誰かのために活動したいと思ったのがきっかけでグループ活動を始めました。長続きのためには、つかず離れず、さっぱりしたお付き合いがポイント。

元気の素は、なんですか?



ボランティアを18年続けているKさん

ボランティアを続けていると、相手を助けているつもりでも、実は自分も元気をもらっています。だから頑張っています!

お口の健康を広めているさん やりがいは何ですか?



歯科衛生士として地域で活動するIさん

口の中が健康な人は、本当に元気な人ばかり!小さなときから口の中に興味を持ってもらえるよう、高齢者の集まりから乳幼児健診までいろいろなところでお話しさせてもらっています。

市民 伝言板

市内の公共施設で定期的に活動している団体の会員募集・行事案内を掲載しています。

問/市政情報課

☎463-3059 ☎467-0770(代表)

記載のないものは、費用/無料 対象/どなたでも 申込方法/当日直接会場へ ※市外局番のない電話番号等の市外局番は(048)です。

行事案内

第11回「西彩会」水彩画作品展

日時/5月27日(火)~31日(土) 午前10時~午後6時(27日は午後1時~、31日は午後5時まで) 会場/にいざぼとぶらざ その他/西朝霞公民館のサークル会員による個性的で楽しい作品がいっぱいです。主催/水彩画の会「西彩会」 問/川口 ☎474-7458

怪獣・怪物ガオー!!(アートセラピー)

日時/5月17日(土) 午前10時~午後0時30分 会場/城山公園 対象/小学1~6年生 申込方法/電話で その他/アートを通じて心と体を思いっきり表現し、子どもたちの自立と成長を支援するクラスです。毎月第3土曜日午前に開催 主催/アートのかがやきまんぶくSUN 問/清水 ☎090-5437-5305

歴史さんぽ第7回出雲大社御遷宮と「あさか小唄」

日時/5月11日(日) 午前9時30分~午後4時30分(雨天中止) 集合場所/朝霞駅南口 費用/100円(歴史資料) 持ち物/昼食、飲み物、おさい銭 対象/8km1人で歩ける方 申込方法/電話または当日直接会場へ その他/ガイドは「あさか小唄」作詞の松山泰夫さん 主催/歴史さんぽ 問/井上 ☎463-6390

山野草展示会

日時/5月10日(土)~11日(日) 午前9時30分~午後4時30分 会場/図書館(本館) その他/毎月第1日曜日に中央公民館で活動して13年、里山の草花を育てています。主催/あさか山野草同好会 問/増田 ☎461-4072

もの忘れ3千人のための予防講座

日時/5月19日(月) 午後2時~4時20分 会場/西朝霞公民館 費用/1,000円(資料代) 対象/50歳以上の市民 その他/脳と体の健康づくりを望む方 主催/ひざおり楽脳 問/蓬田 ☎461-9682

動物愛護をテーマにした映画上映のつどい

日時/5月25日(日) 映画上映 午後2時~2時50分、トークショー 午後3時~4時 会場/図書館(本館) その他/上映「ちい

さな命のゆくえ」~名もなき犬・猫たちのこと~ 主催/彩の国動物愛護推進員朝霞地区「TEAM A7」 問/藤田 ☎070-5580-4929

朝霞中央公園フリーマーケット

日時/5月5日(月・祝) 午前10時~午後3時 会場/中央公園石畳 費用/1,500円 申込方法/電話で その他/フリーマーケットに参加しませんか? 主催/リサイクルマン 問/リサイクルマン ☎090-9326-0016

「もの忘れ」改善体操講座

日時/5月17日(土) 午前10時~正午 会場/東朝霞公民館 費用/1,000円(資料代) 対象/50歳以上 主催/ねぎし楽脳 問/松谷 ☎466-6627

(※)スーパーシニア音楽団「楽悠」#4 定期演奏会

日時/5月17日(土) 午後2時~3時30分 会場/産業文化センター 主催/音楽団「楽悠」 問/松田 ☎465-5371

(※)第8回朗読ライブ

日時/5月11日(日) 午後1時~4時30分 会場/仲町市民センター 主催/朗読サークル ポラーノの広場 問/比留間 ☎464-6884

(※)詳細は市ホームページ (<http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/5/dengonban-gyoji.html>) をご覧ください。

会員募集

ピクシー新体操クラブ

日時/①毎月第1・3月曜日 ②毎月第2・4月曜日 午後4時30分~6時 会場/①西朝霞公民館 ②南朝霞公民館 会費/月2,000円 対象/小学生の女子 その他/楽しい先生や仲間たちと一緒に体操を始めませんか? 1回無料体験あり 問/小寺 ☎megu7kai@ezweb.ne.jp

女性剣道稽古会

日時/毎週水曜日 午前10時~11時30分 会場/武道館 会費/月1,000円(その他スポーツ保険) 対象/経験者(ブランクあり大歓迎) 問/西村 ☎462-9078

タイ式ヨガ アルン

日時/月2回土・日曜日 午後1時30分~3時 会場/仲町市民センター 費用/1回700円 その他/初心者の方、普段体を動かさない方歓迎 問/野村

MCクレヨン体操(ストレッチ&ソフトエアロビクス)

日時/毎週木曜日 午前10時~11時30分

会場/南朝霞公民館 入会金/500円 会費/月1,000円 対象/成人女性 その他/インストラクターによる丁寧な指導で、心も体もリフレッシュしませんか? 見学・体験(無料) 随時受け付けています。 問/かねこ ☎mc-crayon@outlook.com

山遊会(里山からアルプスまで)

日時/毎月第3火曜日 午後6時~8時30分 会場/中央公民館・コミュニティセンター 保険料/各自負担年間2,500円程度 その他/毎月第4土曜日に山行、その他月1~2回臨時山行あり。体のレベルに合わせ健康志向で月例山行を楽しみませんか。60歳以上歓迎 問/川部 ☎462-1570

3B親子体操

日時/毎週木曜日(月4回) 午前10時30分~11時30分 会場/栄町市民センター 入会金/1,000円 会費/月1,500円 対象/2歳前後の幼児 問/柏 ☎080-3662-5200

ダンスサークル銀の靴

日時/毎週日曜日 午後5時~8時 会場/中央公民館・コミュニティセンター 入会金/1,000円 会費/月2,500円 対象/初心者~中級くらい その他/男女のプロ講師による丁寧なレッスンです。 問/安岡 ☎461-2548

朗読サークル ポラーノの広場

日時/毎月第1・3水曜日 午後1時~3時30分 会場/東朝霞公民館 会費/月2,000円 その他/男性歓迎します。 問/比留間 ☎464-6884

フラワーバスケット(フラワーアレンジ)

日時/①毎月第1木曜日 午後2時~4時 ②毎月第1土曜日 午前10時~正午 会場/①中央公民館・コミュニティセンター ②東朝霞公民館 会費/1回1,000円(その他、材料費2,500円程度) 対象/女性 その他/1日無料体験あり(材料費は実費) 問/小林 ☎464-5569

フラ・オハナ(フラダンス)

日時/毎週水曜日 午後1時30分~3時、午後3時~4時30分 会場/東朝霞公民館 会費/3回3,000円 対象/女性 その他/1日体験あり(無料) 問/滝沢 ☎090-2314-4450

霞謡会(観世流謡曲)

日時/毎月第2・4木曜日 午前10時~正午 会場/西朝霞公民館 会費/月2,000円 対象/謡曲に興味のある方。初心者歓迎 その他/竹内好夫さんの親切な指導が受けられます。会員の稽古教室はいつも開放しています。 問/富永 ☎465-3433

中央公園陸上競技場が生まれ変わりました

3月30日(日)、朝霞中央公園陸上競技場で改修工事完成記念式典が行われました。当日はあいにくの雨でしたが、式典後には、ロンドンオリンピックに出場した土井杏南選手を囲み、市内小・中学生らとの質問会が行われたほか、朝霞市少年サッカー連盟選抜チームと浦和レッドダイヤモンズジュニアチームによる交流試合が、一新された芝生の上で行われました。
 ※この工事は、日本スポーツくじ助成金を活用しました。
 (工事金額 2億1,552万3,000円、助成金額 8,585万6,000円)



建設業、産廃業、宅建業、運送業、外国人 VISA、帰化、会社設立、NPO 認証・認定、相続・遺言などで困ったら

あさか野行政書士事務所

(松尾行政書士事務所/有坂行政書士事務所)
 行政書士 松尾信一 行政書士 有坂良太
TEL: 048-450-1390 FAX: 048-450-1399
 朝霞市本町2-7-21
<http://www.gasaka.com>

市民葬指定葬儀社

葬儀は 信用と信頼の(株)アトラス

安心価格の「朝霞市民葬」を使用した「家族葬」をご提案しております。
 事前相談・見積り無料。お気軽にお電話下さい。

コールセンター 0120-401-059

本社: 朝霞市浜崎3-17-30 家族葬ホール・霊安室完備
 URL <http://www.atlas-sougi.co.jp> **葬儀 アトラス** で検索

遺言 相続 円満相続対策

お困りごと・お悩みごとの相談は
 行政書士 藤田 孝久 事務所まで。
 朝霞市本町2-2-3 2セレネ朝霞202
電話 048-469-2850

-当事務所主催-
 毎月第3日曜日 朝霞市内にて
士業による遺言・相続セミナー・相談会 開催中!
 詳しくはお気軽にお問い合わせください。
 ⇒ホームページは「行政書士藤田孝久」で検索!

大切な人とのお別れは

(株)花輪 式典

がプロデュースする安心サポートご葬儀で。

施主ご負担金額(補助金含) 朝霞市市民葬儀指定葬儀社

火葬式(密葬) **¥158,700**より(親族4名)
 家族/親族葬儀 **¥298,700**より(家族・親族10名)
 上記別料金: 式場料・飲食代・バス・返礼品・心付・ご供花・枕飾等

TEL 048-451-0401
 〒351-0005朝霞市根岸台4-11-12 <http://shiminso.jp>

入居者募集中

医療法人が運営する介護付有料老人ホーム

コンフォルト朝霞

〒351-0023 埼玉県朝霞市溝沼 1-5-2
 資料のご請求、ご入居・ご見学のお問い合わせは
0120-332-016

介護職員募集 パートも歓迎

樹木の剪定、伐採、草刈

お見積りは無料です
 例: 樹高3m剪定3,000円 芝刈㎡200円
 〒351-0023 朝霞市溝沼5-15-9

グリーンスペース 株式会社

TEL 048-424-3928 FAX 048-424-3982
 URL: <http://www.greenspaceltd.info>

＜妊娠しやすい身体作りをはじめましょう！＞
まずはお電話を！

【定休日】 朝霞台駅・志木駅より
 木・日曜・祝祭日 徒歩8分

子宮カウンセラーの資格を持つ薬剤師へ お問い合わせ・予約・ご相談専門ダイヤル
 是非ご相談下さい。

048-473-7830

朝霞市 溝沼 曙 **昭和薬局**
<http://www.saitozakango.com/>
 埼玉県朝霞市朝志ヶ丘1-2-6-106

生理痛・生理不順・更年期障害等
 でお悩みの方もぜひご相談下さい。

予約制
 飲み合わせがございましたら
 電話予約をして頂けますと
 スムーズにご相談いただけます。

住まいは 人が造るもの

新築 内外装リフォーム 耐震診断・改修

有限会社 大路工務店
 OJI KOMUTEN.LTD

作業所 朝霞市上内間木22 **TEL 048-423-9124**
 HomePage <http://www.010.upp.so-net.ne.jp/cpter>

広報あさか No. 684
 発行日/平成26年5月1日(毎月1回1日発行) 発行人/朝霞市長 編集/朝霞市市政情報課
 朝霞市役所/〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1 TEL 463-1111(代) FAX 467-0770(代)

広報あさか音声CD(デイジー形式)を図書館本館と北朝霞分館で貸し出しています。

広報あさかは再生紙を使用しています

VEGETABLE OIL INK この印刷物は環境にやさしい「植物油インキ」を使用しています